

長崎県

対馬歴史研究センター所報

Bulletin of Nagasaki Prefectural Research Center for History of Tsushima

No.2

令和3年度

対馬博物館、

四月三〇日(土)開館!

研究ノート

宗義成・宗義質口宣案の伝来

史料紹介

天保期対馬藩における八郷の役職

研究論文

正徳度信使費用拝借の舞台裏

重要文化財「高麗版一切経 附 大般若経」の修理における補修紙作成

対馬宗家による朝鮮鷹の輸送と献上



鱈浦ヒトツバタゴ自生地

(国の天然記念物)

ヒトツバタゴはモクセイ科の大陸系植物で、古代より大陸への窓口であった対馬を象徴する植物として、対馬市の木に指定されています。

対馬北部の鱈浦地区は国内最大の自生地であり、五月初旬の開花期には三〇〇〇本といわれるヒトツバタゴが一斉に白い花を咲かせ、初夏に積もる雪のようです。

波の穏やかな日には、山を白く彩るヒトツバタゴの花の影が海面を白く染めることから、「海照らし」の別名で呼ばれています。

・昭和三年 国の天然記念物に指定

・平成二十二年三月「島の宝一〇〇景」（平成二十二年三月）認定

長崎県

対馬歴史研究センター

所報

2号

「宗義和図書」
そうよしよりとしよ

(宗家文庫史料、国指定重要文化財)

一四代藩主宗義和(一八一八～一八九〇)が受給した図書。図書とは、朝鮮国から日本人通交者に与えられた印のことである。宗家当主は朝鮮通交を担うことが決まると図書の受給を求める使節を朝鮮に派遣して図書を受け取った。そして、名義人の当主が家督を相続すると、図書は朝鮮に返還されることになっていた。宗家文庫史料には義和と三三代藩主宗義章の図書が残されているが、その理由は不明である。

一九世紀 真鍮製 96×66×80



目次

概要

基本理念と主要事業・概念図	4
沿革	6
スタッフ紹介	14

I 調査研究

資料閲覧室の利用について	16
研究入館者・資料貸出/返却・寄託/寄贈/購入・資料調査・レファレンス	18
研究ノート「宗義成・宗義質口宣案の伝来」古川 祐貴	19-26
史料紹介「天保期対馬藩における八郷の役職」丸山 大輝	27-36
研究論文「正徳度信使費用拝借の舞台裏」古川 祐貴	37-51
研究論文「重要文化財「高麗版一切経 附 大般若経」の修理における補修紙作製」 藤井 良昭・竹内 友希子・堀田 圭吾	52-63
研究論文「対馬宗家による朝鮮鷹の輸送と献上」丸山 大輝	64-91

II 保存修復

維持管理行為	94
本格修理	96

III 国内外の研究機関との連携

東京大学史料編纂所との共同研究	102
-----------------	-----

IV 情報発信

対馬博物館開館記念イベントのお知らせ	104
出前講座・校外学習	106
「対馬版」朝鮮国信使絵巻作りプロジェクトについて	108
取材協力	109
寄贈・購入図書	110

概要

基本理念と主要事業

1 調査研究

「対馬宗家関係資料」など、対馬に関する歴史資料の調査研究を推進し、新たな歴史的事実の把握に努める。

2 保存修復

「対馬宗家関係資料」など貴重な歴史資料を安全かつ安定的に保存管理するとともに、修理等を実施し、次世代へ継承していく。

基本理念

地元対馬の宝であり、国の重要文化財でもある「対馬宗家関係資料」を中心とした貴重な歴史資料を適正に保存管理し、人類共有の遺産として次世代に継承するとともに、調査研究を推進することで、資料の価値をさらに顕在化させ、人々に正確な歴史的事実を伝えていく。

3 国内外の研究機関との連携

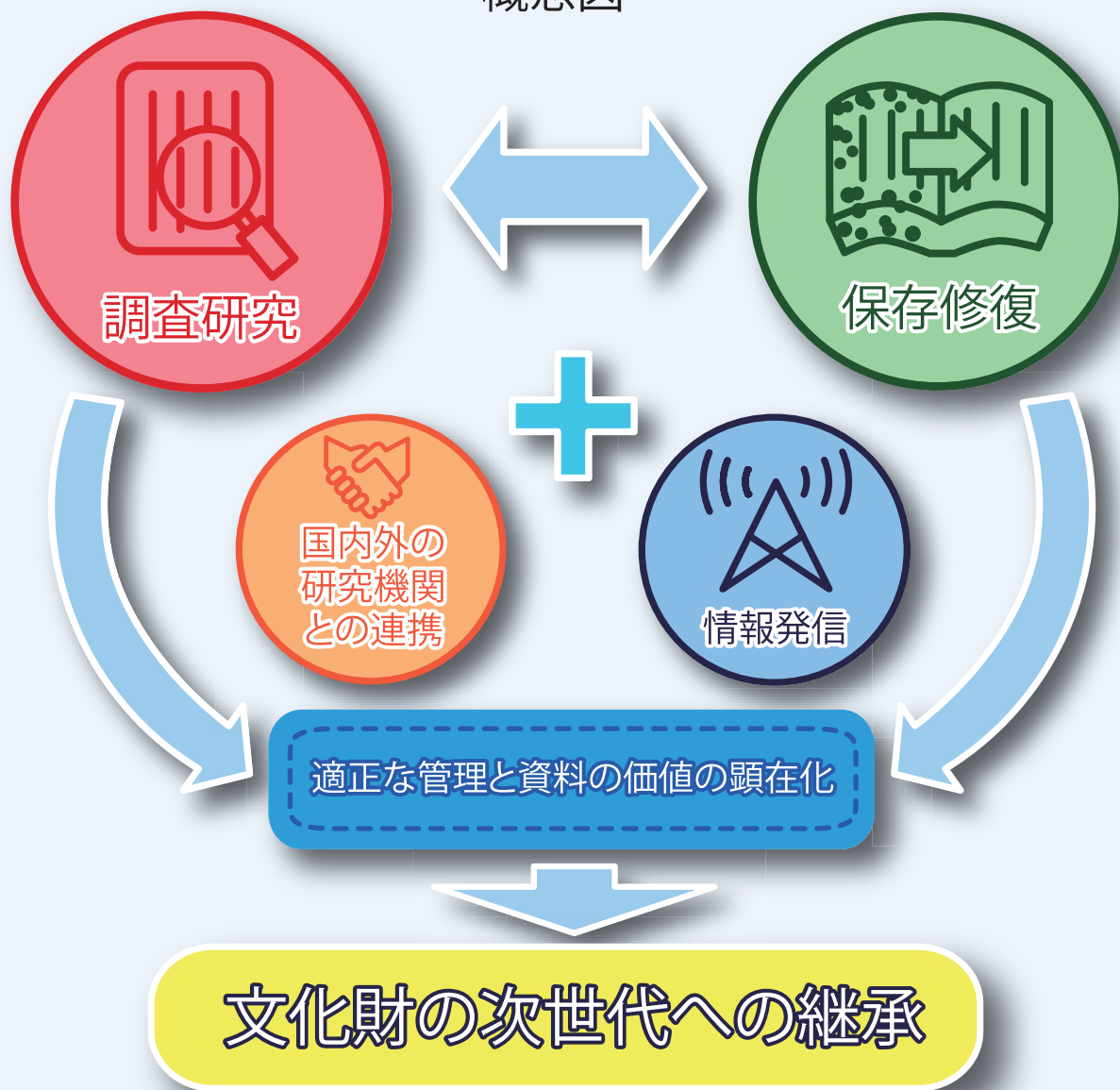
国内外の研究機関及び研究者と学術ネットワークを構築し、国内外の研究者が集う研究調査の交流拠点を目指す。

4

情報発信

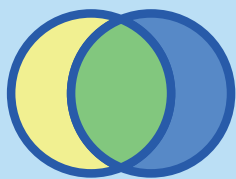
収蔵資料及び研究成果のデータベース化、デジタル画像の公開など、ホームページ等を活用した国内外への情報公開を促進する。

概念図



対馬博物館との合築効果

博物館機能と調査研究機能の一体化



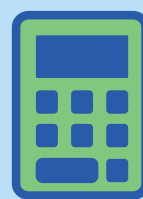
博物館機能と調査研究機能を一体的に運用することで、研究者から一般観光客まで来館者の学習意欲や興味・ニーズに応えることができる。

両施設の学芸員の連携



両施設の学芸員が連携することで、質の高い運営や情報発信が可能となる。

共用部の一体化



収蔵庫や機械室など共用部分を一体化することで、整備・運営コストの軽減を図る。

1972-1976



「宗家文庫」を視察する文化庁・山本信吉文化財調査官

1972
S47

【陳情】県立博物館(分館)の建設について
(対馬の自然と文化を守る会会長→長崎県知事・県教育長あて)

1973
S48

対馬学術総合調査にて、文化庁より「宗家文庫」の重要性が指摘される

【陳情】県立博物館(分館)の建設について
(対馬町村会長・対馬町村議会議長会長・対馬の自然と文化を守る会会長→長崎県知事・県教育長あて)

【陳情】県立博物館(分館)の建設について
(対馬地方教育委員会連絡協議会会長・対馬教育長会長→長崎県知事・県教育長あて)

【陳情】県立博物館(分館)の建設について
(対馬町村組合管理者・対馬町村組合議会議長→長崎県知事・県教育長あて)

【請願】県立対馬博物館建設に関して
(対馬町村会長・対馬町村議会議長会長・対馬教育長会長・
対馬の自然と文化を守る会会長→長崎県議会議長あて)

対馬博物館建設促進協議会(期成会)発足

1974
S49

【陳情】対馬歴史民俗資料館建設事業の国庫補助事業採択について
(長崎県知事→文化庁長官あて)

「宗家文庫史料」予備調査

1975
S50

「宗家文庫史料」第1期調査(国庫・県費補助事業、宗家文庫調査委員会へ委託)(～昭和52年度)

博物館建設に伴う敷地測量

【陳情】博物館設立について
(対馬博物館建設促進協議会会長→長崎県知事あて)

博物館建設に伴う第1次発掘調査



「宗家文庫史料」日記類・記録類調査(田代和生氏提供)

1976
S51

博物館建設に伴う第2次発掘調査

博物館建設工事着工

対馬歴史民俗資料館竣工
(鉄筋コンクリート2階建、延面積1003.14平方メートル、総工事費1億6600万円)

1977-1983



完成当初の対馬歴史民俗資料館

1977
S52

対馬歴史民俗資料館条例施行

宗家より「宗家文庫」寄託の内諾

『宗家文庫史料目録(日記類)』発行



宗家文庫史料目録
(日記類)



開館式典

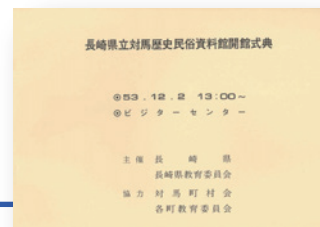
1978
S53

「宗家文庫史料」第2期調査

(国庫・県費補助事業、宗家文庫調査委員会へ委託)(～昭和56年度)

対馬歴史民俗資料館開館

対馬歴史民俗資料館開館式典&「対馬の考古・美術」展



開館式次第

1981
S56

『宗家文庫史料目録(記録類Ⅰ)』発行



宗家文庫史料目録
(記録類Ⅰ)

1982
S57

「宗家文庫史料」第3期調査(国庫・県費補助事業、宗家文庫調査委員会へ委託)(～昭和59年度)

1983
S58

対馬歴史民俗資料館

開館5周年記念式典&「対馬 宗家資料展」



対馬 宗家資料展
(開館5周年記念)



開館5周年記念式典に出席した宗武志氏

1984-1991

1984
S59

『宗家文庫史料目録(記録類Ⅱ)』発行



宗家文庫史料目録
(記録類Ⅱ)

1985
S60

「宗家文庫史料」第4期調査(国庫・県費補助事業、宗家文庫調査委員会へ委託)(～昭和63年度)

1986
S61

常陸宮様ご来館

1988
S63

「宗家文庫史料」第5期調査
(国庫・県費補助事業、宗家文庫調査委員会へ委託)(～平成元年度)

対馬歴史民俗資料館開館10周年記念「対馬くらしの資料展」



対馬くらしの資料展
開館10周年記念

1989
H1

『宗家文庫史料目録(記録類Ⅲ)』発行

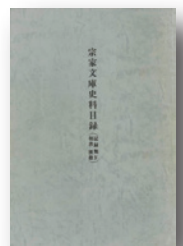


宗家文庫史料目録
(記録類Ⅲ)

1990
H2

館員による「宗家文庫史料」一紙物調査整理(～平成7年度)

『宗家文庫史料目録(記録類Ⅳ 和書 漢籍)』発行



宗家文庫史料目録
(記録類Ⅳ・和書・漢書)

1992-2003

1992
H4

「宗家文庫史料」の「裏打ち」作業開始



「裏打ち」作業の様子

1995
H7

「裏打ち」作業分のマイクロフィルム化開始

対馬歴史民俗資料館屋上改装工事竣工

1996
H8

関西大学による「宗家文庫史料」一紙物予備調査(～平成9年度)

対馬歴史民俗資料館館内空調設備設置



「対馬と韓国との文化交流史」展

1997
H9

対馬歴史民俗資料館1階展示場改修工事竣工

対馬歴史民俗資料館
開館20周年記念式典
& 「対馬と韓国との文化交流史」展



萬松院境内倉庫時代の「宗家文庫」
(田代和生氏提供)

2000
H12

「宗家文庫史料」一紙物調査(関西大学へ委託)(～平成14年度)

萬松院境内倉庫残存「宗家文庫」の搬入



萬松院境内倉庫より「宗家文庫」搬出

2003
H15

長崎県・対馬6町が宗家より「宗家文庫史料」を購入

2004-2009

2004
H16

「宗家文庫史料」一紙物調査
(国庫補助事業、関西大学へ委託)(～平成20年度)



「宗家文庫史料」一紙物調査風景

2006
H18

秋篠宮様ご来館



秋篠宮様ご来館

2007
H19

「宗家文庫史料」冊子物調査(～平成23年度)

朝鮮通信使400周年記念
対馬歴史民俗資料館開館30周年記念式典
「対馬にのこる日韓交流の礎」展



「対馬にのこる日韓交流の礎」展

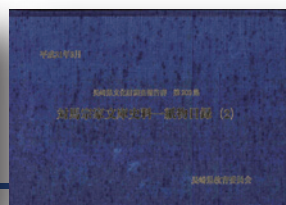
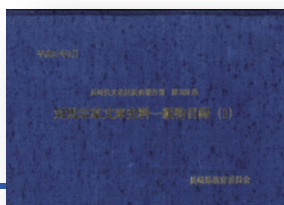
2008
H20

対馬歴史民俗資料館出前講座・
田代和生先生(慶應義塾大学教授)講演会
「江戸時代の日本人町・倭館を語る」
李薰先生(韓国国史編纂委員会研究員[当時])特別講演

『対馬宗家文庫史料一紙物目録(1)～(3)』発行



講師の田代和生先生と李薰先生



対馬宗家文庫史料一紙物目録(1)～(3)

2009
H21

「裏打ち」作業の停止
「維持管理行為」の開始

「宗家文庫史料」絵図類等調査
(国庫補助事業、宗家文庫史料絵図類等調査委員会へ委託)
(～平成23年度)



宗家文庫史料絵図類等調査の様子

2010-2013

2010
H22

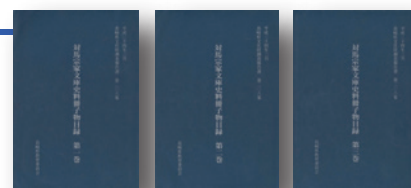
対馬歴史民俗資料館出前講座
田代和生先生(慶應義塾大学教授)講演会
「国書改ざん事件(柳川一件)を語る」



「国書改ざん事件(柳川一件)を語る」

2011
H23

『対馬宗家文庫史料冊子目録 第1～3巻』発行
『対馬宗家文庫史料絵図類等目録』発行



対馬宗家文庫史料冊子目録 第1～3巻

2012
H24

対馬市が「対馬博物館基本計画」策定
重要文化財新指定記念
「日朝交流の軌跡～対馬宗家文書8万点の調査を終えて～」展
(於九州国立博物館、対馬歴史民俗資料館)
「宗家文庫史料」のうち16,667点が重要文化財に指定される
小田家文書(48通)1巻が重要文化財に指定される



対馬宗家文庫史料絵図類等目録



文化審議専門委員会委員視察の様子



「日朝交流の軌跡」展 於対馬歴史民俗資料館



2013
H25

ハングル書簡調査(～平成26年度)



ハングル書簡調査の様子



「日朝交流の軌跡」展
関連イベント・パネルディスカッション



2014-2017

2014
H26

対馬歴史民俗資料館出前講座
田代和生先生(慶應義塾大学名誉教授)講演会
「『交隣提醒』に託した雨森芳洲の思い」



「『交隣提醒』に託した雨森芳洲の思い」

『対馬宗家文庫史料朝鮮訳官発給ハングル書簡調査報告書』発行

2015
H27

「宗家文庫史料」第1期修理事業開始(～令和元年度)
「宗家文庫史料」のうち35,279点が重要文化財に追加指定される
朝鮮国信使絵巻が
日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」
の構成文化財となる



対馬宗家文庫史料朝鮮訳官発給ハングル書簡調査報告書

2016
H28

対馬歴史民俗資料館出前講座
田代和生先生(慶應義塾大学名誉教授)講演会「朝鮮通信使が見た庶民芸能」
入館者数最多H28年度112,220人(うち外国人103,741人)を記録



「朝鮮通信使が見た庶民芸能」

2017
H29

対馬歴史民俗資料館一時休館
朝鮮国信使絵巻(上・下巻)
朝鮮国信使絵巻(文化度)
七五三盛付繰出順之絵図が
ユネスコ世界記憶遺産「朝鮮通信使に関する記録」の構成遺産となる



朝鮮国信使絵巻(文化度)



七五三盛付繰出順之絵図

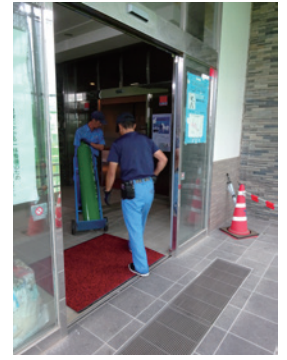


朝鮮国信使絵巻(上下巻)

2018-2021

2018
H30

対馬博物館への移転に伴う燻蒸作業
(窒素ガス燻蒸・炭酸ガス燻蒸)



対馬歴史民俗資料館での燻蒸作業

燻蒸効果判定用のコゾウムシ

2019
R1

対馬博物館への移転に伴う燻蒸作業
(窒素ガス燻蒸・炭酸ガス燻蒸)

対馬博物館完成
対馬博物館への引っ越し作業

対馬歴史民俗資料館閉館



対馬博物館での燻蒸作業及び引っ越し作業

2020
R2

対馬歴史研究センター開設

「宗家文庫史料」第2期修理事業開始
(～令和6年度)



2021
R3

研究入館者受け入れ開始

建設途中の対馬博物館



所長 外園 利之

当センターには、国際色豊かで歴史上大変貴重な資料が数多くあります。これらの資料を初めて見た時の私の驚きと感動を、ぜひ多くの方に伝えていきたいと考えています。

対馬の海産物はすべて新鮮でとても美味しいですが、特に「あなご」が大好きです。



課長 富田 和宏

所の事務事業の総括、予算の管理、執行等のほか出納員としての業務を担当。

私は漁港の近くで生まれ、船の音を子守唄に育ったので、対馬の海岸や海、船を見るとすごく落ち着きます。

- ・佐護南里でイオン水と愛情をそそいで育てられたお米と木庭作農法で栽培された蕎麦
- ・茂木浜地区で昔ながらについた孝行芋やヨモギが入ったお餅
- ・渡辺菓子舗の季節限定販売のイチゴ大福ときすじ



主任学芸員 古川 祐貴

学芸業務全般を担当。重要文化財指定を受けた対馬宗家文書などの修理事務や、収蔵品の調査・研究、整理を行っています。一方で、宗家文書を用いた研究をライフワークとしています。専門は日本の近世政治・外交史

「お多幸」の一口カツです。良い時も悪いときも、ここで叱咤激励されてきましたので。対馬の味です。



史料調査補助員 浦田 良美

古文書の修復をしています。変化の少ない地味な仕事ですが、仕上がりをみると、「また次!」と思えます。

せんだんごととんちゃんです。



史料調査補助員 小島 利恵子

一つ一つの作業を行うことにより、対馬の歴史保存に携われる喜びを常に感じています。毎日が貴重な経験です。

焼き牡蠣と海鼠を酢醤油で食べるのが好きです。

スタッフ紹介

対馬の好きな食べ物について聞きました



学芸員 丸山 大輝

学芸業務のほか、資料の閲覧・掲載・貸与、レファレンス対応、広報を担当しています。専門分野は日本近世史です。藩政史、鷹をめぐる社会と自然環境をテーマに研究を行っています。

新鮮な魚です。お店でいただくものはもちろんですが、自分で釣って捌いて食べる魚は格別です。



事務員 秋永 千代子

当センターで事務とそのほか雑事のお手伝いをしています。時々、歴史の本に目を通してしています。

“ろくべえ”文化庁から「100年フード」に認定されました。独特の食感! 製法も受け継がれて欲しいです。



事務補助員 山下 恭子

業務内容は、収蔵品の整理やそれに伴う作業補助、データ入力や環境整備などです。

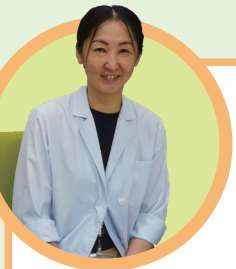
対馬に来て海の幸が大好きになりました。その中でもあこや貝の貝柱が一番好きです。お刺身でも、焼いても揚げても最高です。



事務補助員 若松 香織

事務補助業務のほか、印刷物全般のデザインを担当しています。

対馬の天草を使った、手作りのところてん! 市販のものとは全然香りが違います!



史料調査補助員 権藤 安子

修復作業をしています。日々、コツコツと作業しながら愛情を持って一丁一丁、文書と向き合っております!!

しいたけ。日本中のしいたけを食べたことがあるわけではないですが、対馬のしいたけは日本一!! だと思っています。どんこ最高!!

|

調査研究



資料閲覧室の利用について

長崎県対馬歴史研究センター（以下、「当センター」）所蔵の資料を、資料閲覧室で閲覧できます。
下記事項にご留意の上、ご利用ください。



開室時間

午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで



閉室日

土日・祝祭日および年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

ただし、業務の都合により閉室する場合があります。

詳しくは、研究センターのホームページ（<https://tsushima-hrc.jp/>）の資料閲覧予約システムにてご確認ください。



利用料

無料（撮影含む）



利用人数

1 日あたり最大 2 組



利用の手続き



- ◆ 閲覧を希望される方（以下、「閲覧者」）は、閲覧希望日の 10 日前までに資料閲覧予約システムにてご予約ください。予約は閲覧希望日の 3 ヶ月前から可能です。（先着順）
- ◆ なお、インターネット予約ができない場合は、当センターに直接電話でお申込みください。（Tel :0920-52-3687）
- ◆ 閲覧希望日の 10 日前に、当センターから予約確定メールをお送りします。
なお、資料の状態によっては、閲覧をお断りすることがあります。
- ◆ やむを得ない理由によりキャンセルされる場合は、当センターに電話でご連絡をお願いします。
なお、無断キャンセル及びやむを得ない理由以外のキャンセルについては、次回からの利用をお断りすることがあります。
- ◆ 来所当日は、予約確定メールをプリントアウト、あるいはメール画面表示にて、当センター（対馬博物館 2 階）までお越しくください。
なお、対馬博物館が開館するまでは、職員通路口のインターホンで当センター職員を呼び出し、当センター職員の案内で入室してください。

✓ 利用日数・閲覧資料点数

利用日数は、最長連続する3日間とし、閲覧できる資料数は、1日あたり最大20点とします。ただし、所長が特に認める場合は、この限りではありません。

なお、二次資料(紙焼き)がある場合は、二次資料での閲覧をお願いします。(二次資料の閲覧数は、閲覧資料の点数には含めません。)

✓ 利用上の注意事項

閲覧者は、下記のことを遵守してください。従わない場合は、利用を停止することがあります。

- ◆ 体調が悪い場合は、利用しないこと。(37.5度以上の発熱がある方、咳やのどの痛み等がある方等)
- ◆ 入室時の検温、マスクの着用、手指の消毒など新型コロナウイルス感染症対策に協力すること。
- ◆ 入口で渡す来館者用名札を常時着用すること。
- ◆ 許可されたエリア以外には立ち入らないこと。
また、資料閲覧室を離れる場合は当センター職員に連絡すること。
- ◆ 飲食(アメ等も含む)及び喫煙は行わないこと。
- ◆ 閲覧室には、カメラ、筆記用具、ノート、定規、パソコン、その他当センターが持ち込みを認めた物以外は持ち込まないこと。
- ◆ 閲覧は手を洗った後、所定の場所で行い、閲覧後は資料を元の場所に返却すること。
- ◆ シャープペンシルやインクの出るボールペン等は使用しないこと。
メモなどをとる際は、鉛筆を使用すること。
- ◆ 撮影は撮影台でカメラを固定して行うこと。
- ◆ 駐車は対馬博物館駐車場を利用すること。
なお、駐車台数に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用すること。
- ◆ 当センター職員の指示に従うこと。
- ◆ 施設の管理上、対馬博物館に利用日時、所属情報を提供することに了承すること。

✓ 汚損・破損等

資料は丁寧に扱いお取り扱いください。万一資料や設置備品等を汚損・破損又は紛失した場合は、現品又は相当の対価をもって弁償していただくことがあります。

✓ 利用の手続き

当センターでは、コピー(複写)サービスは行っておりません。撮影された資料や研究センターが提供した資料画像を、書籍・論文・新聞・雑誌・テレビ、インターネット公開(ホームページやSNS等)等で使用される場合は、別途申請が必要となります。

なお、申請の様式は、当センターのホームページに掲載しています。

研究入館者

1日1組限定で研究者の受け入れを開始しました。令和3年度は、のべ92名を受け入れました。

資料貸出 / 返却

貸出資料

なし

返却資料

- ・金鼓（平成29年度貸出分、九州国立博物館「対馬展」出品）
- ・青磁陽刻牡丹唐草文瓶（平成29年度貸出分、九州国立博物館「対馬展」出品）
- ・青磁竜透彫墩（平成29年度貸出分、九州国立博物館「対馬展」出品）
- ・観音菩薩坐像（平成29年度貸出分、九州国立博物館「対馬展」出品）
- ・十一面観音坐像（平成29年度貸出分、九州国立博物館にて調査・保管）
- ・如来形坐像（平成29年度貸出分、九州国立博物館にて調査・保管）
- ・梅花皮写象牙貼鞍（平成29年度貸出分、九州国立博物館「新・桃山展」出品）

寄託 / 寄贈 / 購入

寄託資料 なし

寄贈資料 なし

購入資料 なし

資料調査

令和3年度は、資料調査はありませんでした。

レファレンス

当センター所蔵の資料や対馬の歴史に関する問い合わせにお答えしています。令和3年度に届いた主なレファレンスは以下のとおりです。

お問い合わせ内容

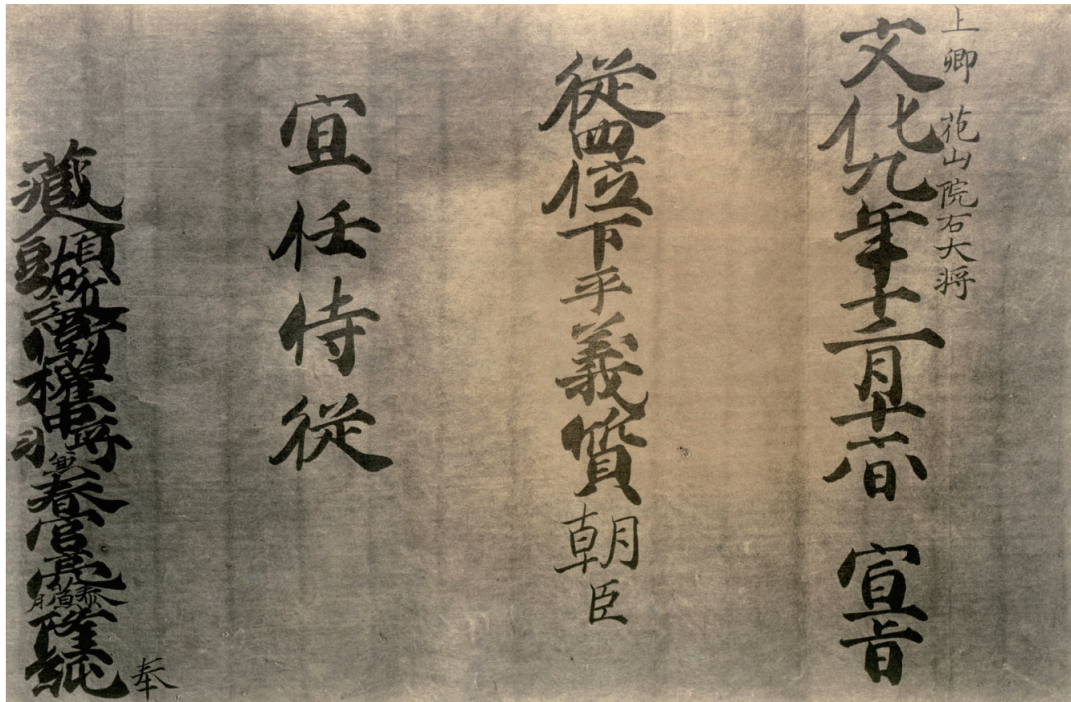
- ・宗家や宗家文庫史料に関すること：2件
- ・家の由緒や人物に関すること：4件
- ・センターの利用（資料の閲覧・撮影）に関すること：2件
- ・所蔵資料に関すること：5件
- ・倭館について：4件
- ・近代の対馬に関すること：3件
- ・対馬藩関係施設の現在地について：2件

- 2 現在においても流出分の全貌は明らかでない。そのため、当時の文化庁が流出分の全てを買い取れなかったのは当然と言えは当然である。
- 3 蒐集とは言え、必ずしも原物を取得するというわけではなかった。借り出して写真撮影をしたり、筆写して複本を作ったりすることに重きが置かれていたようである。そのような意味で、決して史料強奪ではなかった点に注意を要する。
- 4 藩政時代において棧原屋形さしきばやかたに保管されていた「宗家文庫」は、棧原屋形（一八八六年）↓根緒屋敷跡（一八八六年〜昭和初期）↓萬松院境内倉庫（昭和初期〜一九七七年）↓長崎県立対馬歴史民俗資料館（一九七七〜二〇二〇年）↓長崎県対馬歴史研究センター（二〇二〇年〜現在）と四度移転した。「宗家文庫」とは、現存する対馬宗家文書の大半を占める資料群のことであり、対馬藩庁（府中）由来という特色を持つものである（詳細は、田代和生「対馬宗氏と宗家文書」〔『重要文化財新指定記念 日朝交流の軌跡―対馬宗家文書8万点の調査を終えて―』（九州国立博物館・長崎県立対馬歴史民俗資料館、二〇一二年）八〜九頁を参照のこと〕。また「根緒屋敷跡」の「根緒屋敷」とは、宗家親戚筋の根緒家に係る屋敷のことであろう。
- 5 栢原が行った調査については、古川祐貴「朝鮮史編纂委員・栢原昌三の「宗家文庫」調査」〔『アジア遊学』一七七、二〇一四年〕で詳しく論じたことがある。
- 6 「対馬の最高級人物 宗武志」〔『対馬評論』一九四九年五月一七日付〕。
- 7 黒田省三「在韓対馬史料について」〔『古文書研究』六、一九七三年〕六六頁。
- 8 「対馬島宗家文書購入関係資料綴」（大韓民国国史編纂委員会所蔵 KO000021628）。
- 9 売却は対馬（根緒屋敷跡）保管「宗家文庫」の一部だけでなく、東京（養

玉院）保管分の一部にまで及んだ。

- 10 以上は、【図表④】も含めて、古川祐貴「大韓民国国史編纂委員会所蔵「対馬島宗家文書」の形成」〔『日本史研究』七一、二〇二一年〕による。
 - 11 古川前掲「大韓民国国史編纂委員会所蔵「対馬島宗家文書」の形成」では、No.25「宗義成豊官宣旨竝口宣案 四通」とすべきところを、No.25「宗義成豊官宣旨竝口宣案 四通」と誤記していた。記してここに訂正しておきたい。
 - 12 何らかの理由で本体の叙任文書群から抜き出されていたからこそ宗義成・宗義質の叙任文書は、九州国立博物館が有する叙任文書群に含まれなかったということである。
 - 13 詳細は、荒木和憲「中世対馬史研究の現在と未来」〔『文化交流展 特別展示対馬』（九州国立博物館、二〇一七年）九三頁を参照のこと〕。
 - 14 前者が「平朝臣義質 右可従五位下」として、後者が「従五位下平朝臣 義質 右可従四位下」として所蔵が確認される。ともに国史編纂委員会電子図書館でデジタル画像の閲覧が可能である。
- 〔付記〕 本稿は、JSPS 科研費JP18K12503、JP19H00537、JP20K00975による成果の一部である。

（ふるかわ・ゆうき 弘前大学人文社会科学部）



【図表⑦】朝鮮史編修会が撮影した宗義質口宣案（侍従）のガラス乾板写真
大韓民国国史編纂委員会所蔵 GF0439[04-33-07]（国史編纂委員会電子図書館より）

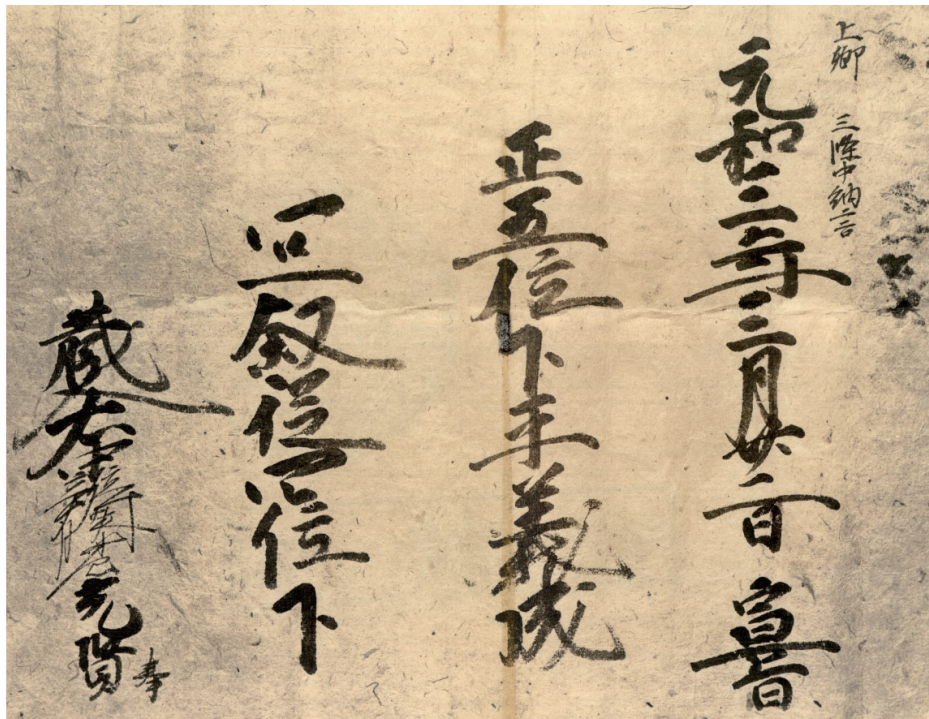
あるということは、編修会が撮影したガラス乾板写真（【図表⑥】【図表⑦】）と見比べても明らかであろう。

問題は朝鮮半島にあったはずの口宣案二点が何故日本に渡ってきたのか、ということである。残念ながらその理由は分からないし、販売元の古書店に尋ねても経緯を承知していなかった。考えられるとすれば、戦後何らかの理由で朝鮮半島から流出したということであろう。実際「家宝的位置付けにあった史料」のいくつかが日本に渡ってきており、日本の博物館施設に保管されている。¹³ 卷子装であった豊臣秀吉書状や徳川家康書状がそれであり、一通一通に裁断され、掛幅装として伝来しているのである。流出時期や経緯は口宣案二点とは同じではないと考えられるが、何らかの理由によって流出したという事実は同じであろう。ちなみに宗義質位記（従五位下）、宗義質位記（従四位下）は国史編纂委員会での所蔵を確認することができる。¹⁴ しかし、それ以外の口宣案・位記・宣旨一〇点については行方が分かっていない（【図表⑤】中の「？」）。

1 宗家文書の島外流出事件については、古川祐貴「対馬宗家文書の近現代―「宗家文庫」の伝来過程から―」（九州史学会・公益財団法人史学会編『過去を伝える、今を遺す―歴史資料、文化遺産、情報資源は誰のものか―』（山川出版社、二〇一五年））で扱ったことがある。

宗義成	四通	口宣案（従五位下）	元和3年3月17日	？
		口宣案（侍従）	元和3年3月17日	？
		宣旨	元和3年3月17日	？
		口宣案（従四位下）	元和3年3月22日	長崎県対馬歴史研究センター所蔵
宗義質	四通	口宣案（従五位下）	文化9年12月16日	？
		位記	文化9年12月16日	大韓民国国史編纂委員会所蔵
		口宣案（対馬守）	文化9年12月16日	？
		宣旨	文化9年12月16日	？
宗義質	四通	口宣案（従四位下）	文化9年12月16日	？
		位記	文化9年12月16日	大韓民国国史編纂委員会所蔵
		口宣案（侍従）	文化9年12月16日	長崎県対馬歴史研究センター所蔵
		宣旨	文化9年12月16日	？
宗義質	式通	口宣案（左近衛権少将）	天保8年12月16日	？
		宣旨	天保8年12月16日	？

【図表⑤】宗義成・宗義質口宣案・位記・宣旨一覧



【図表⑥】朝鮮史編修会が撮影した宗義成口宣案（従四位下）のガラス乾板写真
大韓民国国史編纂委員会所蔵 GF0446[04-33-14]（国史編纂委員会電子図書館より）

No.	名称	員数	No.	名称	数量
1	朝鮮陣中豊臣秀吉朱印状竝五奉行奉書	壹卷	42	宗氏始祖実録	四冊
2	朝鮮陣関係豊臣秀吉朱印状其他	壹卷	43	領地目録（安政二年三月五日附）	壹通
3	朝鮮陣中豊臣秀吉朱印状其他	壹卷	44	対馬国／肥前国府中領鄉村帳	参冊
4	朝鮮陣中豊臣秀吉朱印状	壹卷	45	鄉村寄目録（享保元年十一月十五日附）	貳通
5	豊臣秀吉書状（六月十六日附）	壹通	46	鄉村帳	貳冊
6	豊臣秀吉朱印状（七月二日附）	壹通	47	肥前国／筑前国之内鄉村帳	貳冊
7	豊臣秀吉朱印状（天正十五年五月五日附）	壹通	48	豊前宇佐郡鄉村帳	壹冊
8	豊臣秀吉判物（天正十五年六月十五日附）	壹通	49	御判物写	八通
9	朝鮮陣中豊臣秀吉朱印状（七月二日附）	壹通	50	領地目録	七通
10	五奉行奉書（慶長四年正月二十五日附）	壹通	51	対馬二郡物成帳	壹冊
11	豊臣秀吉領地朱印状（文禄四年四月二十六日附）	壹通	52	元禄五年分限帳	壹冊
12	豊臣秀吉朱印状（文禄四年四月廿六日附知行目録）	壹通	53	武家官禄帳	壹冊
13	徳川家康御内書（二月二十八日附）	壹通	54	刀劔折紙	壹箱
14	徳川家康御内書（閏三月二十八日附）	壹通	55	紫野威徳院古文書	壹卷
15	徳川家康御内書（十二月三十日附）	壹通	56	文久三年海防飭励ノ達書	貳通
16	徳川家康御内書（十月二十七日附）	壹通	57	宗盛国肖像贊	壹卷
17	徳川家光御内書（十二月二十三日附）	壹通	58	陽伯宗取筆閑齋記	壹幅
18	徳川家光御内書（十二月十八日附）	壹通	59	山崎氏筆和歌	壹卷
19	徳川家光御内書（十二月二十六日附）	壹通	60	義経公軍鑑百首	壹卷
20	徳川家康御内書	壹卷	61	兵法之書	壹卷
21	交趾国渡航免状（慶長十六年九月二十五日附）	壹幅	62	東軍流和歌	壹卷
22	宗義質従五位下対馬守位記宣旨竝口宣案	四通	63	問答覚書	壹冊
23	宗義質従四位下侍従位記宣旨竝口宣案	四通	64	古文書 秘籍	壹冊
24	宗義質左近衛権少将宣旨竝口宣案	貳通	65	片烟遺灰	壹冊
25	宗義成疊官宣旨竝口宣案	四通	66	反古さらへ	壹冊
26	宗義成飛鳥井雅胤蹴鞠免状	五通	67	藤家覚書	壹冊
27	宗義藩八幡宮願文（宝暦五年三月吉祥日附）	壹卷	68	蒙古襲来詞書	貳卷
28	宗義倫筆天元間集	壹冊四卷	69	南京唐阿蘭陀ヲロシヤ船之図	壹卷
29	宗義成筆歌集類	拾冊	70	「対馬州太守之章」印	壹個
30	宗義成・宗義真・法性院筆短冊	壹幅	71	「崇信庁」印	壹個
31	啓祐院筆蹟	壹幅	72	「対馬州太守之章」・「平義如」印	壹個
32	慈芳院詠草	参冊	73	「対馬州太官之章」印	壹個
33	宗義真筆蹟	壹通	74	「対馬州奉行章」・「対馬州奉行」・「政事堂」・「崇信庁」印	壹個
34	宗義真筆短冊	参枚	75	「義政」印	壹個
35	養心院書状	壹卷	76	宗義和判形	壹箱
36	宗家之系図	壹卷	77	御預印	壹個
37	宗家系図	参卷	78	印判類	壹箱
38	宗氏家譜（附同系図・同遺事・同家譜序）	六冊	79	印判類	壹箱
39	宗氏家譜	参冊	80	印判類	壹個
40	宗氏系図	壹冊	81	船印雛形	壹個
41	宗家別系図	壹冊	82	宗義和六十一歳賀盃	壹個

【図表④】“家宝的位置付けにあった史料、一覧

判断して購入を決意。大正一五年（一九二六）に「金貳萬五円六拾錢」で購入した。⁸ 同年五月に養玉院（対馬宗家東京菩提寺）保管分が、七月には対馬（根緒屋敷跡）保管分がそれぞれ搬出され、朝鮮史編修会のある京城（ソウル）へと送付されたのである。

編修会は整理の過程で「朝鮮との関係のない」史料を見出し、二度ほど対馬への返却を行っている（一九二七・二九年）。しかし、養玉院から搬出されたもののうち、豊臣秀吉書状や徳川家康書状といった家宝的位置付けにあった史料⁹については、返却の督促があっても返却しなかった。直接的に朝鮮と関わるものではなかったが、編修会としては「是非共当方へ留メ置キタキ」と考えていたようだからである。その一覧を【図表④】に示しておこう。督促は確認できるだけでも四度行われたが、どういうわけか編修会は終戦に至っても返却しなかったようである。¹⁰

三、朝鮮半島にあった宗義成・宗義質口宣案

家宝的位置付けにあった史料⁹も含めて、編修会が蒐集した資料は、同会の廃止（一九四六年）に伴って申稟^{シンソウ}稿^{コウ}（元編修会修史官）に引き継がれる。彼はソウルに国史館を立ち上げ、資料の保存を図るとともに、国史編纂委員会の設立（一九四九年）後はそこに資料を移し、事

務局長となった。国史編纂委員会に宗家文書が伝来するのはまさにこのような事情からであり、韓国（朝鮮）側の関与を無視することはできない。

ところで、先に示した【図表④】を子細に眺めると、No.22「宗義質従五位下対馬守位記宣旨竝口宣案 四通」、No.23「宗義質従四位下侍従位記宣旨竝口宣案 四通」、No.24「宗義質左近衛権少将宣旨竝口宣案 式通」、No.25「宗義成豊旨宣旨竝口宣案 四通」¹¹とあることに気が付く。これらの内訳を示せば【図表⑤】の通りであり、まさに長崎県対馬歴史研究センターが購入した二点の口宣案が含まれていたことが分かる。位記や宣旨といった、いわゆる他の叙任文書とも一緒であった。これはいったいどういうことなのであろうか。

恐らくこれらの叙任文書は、元を辿れば養玉院に保管されていたと考えられる。その理由は対馬にあったとすれば、今頃は九州国立博物館に保管されていたであろうからである。どのような理由か不明だが、京城（ソウル）へ搬出される以前の段階において、これらの叙任文書は本体の叙任文書群から離れ、養玉院で保管されていたのであろう。¹²そしてその中で「家宝的位置付けにあった史料」としてグループピングされ、渡鮮、返却の督促対象になったと考えられる。ここに含まれる口宣案二点が、長崎県対馬歴史研究センターが購入したものと同じで

ところで筆者は前稿において、二点の口宣案の伝来を宗家文書の島外流出事件（一九九三年）に際して対馬から流出したものと見做し、さらに文化庁による買い取りからも漏れたものであると推測した¹。現存が確認される全ての口宣案が九州国立博物館に保管されていることや、島外流出事件の「決着」としてなされた文化庁による買い取りが流出分の全てではなかったことなどから総合的に判断した結果である²。しかしその後、二点の口宣案は別の史料から島外流出事件とは無関係であることが明らかとなった。二点の口宣案はいったいどこから伝来したものであったのであろうか。本稿ではその経緯について、前稿の訂正もかねて追究してみたい。

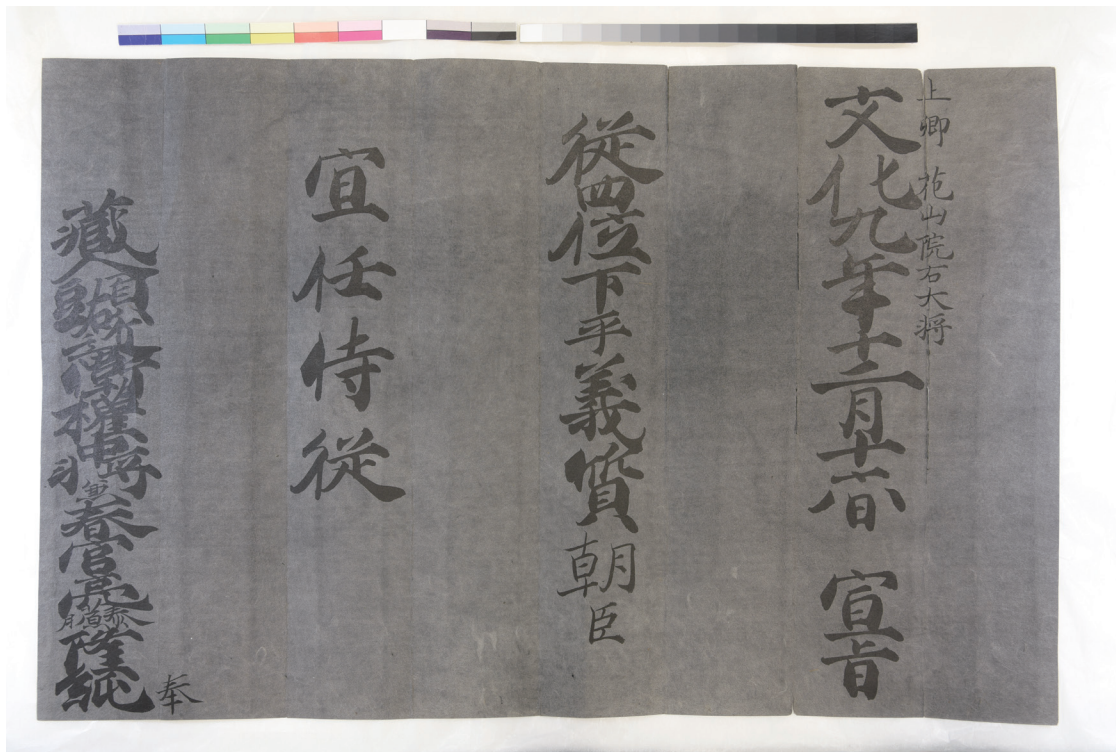
二、朝鮮史編修会による宗家文書の購入

二点の口宣案が島外流出事件とは無関係であると判断した理由として、朝鮮総督府朝鮮史編修会関係資料（大韓民国国史編纂委員会所蔵）の中にその名が見えることを挙げることができる。結論を先取りして言えば、同口宣案は元々朝鮮半島にあったのだ。その経緯について簡単に説明しておこう。

朝鮮総督府は三・一独立運動（一九一九年）を受けて、「学術性」「専

門性」をむき出しにした権威的な『朝鮮史』（歴史書）の編纂を指向した。大正十一年（一九二二）一月四日に総督府訓令によって朝鮮史編纂委員会を立ち上げると、同一四年（一九二五）六月六日には官制の公布を受けて朝鮮史編修会へと改組する。『朝鮮史』自体は昭和十三年（一九三八）までに全三五巻が刊行されたが、その過程で最も重視されたのが史料採訪であった。

史料採訪は「学術性」「専門性」を担保するため、現地（朝鮮半島・日本内地・中国）に赴き、史料を蒐集するものである³。大正十二年（一九二三）には対馬で実施され、栢原昌三（朝鮮史編纂委員）が根緒屋敷跡に保管される「宗家文庫」を「発見」した⁴。あまりの膨大さに後日、本格的な調査を期することとなったが、栢原の死（一九二四年）によって沙汰止みとなってしまう。朝鮮史編纂委員会は栢原調査に基づき、対馬から「宗家文庫」数点の借用を行うも埒が明かなかった。一方で当時宗家当主であった宗重望は、大木遠吉（貴族院伯爵議員）らと「礦山事業」に手を出し、失敗、「巨財をなくして」いた⁶。こうした中で重望は死去し、若年の宗武志が当主となるのである（一九二三年）。宗家の後見をしていた大木は、「宗家の」家計維持の一助とすべく、「宗家文庫」の一部売却を黒板勝美（東京帝国大学教授、朝鮮史編修会顧問）に持ちかける。黒板も『朝鮮史』の編纂に資すると



【図表②】宗義質口宣案（侍從）

長崎県対馬歴史研究センター提供

1	宗義智					0	
2	宗義成					0	
3	宗義真	從四位下 (明暦元年6月21日、P13406)	侍從 (明暦3年12月27日、P13413)	対馬守 (明暦3年12月27日、P13414)	從五位下 (承応3年12月28日、P13405)	播磨守 (明暦元年6月21日、P13407)	5
4	宗義龍(義倫)	從四位下 (貞享元年12月15日、P13419)	侍從 (元禄5年12月18日、P13423)		從五位下 (天和3年12月4日、P13417)	右京大夫 (天和3念12月4日、P13418)	4
5	宗義方	從四位下 (元禄9年12月22日、P13440)	侍從 (元禄9年12月22日、P13441)	対馬守 (元禄8年12月28日、P13437)	從五位下 (元禄8年12月28日、P13436)		4
6	宗方誠(義誠)	從四位下 (享保3年12月1日、P13463)	侍從 (享保3年12月1日、P13464)	対馬守 (享保3年12月1日、P13323)	從五位下 (享保3年12月1日、P13322)		4
7	宗方熙	從四位下 (享保16年4月29日、P13459)	侍從 (享保16年4月29日、P13460)	対馬守 (享保16年4月29日、P13456)	從五位下 (享保16年4月29日、P13455)		4
8	宗義如		侍從 (享保7年12月16日、P13317)				1
9	宗義蕃	從四位下 (宝暦2年4月26日、P13328)	侍從 (宝暦2年4月26日、P13333)	対馬守 (宝暦2年4月26日、P13329)	從五位下 (宝暦2年4月26日、P13334)		4
10	宗義暢	從四位下 (宝暦12年5月21日、P13451)	侍從 (宝暦12年5月21日、P13450)	対馬守 (宝暦12年5月21日、P13446)	從五位下 (宝暦12年5月21日、P13445)		4
11	宗義功	從四位下 (寛政2年11月27日、P13468)	侍從 (寛政2年11月27日、P13470)	対馬守 (寛政2年11月27日、P13339)	從五位下 (寛政2年11月27日、P13338)		4
12	宗義質						0
13	宗義章	從四位下 (天保3年12月16日、P13347)	侍從 (天保10年2月29日、P13354)		從五位下 (天保3年12月16日、P13349)	右京大夫 (天保3年12月16日、P13348)	4
14	宗義和	從四位下 (天保13年10月26日、P13312)	侍從 (天保13年10月26日、P13313)	対馬守 (天保13年10月26日、P13308)	從五位下 (天保13年10月26日、P13307)		4
15	宗義達	從四位下 (文久3年3月8日、P13318) 從四位下 (文久3年3月8日、P13473)	侍從 (文久3年3月8日、P13426) 侍從 (文久3年3月8日、P13474)	対馬守 (文久3年3月8日、P13480)	從五位下 (文久3年3月8日、P13479)		6
計						48	

【図表③】対馬藩主口宣案一覧

Pを含めたアラビア数字は九州国立博物館の収蔵品番号、網掛けは口宣案が見つからない、あるいは存在しないことを表す。

【研究ノート】

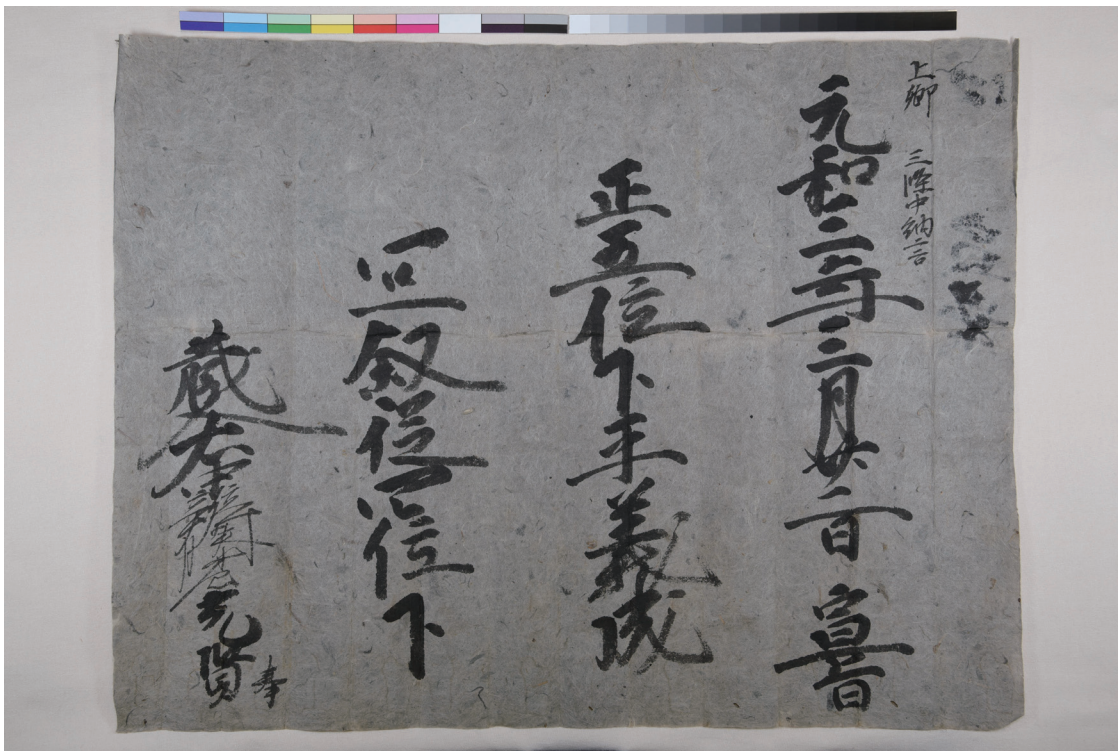
宗義成・宗義質口宣案の伝来

古川 祐貴

一、対馬宗家文書内の口宣案

筆者は以前、「宗義成・宗義質口宣案について」（『長崎県対馬歴史研究センター所報』創刊号、二〇二一年）の中で、宗義成（二代藩主）口宣案（従四位下）、【図表①】と宗義質（^{よしかた}一二代藩主）口宣案（侍従）、【図表②】の内容・受領・伝来の経緯について明らかにした。同口宣案は、専門家の評価を経て原物であることが確認され、令和二年（二〇二〇）度に長崎県対馬歴史研究センターが古書店から購入したものである。

対馬藩主の口宣案は、すでに現存が認められている四八点の全てが九州国立博物館に保管されている。しかしこれら四八点が、対馬宗家が近世期（江戸時代）に受領した口宣案の全てではない。それは【図表③】を見ても明らかであろう。特に宗義智（^{よしとし}初代藩主）、宗義成（二代藩主）、宗義質（一二代藩主）の口宣案が一点も見付かっていないことが分かる。そのような意味で今回の購入は大変に意義あるものであろう。これで対馬宗家文書内に残る口宣案は全部で五〇点となった。



【図表①】宗義成口宣案（従四位下）
長崎県対馬歴史研究センター提供

八郷御締役下役足輕

山川役下役足輕

奉役附廻足輕

俵物差配役下役

天道山御立山見かしめ

但、佐護郷ニ有之

大平御立山預役

但、与良郷ニ有之、

曾根牧別当

但、右同断、／

牧別当

但、右同断、

酒改役

但、大船越村肝入方相兼、

瀬戸浚

小船改役

但、大船越村ニ有之、

瀬戸浚普請足輕

但、大船越村ニ有之、

御開井樋掛

但、豊崎郷ニ有之、

井樋番人

但、仁位郷ニ有之、

小綱村御番所定番／

鰐浦御横目家見かしめ

右足輕・百姓方相勤、

1 凡例は拙稿「天保期における対馬藩府中の役所と役職―「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名取帳」の紹介―」（長崎県対馬歴史研究センター所報）一、二〇二二年）の史料翻刻に準じる。

史料翻刻

「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」

(長崎県対馬歴史研究センター寄託内野・津江家関係資料)

八郷給人中以下御役名

奉役八人

一郷ニ耆人ツ、被 仰付、

下知役

一村毎ニ耆人ツ、被 仰付、尤小村又者

給人之繰合ニ依、肝入方下知申付候事、

山川役／

俵物差配役

浦役

地方普請奉行

同見習役

同見覚役

生子生育吟味役

旅人吟味役

八郷御締役

塩焔蔵立会役

但、伊奈郷ニ有之、

めほろ御立山見かしめ役

但、右同断、

上ミ五郷諸普請差配役

但、仁位郷ニ有之、／

鯨船改役

但、右同断、

網浦御番所見かしめ在番代勤

但、右同断、

大船越在番助勤

但、与良郷ニ有之、

俵物差配役

同締方兼

但、豊崎郷・佐須郷ニ有之、

右給人中が被 仰付、

肝入

一村毎ニ兩人、尤小村者耆人も御座候、

血判

小村ニ者血判無御座候、／

頭百姓

一村毎ニ兩人ツ、有之、

地方普請足輕

生育吟味役下役足輕

郷吟味役・山川役・生育吟味役・肝煎・血判」。

27 江藤彰彦『養養覚書』解題(『日本農書全集』四一、農山漁村文化協会、一九九九年)。

28 「毎日記(郡奉行)」天保一〇年三月九日条(対馬宗家文庫史料日記類 Ad-1-350)。

29 「仁位郷給人御奉公帳」(前掲『仁位郷給人奉公帳』)。

30 前掲「郷村江相渡書付控」。高野信治「藩政と地域社会」(前掲『近世領主支配と地域社会』、初出は二〇〇〇年)。

31 前掲「近世」。

32 前掲「毎日記(郡奉行所)」天保九年には、入札の結果による肝煎の任命を「御郡支配」が行った記事が散見される。

33 なお、農政関係の著作を多く残した陶山訥庵(一六五七〜一七三二)は「口上覚書」上巻において、肝煎は郡奉行・奉役・下知役から選出されるものと説明している(「口上覚書」上巻、滝本誠一編『日本経済叢書』一三、日本経済叢書刊行会、一九一五年)。肝煎が入札制へと移行する経緯については今後の課題としたい。

34 前掲「郷村江相渡書付控」、前掲「藩政と地域社会」。

35 対馬文書を読む会編『田口家文書』(対馬文書を読む会、二〇〇六年)二四九・二五〇頁。現在は対馬博物館に寄託。

36 前掲「郷村江相渡書付控」。

37 前掲『田口家文書』二五一・二五二頁。現在は対馬博物館に寄託。

38 前掲「郷村江相渡書付控」。

39 以下、享保期までの牧については、前掲「近世」。

40 対馬藩では郡奉行の陶山庄右衛門(訥庵)と平田類右衛門を中心に元禄一三年から宝永六年にかけて「猪鹿逐詰」と呼ばれるイノシシとシカを対象とする大規模な狩猟を実施した。その結果、対馬島内のイノシシを

全滅させるに至った。

41 「毎日記(八郷見廻役)」明和五年九月一六日条(対馬文書を読む会編『大石阿吉毎日記』対馬文書を読む会、二〇一五年)。

42 「上ミ山牧場」(対馬宗家文庫史料絵図類 Ah-18)。

43 「下モ山牧場図」(対馬宗家文庫史料絵図類 Ah-21)。

44 寛政八年(一七九六)二月に小野六郎右衛門が味木左宮に提出した「覚」によると、上牧は鳥淵山・白嶽の小平・「内くだ」・「外くだ」・逢坂に、下牧は有明・「なぶ鹿」・小山・御曹子の曾根にかけて設定されていたことが分かる(「覚」対馬宗家文庫史料一紙物二八)。つまり、「曾根牧別当」は曾根を範囲に含む下モ牧を管理した役職のことで、一方の「牧別当」は上ミ牧を管理した役職である。なお、天保一〇年正月一三日には上ミ牧に隣接する小浦村の百姓久右衛門が牧別当に任じられていたことを確認でき、上記を裏付ける(前掲「毎日記(郡奉行)」天保一〇年正月一日条)。

45 明和五年には牧別当に小浦村と久田村の百姓が就任したことを確認でき(前掲「毎日記(八郷見廻役)」)、寛政八年には南室百姓一人と久田村百姓一人が任じられることになっていた(前掲「覚」)。なお、足軽の牧別当も確認できる(「口上手扣」対馬宗家文庫史料一紙物二四三)。

(まるやま・ひろき 長崎県対馬歴史研究センター学芸員)

- 1 拙稿「天保期における対馬藩府中の役所と役職―「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」の紹介―」（『長崎県対馬歴史研究センター所報』一、二〇二一年）。
- 2 荒木和憲『対馬宗氏の中世史』（吉川弘文館、二〇一七年）。
- 3 長郷嘉寿「近世」（豊玉町誌編纂委員会編『豊玉町誌』豊玉町役場、一九九二年、二三四～二三五頁）。
- 4 前掲「天保期における対馬藩府中の役所と役職」。
- 5 以下、対馬藩の給人については、前掲「近世」、高野信治「給人地主」制論（同『近世領主支配と地域社会』校倉書房、二〇〇九年、初出は一九九九年）を出典とする。
- 6 対馬藩では村高や給人知行高などを石高（石・斗・升・合・勺）ではなく、間高（間・尺・寸・分・厘）を用いて表した（森山恒雄「対馬藩」『長崎県史 藩政編』長崎県、一九七三年）。
- 7 対馬藩では大浦権太夫を中心とした寛文改革で地方地行制の廃止を断行した。大浦の死後、在郷給人の反対を受けて地方知行が再興したが、それ以降は給人の知行地に対する恣意的な権限が排除された（前掲「対馬藩」）。
- 8 間銀とは、軍役の代わりに給人が藩へ納めた銀のことで、給人の間高に応じて納める額が設定されていた。間銀は寛文改革後の地方知行再興に伴って整備されたと考えられている（前掲「近世」）。
- 9 前掲「近世」。「御壁書控」（長崎県史編三委員会編『長崎県史 史料編第二』吉川弘文館、一九六四年）。
- 10 ただし、浅茅湾近辺の六か村には「浅海日魚菜」と飼料、府中周辺の村には人足の徴収・飼料・薪の上納が課せられた（前掲「近世」）。
- 11 前掲「御壁書控」。
- 12 中村正夫「対馬藩「給人奉公帳」解題」（中村正夫・梅野初平編『仁位郷給人奉公帳』九州大学出版会、一九八四年）。
- 13 「郷村江相渡書付控」（対馬宗家文庫史料記録類Ⅰ（補遺）御郡奉行 A-1）。
- 14 前掲「近世」。
- 15 前掲「近世」。
- 16 志村洋「大庄屋と組合村」（『岩波講座 日本歴史 第一四巻』岩波書店、二〇一五年）。
- 17 「小野家文書解説」（『長崎県対馬歴史研究センター所報』一、二〇二一年）。
- 18 「毎日記（郡奉行）」天保九年五月六日条（対馬宗家文庫史料日記類 A-1:348）。
- 19 前掲「毎日記（郡奉行）」天保九年五月一七日。
- 20 江藤彰彦「対馬藩領における資源制約の出現と「農政」の成立」（一八世紀・対馬におけるフロンティアの縮小と地域としての適応戦略）（平成一五年度～平成一六年度科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇五年）。
- 21 「罰責類聚」（藩法研究会編『近世刑事史料集二 対馬藩』創文社、二〇一四年）。
- 22 「奉役・下知役・地方普請奉行・八郷吟味役・山川役・生育吟味役・肝煎・血判」（対馬宗家文庫史料記録類―郡奉行―A-1-5）。以下、地方普請奉行については同史料による。
- 23 前掲「近世」。
- 24 以下、生育吟味役については、前掲「奉役・下知役・地方普請奉行・八郷吟味役・山川役・生育吟味役・肝煎・血判」。
- 25 前掲「近世」。
- 26 以下、八郷吟味役については、前掲「奉役・下知役・地方普請奉行・八

表2 足軽・百姓の役職

通番	役職名	備考
1	肝煎（肝入）	1村に2人ずつ。ただし、小村は1人の場合もあり。
2	血判	1村に2人ずつ。
3	頭百姓	—
4	地方普請足軽	—
5	生育吟味役下役足軽	—
6	八郷御締役下役足軽	—
7	山川役下役足軽	—
8	奉役附廻足軽	—
9	俵物差配役下役	—
10	天道山御立山見かしめ	佐護郷にあり。
11	大平御立山預役	与良郷にあり。
12	曾根牧別当	与良郷にあり。
13	牧別当	与良郷にあり。
14	酒改役	大船越村肝入より兼帯。
15	瀬戸浚	—
16	小船改役	大船越村にあり。
17	瀬戸浚普請足軽	大船越村にあり。
18	御開井樋掛	豊崎郷にあり。
19	井樋番人	仁位郷にあり。
20	小綱村御番所定番	—
21	鰐浦御横目家見かしめ	—

天保五年十一月、三根郷三根村血判半十郎の交代に際し、郡奉行から同郷奉役を介して同村下知役田口直右衛門に出された達書によると、³⁵ 入札の結果、次の血判に頭百姓の源次を任命することが記される。同史料から、血判の任命に際しても入札制がとられたことを指摘できる。頭百姓は「百姓之惣代」として下知役から指図を受ける役人で、村内における「御法」遵守の徹底を担った。³⁶ 同役についても入札制をとったようである。前述の源次が血判に就任するに際し、後任の頭百姓をめぐって入札が実施された。天保五年十一月には入札の結果により同

村伊左衛門を頭百姓にする旨の達書が下知役田口直衛門に届けられた。³⁷ なお、同史料は血判のように郡奉行から発給される形式をとらず、奉役からの発給となっている。

このように、肝煎・血判・頭百姓は村政の中心を担った役職であったとともに、村の治安維持、農業や村民の生活の指導を担う立場でもあった。³⁸ また、村の自治はこれら三役を中心に運営されたと考えられ、村内における三役の位置づけや下知役との関係については今後の検討を要する。

牧別当は藩営の牧を管理した役職である。対馬藩でははじめ、中世からの起源を持つ与良郷横浦村長崎の牧を中心としたが、貞享〜元禄期（一六八四〜一七〇四）に長崎が牧から除外された。³⁹ その後、与良郷大山・小船越・鴨瀬・濃部・賀谷・蘆ヶ浦・横浦、仁位郷鐘川・和坂の九カ村におよぶ広大な牧が「猪鹿逐詰」との兼ね合いから元禄一六年正月に縮小され、最終的には享保九年に府中周辺へ移された。明和五年（一七六八）の「毎日記（八郷見廻役）」によると、府中に移った牧は「上ミ」と「下モ」の二カ所があり、それらを管理する牧別当の存在を確認できる。⁴¹ また、宗家文庫史料に残る牧の絵図によると、上ミ山牧は「上ミ見坂」を中心に、⁴² 下モ山牧は有明山から月輪山にかけた地域に所在した。⁴³ 「御役名并諸役所名前帳」には「牧別当」と「曾根牧別当」がみえるが、それぞれ上ミ牧と下モ牧を管理した役職と考えられる。⁴⁴ 牧別当には近隣の村に居住する足軽または百姓が就任し、小浦村・南室村・久田村から任命された事例を確認できる。⁴⁵

生子生育吟味役は八郷の人口を増加させるために実施された子ども
の出生管理を担当した役職である。対馬藩では生まれたばかりの赤子
を保護して人口の増加を図るために、寛文期より子ども一人あたりに
養育費（生子麦^{うまれこむぎ}）を支給した。しかし、生子麦の支給対象となる子ど
もや支給期間、一人当たりの麦の量は時代を下るにつれて縮小され²³
近世後期には八郷の人口が停滞した。そのため、文化二二年（一八一五）
三月には八郷の人口増加政策に伴って生子生育吟味役が置かれた。²⁴
同役は村中の妊婦を調査して人数を藩に報告する役目を担つ。文政
一一年（一八二八）三月には一郷毎に二人の給人が任命されることと
なり、村々から奉役に提出された「懐胎人数帳」と実態を引き合わせ
る厳密な妊婦調査を行うことになった。

八郷御締役は廻村をとおして困窮した村々の実態を把握し、その原
因に即した復興策を提案・実施する役職のことで、²⁵その起源は宝暦
六年に佐治軍吾が郡中吟味役に就任したことに遡る。²⁶対馬藩では宝
暦期から農政改革を開始し、その立案・実施責任者として設置された
のが郡中吟味役である。²⁷佐治軍吾が宝暦八年に郡奉行に役替えとなつ
てからは欠員となったが、天明八年二月には在郷給人の大石阿吉と佐
護長右衛門を新たに八郷吟味役に任命し、困窮していた八郷の復旧に
あたらせた。この八郷吟味役が在郷給人の役職として定着し、後に名
称を変えて八郷御締役となった。なお、「御役名并諸役所名前帳」が
完成した直後の天保一〇年三月九日には八郷御締役から再び八郷吟味
役へと名称が戻されている。²⁸

そのほか、郷の地域性に応じた役職がそれぞれに置かれた。例えば、
綱浦御番所見かじめ在番代勤は仁位郷の綱浦番所で取り締まりをする
役職で、これには同番所があつた小綱村の在郷給人が任命された。²⁹
ここまでみてきたように、在郷給人の役職は近世中後期に成立した
ものが多い。藩が担うべき地方支配の機能の一部を現地の状況を熟知
した在郷給人に担わせることによって、地方支配の簡素化・円滑化を
図つたのである。

2 足軽・百姓の役職

足軽・百姓が就任した二一の役職のうち史料の制約から、本稿では
肝煎（肝入^{かんいり}）・血判・頭百姓・牧別当をみていきたい。

肝煎は藩からの触書を村内に行き届かせることを役割とした。³⁰肝
煎は一村に二人ずつ置かれたが、小村は一人の場合もあった。また、
肝煎は村の住民による入札で決定された。入札の結果は封のまま奉役
を通して提出され、³¹郡方支配家老が肝煎を任命する形式をとつた。³²
そのため、天保九年と同一〇年の郡奉行所「毎日記」には肝煎の任命
に関する記事が散見される。³³肝煎には一般の百姓が任命される場合
もあるが、血判や頭百姓から任命されることが多い。一方、血判と頭
百姓の任命については郡奉行所「毎日記」に記されないことをふまえ
ると、肝煎が村役人の筆頭に位置付けられていたことが分かる。
血判も肝煎と同じように藩からの触を村内に行き届かせることを役
割とした。³⁴また、同役は一村に二人ずつが置かれ、入札制をとつた。

表1 在郷給人の役職

通番	役職名	備考
1	奉役	1 郷に1 人ずつ。
2	下知役	原則1 村に1 人。ただし、小村は給人の繰り合わせで肝入から下知を命じる。
3	山川役	—
4	俵物差配役	—
5	浦役	—
6	地方普請奉行	—
7	地方普請見習役	—
8	地方普請見覚役	—
9	生子生育吟味役	—
10	旅人吟味役	—
11	八郷御締役	—
12	塩焔蔵立会役	伊奈郷にあり。
13	めほろ御立山見かしめ役	伊奈郷にあり。
14	上ミ五郷諸普請差配役	仁位郷にあり。
15	鯨船改役	仁位郷にあり。
16	綱浦御番所見かしめ在番代勤	仁位郷にあり。
17	大船越在番助勤	与良郷にあり。
18	俵物差配役	—
19	同締方兼	豊崎郷・佐須郷にあり。 ※俵物差配・締方兼役の意味か。

れる村役人を指揮することで村の運営はもちろん、農業にも関与した。同役は原則として一村に給人一人が置かれたが、小村の場合は肝煎から村に対する「下知」を命じることもあった。また、複数の村を一人の下知役が担当することもあった。例えば、伊奈郷伊奈村に居住した
在郷給人の小野家は伊奈村のほか志多留村や越高村など周辺村々の下知役を兼帯した¹⁷。このように、肝煎が下知役の代わりを担ったり、

下知役が複数の村々を管轄したりすることもあったのは、すべての村に給人が居住した訳ではなかったためである。

山川役は郷内の山林を管理する山役と河川を管理する川役の総称である。天保九年の「毎日記（郡奉行）」には山川役が立山の管理を行ったり、「山役」が「不実櫛木」の伐採に立ち会ったりする記事が見られる¹⁹。対馬藩は救荒食としての櫛実を重視したことから櫛木を保護し、一七世紀後半頃からその育成を奨励した²⁰。その結果、櫛木は「御停止」の木とされ、立山であるかどうかに関わらず伐採が禁じられたほか、自然に倒木した櫛木も採取することができなかった²¹。実が採れなくなった櫛木は願い出に応じて下賜されることになっており、これに立ち会うことが山林の管理を担う山役の職務の一つだった。なお、天保九年と同一〇年の「毎日記（郡奉行）」からは川役の存在を確認できないものの、山役のように郷内の河川を管理したと考えられる。

地方普請奉行は八郷の河川や水路の普請を管轄した役人で、享保九年（一七二四）正月に佐須郷の奉役だった齋藤四郎治が開発に伴う普請の手腕を見込まれて新規に任命されたことに始まる²²。地方普請奉行は河川や水路の普請に関する知識と技術を有する必要があるため、その後も在郷給人の中から「巧者」を選んで任命した。八郷に居住する地方巧者を同役に任命することで、地域の実態に即した対応を可能にしたのである。また、地方普請奉行は一人で八郷全域を管轄しなければならなかったため、齋藤四郎治の解任後には補佐役として地方普請見習役と地方普請見覚役が置かれた。

の高に応じた間銀⁸⁾(間役)を藩に納めたが、地方役人に就任した者はこれを免除され、役料が支給された。

足軽と百姓はいずれも蔵入地を耕作し、藩に年貢や公役銀を納めた。公役銀は足軽と百姓が藩に納める諸色や夫役を銀で代納したもので、寛文期(一六六一〜一六七三)に成立した¹⁰⁾。百姓と足軽は身分的差異こそあったものの、いずれも年貢や公役銀といった「諸公役」を負担したため¹¹⁾、足軽と百姓をまとめて公役人と呼ぶこともあった。

なお、近世中期以降になると、領民による藩への献金とそれに対応する家格の上昇と身分的特権の付与が行われるようになる¹²⁾。これによって、百姓が足軽に、足軽が給人に、というような身分上昇が可能となった。「御役名并諸役所名前帳」が作成された天保期(一八三〇〜一八四四)は身分の流動が繰り返される時期であり、八郷の役職をみていくうえではその点をふまえておく必要がある。

二、天保期における八郷の役職

次に、「御役名并諸役所名前帳」にみえる八郷の役職を整理したい。本稿で紹介する部分の構成は前稿紹介部分と同様で、「八郷給人中以下」が就任した「御役名」を列挙する形式をとる。二八頁の「右給人中左被 仰付」と「肝入」の間には一行分の空白があり、空白より前に給人の役職、後ろに足軽・百姓の役職が記される。これをもとに給人の役職をまとめたのが表一、足軽・百姓の役職をまとめたのが表二である。天保九年時点において、給人の役職は一九種類、足軽・百姓

の役職は二一種類あったことが分かる。

以下、各役職について先行研究や諸史料をもとに解説する。また、天保九年と同一〇年の「毎日記(郡奉行)」も併用しながら、「御役名并諸役所名前帳」の作成期における各役職の実態をできる限り明らかにしてみたい。

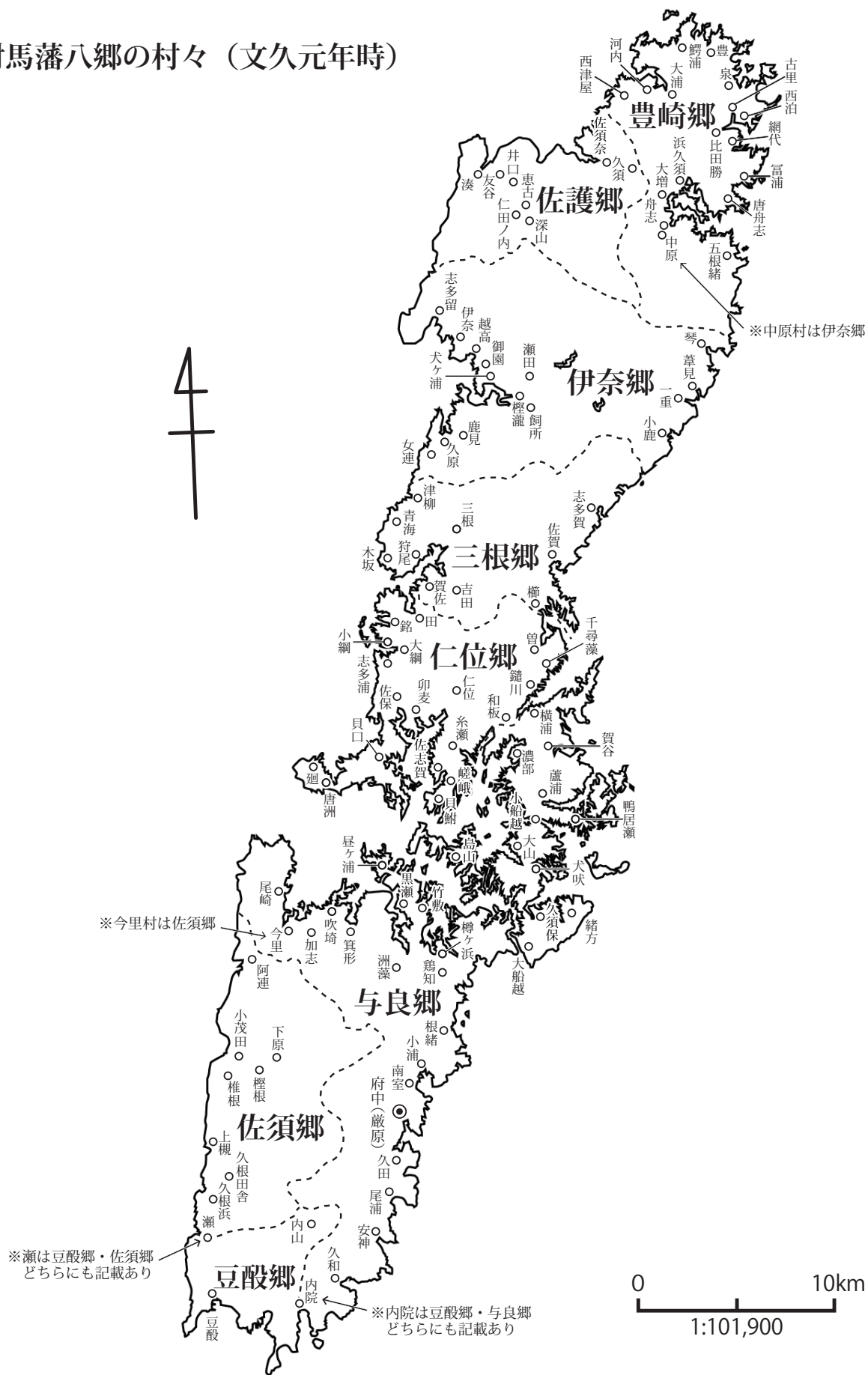
1 給人の役職

給人が就任した役職一九種類のうち、本稿では地方支配の中心を担った奉役と下知役のほか、山川役・地方普請奉行・生子生育吟味役・八郷御締役をみていきたい。

奉^{うけたまわりやく}役は郷内の地方支配を管轄する役職で、他領の大庄屋に相当する。奉役は触書伝達などの地方支配全般を担ったほか、郷内における法令遵守の徹底・風俗の監視・勸農などを職務とした¹³⁾。奉役は寛文期に成立したとされており、当初の定員は二名で、一名の場合は補佐役の奉役代役を置くこともあった¹⁴⁾。その後、宝暦三年(一七五三)に佐須郷総百姓中の願い出によって同郷の奉役が一名となり、天明八年(一七八八)には他郷の奉役も一名になった¹⁵⁾。これにより、奉役は郷毎に一人ずつが置かれる体制となった。なお、奉役は近世中後期に他領でみられる居住区外からの選出や転勤制はとらず¹⁶⁾、郷内の給人から選出された。

下知役は村毎に置かれた役職で、奉役の指図を受けて村の支配にあたった。村に対する触書の伝達を担ったほか、足軽・百姓から選出さ

対馬藩八郷の村々（文久元年時）



(出典)：「公儀御役人様御下向二付八郷村々惣出来高御年貢公役銀井知行人家数孝行芋出来高牛馬数調帳」文久元年
 (長崎県対馬歴史研究センター所蔵対馬宗家文庫史料記録類 I 郡奉行 I-11)

【史料紹介】

天保期対馬藩における八郷の役職

―「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」の紹介―

丸山 大輝

前稿¹に引き続き「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」(以下、「御役名并諸役所名前帳」とする)を紹介する。本稿では「御役名并諸役所名前帳」の内容のうち、八郷(田舎)の部分解説・翻刻する。八郷とは、対馬島内の村方を示す言葉で、郡と村の中間に設置された行政区画²郷が島内に八つあったことに由来する。

最初に、対馬藩における地方支配機構の概要を述べ、次に、「御役名并諸役所名前帳」から読み取れる八郷の役職を解説し、最後に史料の翻刻文を掲載する。

一、対馬藩の地方支配機構と村の身分

まず、対馬島内の行政区画と地方支配機構について整理したい。古代における対馬の行政区画は上県・下県の二郡で構成されていたが、南北朝期には一二郡ほどに分化し、宗経茂・澄茂期(一四世紀中後期)には「八郡」(八海)に整理縮小された³。ここで確定した「郡」の範囲は対馬宗氏による領国支配の単位として、その後も継承された。しかし、近世に入ると、中世の「郡」の範囲を示す呼び名として「郷」

が用いられるようになる。「郡」と「郷」ははじめ混用されていたが、元禄期の国絵図作成に際して「郷」に統一された。また、同時期に「郷」よりも広域に二つの「郡」が設定され、「郡」と「郷」の使い分けが明確になるとともに、二郡八郷の行政区画が確定した³。この二郡八郷を北から順に挙げると、上県郡に属する豊崎郷・佐護郷・伊奈郷・三根郷、下県郡に属する仁位郷・与良郷・佐須郷・豆酸郷である(図)。

二郡八郷の行政区画をもとにした対馬島内の地方支配は郡奉行を中心に行なわれた。郡奉行は現地に赴任せず、府中の郡奉行所へ日勤しながら業務を行った⁴。そのため、郡奉行の代わりに現地で地方支配の実務を担ったのが郷に居住する地方役人であった。後述するように、地方役人には多様な種類あり、身分によって就任する役職が決まっていた。そこで、八郷の役職をみていく前提として、対馬藩における村の身分を説明しておきたい。対馬藩の村には在郷給人・足軽・百姓・被官・名子・庶子と呼ばれる人々が存在したが、本稿では地方役人に就任した⁵在郷給人・足軽・百姓について解説する。

対馬藩の給人には府中に居住して蔵米知行をうけた府内城下士と八郷に居住しながら地方知行をうけた在郷給人の二種類が存在した。そのうち、地方役人に就任したのは後者である。在郷給人は宗家から間高⁶で表される知行地を拝領したが、そこでの知行権は制限され、恣意的行動は認められなかった⁷。拝領した知行地については、被官や名子に知行地を小作させることはあったものの、実質的な農業経営の主体は在郷給人が担った。また、在郷給人は軍役の代わりに知行地

「官位之儀」の内容を見る限りにおいては、「朝鮮之押」の語が使用されていた可能性は低いものと考えられる。

37 「朝鮮押えの役」と併せて用いられる「藩屏」の語も、陶山すやま訥庵つあん（対馬藩儒学者）が『宗氏家譜』（一六八六年成立）の際に用いたことが明らかである（鈴木棠三編『對馬叢書第三集 十九公實録・宗氏家譜』（村田書店一九七七年）一六五頁）。「藩屏」の語の展開については、吉村雅美「一八世紀の対外関係と「藩屏」認識―対馬藩における「藩屏」の「役」論をめぐって―」（『日本歴史』七八九、二〇一四年）に詳しい。

38 注35参照。

39 ①「覚書」表紙に「此通草案認、（平田）直右衛門被持越候得とも、筑後守（新井白石）様へ被差出候節、書改候所数多有之候ニ付、此書付ハ反古同前也」とあることを考えれば、①「覚書」に関して白石の指導が多く入り、「反古同前」となっていたことが分かる（「はじめに」）。ここから何らかの返答が白石からなされていたことが窺えるが、この「返答」がいつ頃のことであったのか、表紙の記述からだけでは判断することができない。

40 筆者は「朝鮮之押」が「朝鮮押えの役」に「発展」していくものとの見通しを持っているが、両者は全く関係がない可能性もある。しかし、そうした可能性も含めて検討していくことが、鶴田氏以来の「朝鮮押えの役」研究（鶴田前掲「朝鮮押えの役」はあったか）を進めていくことになっていくだろう。

〔付記〕本稿は、JSPS 科研費 JP18K12503、JP19H00537、JP20K00975 による成果の一部である。

（ふるかわ・ゆうき 弘前大学人文社会科学部）

後に江戸発、即位式を見てまもなく京都を出発する予定であった(横山前掲『琉球国使節渡来の研究』一二七頁)。瀧はこの予定を白石から聞いていたものと思われるが、実際に白石が江戸を発したのは、同年一〇月一二日のことであり、さらに滞在先の京都を出発したのは、翌正徳元年(一七二二)一月二日のことであった(前掲『折たく柴の記』一九二〜一九四頁)。つまり、白石にもう一度願ひ出たいとした瀧の目論見は、実現していなかったことが分かる。白石の予定が遅延した理由は今のところ明らかでない。

26 そのような意味で、「瀧六郎右衛門草稿」の成立を、宝永六年(一七〇九)〜同七年(一七二〇)頃と推測した田代氏の見解は正しい(注8参照)。より正確を期すれば、宝永七年(一七二〇)一〇〜一二月頃に設定しておくべきであろう。

27 ①「覚書」に加えて、②「日本朝鮮和好再興之次第」が作成されたのは、書契に関する白石の質問―幕府老中と礼曹参判が交わした書契は寛永一三年(一六三六)が初見か―に瀧が答えた際に、白石から「右信使并書翰〔書契〕之儀ニ付、和好之次第、朝鮮筋対州之義」を詳細に尋ねてきたためであろう(第二章)。この問いへの返す刀で瀧は「武備之儀」の訴えを行った。そしてこの②「日本朝鮮和好再興之次第」は、白石・芳洲論争の際に提出された「隣好始末物語」の歴史的叙述部分の土台として活用されることになる(田代前掲『日朝交易と対馬藩』六二頁)。

28 前掲「辛卯信使来聘前秋元但馬守様より御留守居山川作左衛門被召寄此方御先祖義調様御官位被蒙仰年月日相知候ハ、書付被差出候様ニ被仰渡候段杉村三郎左衛門方より申来候付返答申遣候書状之写」。

29 このとき間部に対馬藩主名で請願を行おうとしていた事実は示唆的であ

る。なぜなら、①「覚書」は白石・芳洲論争(第一回目…一七一四年一月二二日)の際に、「宗対馬守書付」として白石へ提出されることになるからである(図表①)。つまり対馬宗家は、この時点で「武備之儀」〔官位之儀〕の請願は藩主名で行うといったことを決めていたことになる。杉村が間部に働きかけを行っていたのは、島津家の先例があったためであろう。島津家は間部への働きかけから琉球使節の派遣や官位昇進の慣行を成立させた(注23参照)。

31 古川前掲「対馬宗家の対幕府交渉」二五三〜二五四頁。

32 古川前掲「対馬宗家の対幕府交渉」二五七〜二五八頁。

33 古川前掲「対馬宗家の対幕府交渉」二五七〜二五九頁。

34 「朝鮮押えの役」については、鶴田啓「朝鮮押えの役」はあったか(佐藤信・藤田覚編『前近代の日本列島と朝鮮半島』(山川出版社、二〇〇七年)を参照のこと。

35 「朝鮮之押」は、「…殊朝鮮之儀小国ニ而者候得共、中華を頼、一国を構へ候所ニ而、容易ニ取扱候儀難仕、其上国之強弱も時ニ随而變化仕者ニ御坐候故、対馬守儀代々油断可致様無之、朝鮮江和館を構江、人数を差置、北京・朝鮮之時勢を窺せ、又者対州ニ両関所(鰐浦・佐須奈関所)其外所々ニ遠見番所を申付、人数を宛置、郷村ニハ民居之多少ニ応シ郷土・農兵を召置キ、糧食を与へ、武芸を嗜せ、昼夜無間断外国之様軀を相考、尤参勤之儀ハ諸御大名様方同前ニ隔年ニ勤之候、彼是少人数ニ而ハ難成、責而拾万石之分限程之人数所持不仕候而者、朝鮮之押旁相勤り不申、只今迄其通りニ仕来り候、…」という中に急遽登場する。

36 「瀧六郎右衛門草稿」の原本及び写は存在せず(注8参照)、具体的な内容が分からない中での判断は避けるべきであるが、瀧が訴えた「武備之儀」

たことが分かる。

16 本章では特に断らない限り、「新井勘解由殿近日御用有之京都江御登二付瀧六郎右衛門為御届去ル八日罷出候刻申入候口上并御答之覚」(長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物 165-1)による。

17 史料上判明する対馬宗家最古の当主。荒木和憲『対馬宗氏の中世史』(吉川弘文館、二〇一七年)一六頁を参照のこと。

18 対馬宗家は、貞享三年(一六八六)七月二日に、①日本方差渡候諸色朝鮮方買調候品々之覚書一冊、②朝鮮江差渡候送使人数并音物之覚書一冊、③内証向之覚書、を阿部に提出した(「朝鮮筋御用之儀二付阿部豊後守様江殿様御出之時之覚書并田島十郎兵衛罷出申上候覚書」〔国史編纂委員会所蔵「対馬島宗家文書」記録類 3615〕)。

19 「書付」は冒頭にも述べた通り、対馬から参上した平田によって、正徳元年(一七一)四月八日に白石へもたらされた。また、もう一つ提出を依頼されていた「委書付」がこのとき、あるいはこのとき以前に出されていたかどうかは判断ができない。

20 前掲「直右衛門殿江之書状之案」。

21 本章では特に断らない限り、前掲「新井勘解由殿近日御用有之京都江御登二付瀧六郎右衛門為御届去ル八日罷出候刻申入候口上并御答之覚」による。

22 後に江戸藩邸の依頼に基づいて、豊臣秀吉による九州平定(一五八七年)後の宗義調や宗昭景(後の義智)の官位について調べた国元では、両者の官位を明確に記した記録が残っていないことを返答している(「就夫御家譜相考候処、(宗)義調様・(宗)昭景(義智)様、大閣(豊臣秀吉)様薩摩御帰陣之節、筑前於宮崎御目見被成、御拝領物有之為ル趣相見へ

(判読不能)
■ 御一世御官位之義者見へ、不申候」(「辛卯信使来聘前秋元但馬守様より御留守居山川作左衛門被召寄此方御先祖義調様御官位被蒙仰年月日相知候ハ、書付被差出候様ニ被仰渡候段杉村三郎左衛門方より申来候付返答申遣候書状之写」(長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物 553-2-11-1~2))。

23 島津家は、宝永元年(一七〇四)と同六年(一七〇九)の二度にわたって幕府から琉球使節の派遣を断られたが、①琉球が中国に朝貢する国々の中で朝鮮に次ぐ第二の席次にあること、②使節の派遣は徳川將軍の威光を弥増すのに役立つことの二点を、間部詮房(幕府側用人)に訴え出したことで使節の派遣が認められるとともに、派遣に伴う島津家当主の官位昇進の慣行を成立させた(横山學『琉球国使節渡来の研究』〔吉川弘文館、一九八七年〕六一~七一頁、紙屋敦之「江戸上り」〔新琉球史―近世編(下)―〕〔琉球新報社、一九九〇年〕一五~一八頁、同「幕藩体制下における琉球の位置―幕・薩・琉三者の権力関係」〔同「幕藩制国家の琉球支配」〕〔校倉書房、一九九〇年〕二四九~二五二頁、同「琉球使節の江戸上り」〔同「大君外交と東アジア」〕〔吉川弘文館、一九九七年〕一三九~一四二頁)。瀧が白石に切り出した島津家の話とは、恐らくこのことを指しているであろう。ちなみに対馬宗家が島津家の官位昇進慣行の成立に付けたんで少将任官を願い出ていた事実はこれまで全く知られていない。

24 白石の関心を直に聞いていたのは、前日(一〇月七日)に対面した杉村であったが、瀧は白石と対面するに当たって、事前にその話を杉村から聞いていたのであろう。

25 白石は宝永七年(一七一〇)八月一〇日に、京都にて中御門天皇の即位式(一一月一日)を見に行くよう命ぜられており、琉球使節と会した

という構図で展開される。書面を含めた対面は三回行われ、最終的には「対馬からの銀輸出はやむなし」との結論を引き出すに至った。同論争の詳細については、田代和生「対馬藩経済思想の確立」（田代前掲『日朝交易と対馬藩』（初出二〇〇〇年）を参照のこと。

7 田代前掲『日朝交易と対馬藩』一八七〇頁。すなわち、江戸で「瀧六郎右衛門草稿」が作成された後に、国元で芳洲らの改訂が加えられ（「芳洲の草稿」、それがそのまま①「覚書」として白石に提出された、という流れである。①「覚書」が「宗対馬守書付」として改められるのは、白石・芳洲論争のときであり、今回ではない。

8 「瀧六郎右衛門草稿」の存在を初めて指摘したのは泉澄一氏であるが（泉澄一『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』（関西大学東西学術研究所、一九九七年）三〇八～三〇九頁）、成立年を元禄二三年（一七〇〇）と誤解していたことから、田代前掲「対馬藩経済思想の確立」によって、宝永六年（一七〇九）～同七年（一七一〇）頃と改められるに至った。しかしその田代氏も、白石・芳洲論争の過程を説明することに注力していたことから、「瀧六郎右衛門草稿」がいつどのような目的でなぜ作成されたのかについては明らかにしなかった。ちなみに「瀧六郎右衛門草稿」の原本及び写は現存が確認されていない。

9 三宅英利『近世日朝関係史の研究』（文献出版、一九八六年）三八五頁。
10 本章では特に断らない限り、「直右衛門殿江之書状之案」（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物641-29）による。「直右衛門」とは平田直右衛門のことであり、同史料は杉村（江戸家老）から平田（国元家老）へ送られた書状の案文（下書き）である（平田宛ての書状の中に白石からの回答の内容が記されていたということ）。

11 高埜利彦「一八世紀前半の日本―泰平のなかの転換―」（『岩波講座 日本通史 第13巻 近世3』（岩波書店、一九九四年）四四～四五頁には、「武家官位装束考」が引かれ、白石が構想した勲位制度について触れる。

12 「鶴峯集」は、文禄の役（一五九二～九三年）時に朝鮮国慶尚道觀察使を務めた金誠一キムソンイが著した詩文集のことである。彼は文禄二年（一五九三）に陣中で没したが、それ以前の天正度信使（一五九〇年）の際に副使として来日し、日本紀行文「海槎録」を著していた。「海槎録」は「鶴峯集」に収められ、天正度信使（一五九〇年）に関して多くのことを記すことから、杉村によって白石への提供がなされたのであろう。ちなみに「鶴峯集」の「鶴峯」とは金誠一の号であり、彼は李滉イフワン（号：退溪テグセ）に学び、最終的に弘文館副提学にまで進んだ（田中健夫『対外関係と文化交流』（思文閣出版、一九八二年）二八八頁）。

13 前掲「直右衛門殿江之書状之案」。
14 「宝永新例案」（一七一〇年）については、太田勝也『鎖国時代長崎貿易史の研究』（思文閣出版、一九九二年）四五四～五三三頁、木村直樹「一八世紀の対外関係と長崎」（藤田覚編『一八世紀日本の政治と外交』（山川出版社、二〇一〇年）一六九～一七二頁を参照のこと）。

15 後に白石・芳洲論争が勃発することを考えれば、白石と対馬宗家の関係は險悪であったことが想像される。しかし、杉村が自主的に「鶴峯集」の写を提供していることなどを踏まえれば、両者の関係は險悪であったとまでは言い切れない。瀧が白石に「官位之儀」を訴えた際に、白石に対して「御懇意之上之義ニ御座候故、不遠慮成申上事ニ候得共、御内意を承度奉存候」と断っていることは（第三章）、少なくとも対馬宗家から見た白石は「脅威の対象」とはなり得ても、関係が險悪とまでは言えなかつ

ないだろう。

「書付」が提出された後、「武備之儀」「官位之儀」の請願がどのように展開していったのかは分からない。そのことを示す史資料が今のところ見つかっていないからである。正徳度信使（一七一一年）が来日し、周知のような日朝間の事件（犯諱など）が起ころるものの、「武備之儀」「官位之儀」に関しては全く動きが見られない。日朝間の事件によって、それどころではなくなってしまうということであろうか。³⁹

「武備之儀」「官位之儀」の請願に関する次なる動き出しは、田代氏が明らかにした白石・芳洲論争の際である。ただこのときは「武備之儀」に関する協議のみが白熱し、「官位之儀」に関する協議は全くと言っていいほどなされていない。輸出銀高の削減を阻止することに集中するあまり、「官位之儀」は顧みられなくなってしまったのであろう。しかし筆者としては、正徳度信使費用拝借の舞台裏で「官位之儀」が幕府―対馬宗家間で「問題」とされていたからこそ、「朝鮮之押」が創出されるに至ったと見ている。そしてこの「朝鮮之押」は、後に様々な請願を行う際の方便として用いられる「朝鮮押えの役」に「発展」していくものとの見通しさえ持っている。⁴⁰「朝鮮之押」から「朝鮮押えの役」へ。―こうした「発展」がどのような過程を経てなされたのか、現段階において明確な回答を持ち合わせているわけではない。しかし「朝鮮之押」は、対馬藩主（対馬宗家）の朝鮮に対する諸々の役割Ⅱ「職分」を端的に表現するのに格好のワードとして生き続けた

可能性がある。「朝鮮之押」がいかに用いられていくのか、そして「朝鮮押えの役」がいかに「発展」していくのか。こうした点を今後の課題として残し、本稿をひとまず終えることにしたい。

1 田代和生『日朝交易と対馬藩』（創文社、二〇〇七年）五二頁。この「書付」は後に述べるように二種類の文書からなる。

2 正徳度信使費用拝借の過程については、古川祐貴「対馬宗家の対幕府交渉―正徳度信使費用拝借をめぐる―」（荒武賢一朗編『世界とつなぐ起点としての日本列島史』（清文堂出版、二〇一六年）を参照のこと。

3 長崎県対馬歴史研究センターにもとに控が存在しており（『覚書』〔長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類Ⅲ―朝廷・幕府5〕、「日本朝鮮和好再興之次第」（同所蔵「宗家文庫史料」記録類Ⅲ―朝廷・幕府6））、田代前掲『日朝交易と対馬藩』六二―七〇頁に全文翻刻がなされている。混乱をきたさぬよう前者を①「覚書」、後者を②「日本朝鮮和好再興之次第」として表記する。

4 田代前掲『日朝交易と対馬藩』五二頁。

5 白石は元々「勘解由」であったが、正徳元年（一七一二）一〇月二日に叙爵され、「筑後守」を名乗るようになっていた（新井白石〔松村明校注〕『折たく柴の記』（岩波書店、一九九九年）一九四頁）。

6 「白石・芳洲論争」とは、正徳四年（一七一四）から同五年（一七一五）にかけて、白石と芳洲が江戸で繰り広げた経済論争のことである。国家的な見地から外国への銀輸出を抑制しようとする白石と、対馬藩経済を守る観点から銀輸出の増額、あるいは石高への振り替えを要求する芳洲

た〔図表①〕。ここから「朝鮮之押」の創出は、瀧か芳洲らか、といったことになるだろう。ただ、「武備之儀」「官位之儀」の訴えを経て作成された「瀧六郎右衛門草稿」に「朝鮮之押」の語が使われていたとは思われない。なぜなら本文でも紹介した通り、瀧が訴えた「武備之儀」「官位之儀」の中に同語の使用が認められるわけではないからである（第二・三章）。³⁶ここから「朝鮮之押」の語は、芳洲ら儒学者が創出したと考えられるだろう。³⁷

しかしここで問題となるのは、何ゆえ芳洲らは「朝鮮之押」の語を創出しなければならなかったのか、といったことである。このとき急遽使用されたことを考えれば、創出されなければならなかった背景が存在したはずであろう。その背景とは何か。ここでもう一度①「覚書」を取り巻く状況を整理してみる。

①「覚書」が提出されたのは、白石の依頼があったためである。白石は瀧に「武備之儀」の訴えの内容を「書付」としてまとめよう指示した（第二章）。瀧は違和感を覚え、多少の抵抗を試みるも、最終的には杉村に事の次第を報告し、杉村の平田宛て書状に「瀧六郎右衛門草稿」を付すかたちで、国元に「書付」の作成を委ねることとなった。

これだけの状況から「朝鮮之押」の語の創出の背景を探るのは難しい。しかしここで思い出して欲しいのは、瀧が「武備之儀」の訴えを行ったのと同じ日に、「官位之儀」の訴えも行っていたという事実である。「官位之儀」の訴えは、「先例なし」との理由で白石から素気無い

返答がなされたが、そもそも対馬宗家（瀧）が「官位之儀」を訴えたのは、島津家の官位昇進慣行の成立もさることながら、幕府老中と礼曹参判の官位と「職分」の不一致に並々ならぬ思い入れを持った白石がいたためであった。

白石が朝鮮との関係も視野に幕府老中の官位と「職分」の整備を図ろうとしていたことは、すでに第一章で述べた通りである。対馬宗家（瀧）はそこに付け込んで、島津家同様の官位昇進を図ろうとした。何度も述べるが、対馬宗家の官位昇進はこのときは叶わない。しかし、瀧が「官位之儀」を諦めていなかったことは、もっと注目されてよいだろう。「官位之儀」の訴えがこのとき限りのものではなかったということを示すからである。

こうした事の次第は、当然に国元でも共有されていたと考えられ、芳洲らはそのあたりを考慮して、「朝鮮之押」を創出するに至った。「朝鮮之押」の語は、直前の対馬宗家の朝鮮に対する役割を説明するくだりで急遽登場する。³⁸つまり、朝鮮に対する対馬宗家の諸々の役割（＝対馬藩主の「職分」）を端的に表現する言葉として使用された可能性があるというのである。そしてそれが白石に開陳された事実、正徳度信使費用拝借が実現した今、「武備之儀」の請願を通じて、さらなる朝鮮貿易への「挺入れ」を期待するとともに、対馬藩主の朝鮮に対する「職分」を訴え出ること、「官位之儀」（対馬藩主の少将任官）をも実現しようとしたからではなかったか。白石が官位と「職分」の不一致に並々ならぬ関心を持っていたことは、ここで繰り返すまでも

二て被仰上候義可然候、此度重キ御願差幅候節被仰込候義、肝要之御願之差支にも可罷成哉与存候付、越前守様へ道貞を以被申込候義、兩様とも二可被差控、委細直右衛門申談候間可為演説候、恐々謹言

書状の内容は、中盤にある「乍然」（傍点部分）をもって、前半部と後半部に分けることができる。前半部は、瀧が白石へ訴えた「武備之儀」「官位之儀」を、杉村が間部詮房（幕府側用人）の医者・野口道貞へも伝えてくれているようなので、その野口を使って、奥村治左衛門（間部家老）へ「御直之御書付」（＝対馬藩主の書付）を提出すれば、訴えた内容が間部にも聞き届けられるであろうこと、²⁹後半部には、しかし多くの幕府役人に訴えを行っている事実が判明すれば、中には憤って「はね付ケ」る役人もいるであろうから、正徳度信使費用の拝借を最重要の課題として、それが叶った暁には「武備之儀」「官位之儀」の順番で願い出ることにはしたい、である。

杉村は「武備之儀」「官位之儀」の請願の実現可能性を高めるため、間部にも働きかけを行っていた。³⁰しかし国元では、様々な願い出を多くの幕府役人に行っている事実が露見することを恐れていた。「甚憤り」「はね付ケ」とあることを考えれば、そこで想定されていた人物は土屋政直のことであっただろう。³¹その土屋に幕府老中を紹介した《表向きのルート》ではなく、間部・白石を紹介した《奥向きのルート》を使っている事実が判明することを国元は恐れていたのである。こうした心配は、瀧が「官位之儀」を訴えた際に白石が返答した内容―「道

理難立儀を御願被成候ハ、首尾不仕のミニ無之、重而道理立候御願事被成候而も、先頃もケ様之難立義ヲ御願候、此度も其類ニ而可有之なと御批判も御座候而者、重キ事之御障りニ可罷成候故、不入御事之様ニ存候」―をもとに醸成された可能性がある。急遽緊急度の増した正徳度信使費用拝借を実現するためにも、「武備之儀」「官位之儀」の請願を後回しにし、《表向きのルート》で願い出ることを国元として決していたのである。

実際、杉村が平田とともに願い出たのは、正徳度信使費用の拝借であり、請願も土屋のいる《表向きのルート》を通じてなされた。³²平田の目的は、白石から依頼されていた「書付」（①「覚書」＋②「日本朝鮮和好再興之次第」）の提出にあったが、費用拝借の問題が急浮上したこともあって、拝借の特使としての役割を果たすことになったのである。結果、請願は認められ、「金五万両」という異例の拝借が実現する。³³

ところで、平田が白石に提出した①「覚書」には、「朝鮮之押」といった語が使われている。「朝鮮之押」は「朝鮮押えの役」に通じ、³⁴管見の限りこのときの使用が初めてである。対馬宗家の朝鮮に対する役割を説明する中で急遽登場した同語は、³⁵いかなる目的を持って誰が創出したものだったのであろうか。最後にこの点を明らかにして本稿の締め括りとした。

すでに述べたように、①「覚書」は「瀧六郎右衛門草稿」を叩き台として、芳洲や霞沼らが改訂を加えたもの（＝「芳洲の草稿」）であっ

対馬宗家が官位昇進を願ひ出ること自体、全面的に否定するものであり、実現の可能性についてもないことが瀧に伝えられた。その理由の中心は、元々対馬宗家が少将になる家柄ではない、といったものであり、白石の関心に付け込んだ対馬宗家の思惑はあえなく潰れてしまった。しかし、瀧はまだ諦めていなかったようで、白石が京都から戻り次第、再び相談に行くことを決めた模様である。²⁵

おわりに

これまでの流れを整理すると、宝永七年（一七一〇）一〇月七日に白石と対面した杉村が、書契を土屋に披露しない理由―幕府老中と礼曹参判の官位と「職分」が釣り合っていない―を聞き、翌八日に瀧が白石と対面した際に、「武備之儀」「官位之儀」の請願を行い、その結果を瀧から聞いた杉村が、平田宛て書状（前掲「直右衛門殿江之書状之案」）に認めた、といったことになるだろう。問題の「瀧六郎右衛門草稿」の存在をこの流れの中に確認することはできないが、恐らく「武備之儀」「官位之儀」の請願を行った瀧自身が作成し、平田宛て杉村書状（前掲「直右衛門殿江之書状之案」）に添付して、国元へ送ったものと思われる。²⁶

その国元では、杉村の作戦―白石に協力的な態度をとることで、朝鮮貿易が危機的状况に陥った際に助けてもらおう―もあって、白石に提出する「書付」(①「覚書」+②「日本朝鮮和好再興之次第」)が、「瀧六郎右衛門草稿」を叩き台として、芳洲や霞沼らによって急ぎ作成さ

れていた。²⁷ 完成した「書付」は、杉村の考えに基づいて、後に国元家老（平田）によってわざわざ江戸まで持ち込まれるといった演出がなされるが、その前に杉村には次のような国元の方針が書状（一七一年一月一九日付）で知らされていた。²⁸

一、御官位等其外新井殿へ可被申立趣、先達而直右衛門方へ被申越候趣も、問部越前守様医者野口道貞へ貴殿前以心安被申通候付、此度折々被致参上候付、御官位之儀朝鮮御隣好之御取次被成候二、御官位輕候而者如何二候段物語被仕、其外御国之義藩屏之國二候故、武備等茂嚴重二被成被置度与之趣、御直之御書付二被成、御印判被遊被差越候者、道貞を以彼方御家老奥村治左衛門へ被差出候、越前守様御覽可被成候様可被仕候、ケ様之筋伝を以内々被仰込御方も有之段道貞咄被申、御認様之義迄委細二被申聞、一々承届候、乍然於爰許申談候ハ、御拝借御願相叶候様被仰上候義專要二奉存候、重キ御願度々被仰込候而者、肝要之御拝借御願之妨ニも可罷成候哉、武備之御願者新井殿へ打掛ケ御頼被成ニて可有之候、然者御取持被申所存ニ候者、相州様・越前様へ茂伝へ候者、申込候様ニ差函被致義も可有之候哉、御存之江戶衆者老人へ打掛ケ頼候上ニ外へ又々申込候義相知候而者、甚憤り被申、却而御為ニ不被成様ニはね付ケ候様も問々有之義故、武備之義御直之御願書を以被仰込候義御延引被成度候、且又御官位之義も御拝借等相叶、万一武備之御願等濟寄候上

藩主)は、徳川家るときではないが、宰相(参議の唐名)入りの話を断り、土地の加増を願いだしたという経緯があることから、今でも対馬藩主は代々拾遺(侍従の唐名)にとどまっていること、⑥この度内々に少将への任官を願いだしたので、懇意である白石の意見を伺いたいこと、⑦音物は目録の上包みに幕府老中の官位を記さなければならぬこと、⑧朝鮮は官位を第一とする国柄であるので、官位が「職分」に対して適当なものでないと幕府老中のことを軽く見たり、無礼な態度を取ったりするかもしれないこと、である。

中国や朝鮮に対する日本(幕府)の外聞、義智の参議(宰相)入りの過去を引き合いに出し、官位昇進(少将任官)の正当性を訴える内容となっている。しかし、これまで中国や朝鮮が幕府老中の官位に触れたこともなければ、義智の参議(宰相)入りについて、明確な根拠を持ち合わせていたわけでもない。対馬宗家としては、島津家が官位昇進の慣行を成立させたことに便乗しなかったのであって、だからこそ幕府老中の官位と「職分」に一方ならぬ思い入れ(関心)のある白石に相談したものと考えられる。目録上包みに記される幕府老中の官位にあえて言及したのは、白石の関心を改めて喚起すること、対馬宗家の官位昇進につなげたいといった意図があったからであろう。²⁴しかし、白石の反応は素気無いものであった。

：薩摩守殿ニハ大中納言之家ニ而候得共、中絶ニ而漸近年中将迄ニ而候、是者御願候而茂先現在之事候、対馬守殿ニハ侍従之御

家ニ而御座候故、先規無之義を御願被成候段、相叶申間敷様ニ被存候、侍従之御家ニ而、只今御代々侍従御中絶無之候者、御家之御規模珍重之御事奉存候、道理難立儀を御願被成候ハ、首尾不仕のミニ無之、重而道理立候御願事被成候而も、先頃もケ様之難立義ヲ御願候、此度も其類ニ而可有之なと御批判も御座候而者、重キ事之御障リニ可罷成候故、不入御事之様ニ存候、扱又御老中御官位之義も中々罷成間敷様ニ被存候、是を御改被成候而ハ、惣躰段々改り不申候而者難成候、惣而武家之世と罷成候而者、職を第一と被成、官位ハ御構無日本之風儀ニ而候、
(源頼朝)
頼朝ハ大納言ニ而相済申候、：

白石の返答は、①島津家は元々大納言・中納言になる家柄であり、それがしばらくは「中絶」していたので、近年ようやく中将への道が開けたこと、②これは先例があるかどうかの問題であって、対馬宗家は元々侍従の家柄であり、少将の先例があるわけではないので、官位昇進は実現しないであろうこと、③元々侍従の家柄で未だ侍従任官が「中絶」していないのであれば、それはそれで「珍重」なことであるので、他の道理の立つ請願に支障をきたすような行為はしない方がよいこと、④幕府老中の官位の件も遅々として進んでおらず、仮に改まったとしても、それに倣って全てを変更する必要があるであろうこと、⑤武家の世となった今、「職分」を第一とし、官位に構わないのが「日本之風儀」であり、あの源頼朝ですら大納言止まりであったこと、である。

方などハ中々委細之義難被仰上候、我々義者以前方御側近ク罷出申上来候故、委細之義も申上能候」である。白石は幕府内での自身のポジションを強調することで、提出を拒む瀧を言い包めようとする。さすがの瀧もこの勢いに負けたのか、「書付」の提出は自らの判断ではできないとして、杉村に相談する姿勢を見せる。杉村が芳洲や霞沼に「書付」の検討を委ねたのは(第一章)、まさにこうした事情があったためであり、その背景には白石の異様とも言うべき知識欲が存在していたということである。結果、白石が望み通りの「書付」を手にすることができたことは言うまでもない。¹⁹

三、「官位之儀」の請願

白石に対する対馬宗家の働きかけは、何も「武備之儀」だけではなかった。宝永七年(一七二〇)一〇月七日、杉村は対馬藩主の官位に関する相談も持ちかけようとしていた。²⁰しかし、白石に来客があったことから、辞退せざるを得なかったようである。こうした経緯から、翌八日に対面した瀧がその話を切り出すことになる。内容は次の通りである。²¹

松平薩摩守様、此度琉球人被召連候付、御官位之御願有之由承
伝申候、対馬守儀茂(正徳元年、一七二二年)来年信使同道仕義ニ御座候、如御存知琉球人とハ訳茂格別之義と御座候、殊和好已後対馬守代々御
通交之御役相務、信使同道仕、大分之物入等も在之候、第一朝鮮国聞へ之為唐ニも響可申事ニ御座候得者、何とそ罷成首尾ニ

候ハ、官位之義内々ニ而願上度心入ニ御座候、殊高祖父対馬守(宗義智初代藩主)義智義(徳川家)御当家ニ而ハ無御座候得共、已前宰相(参議)ニ可被仰付与之義も御座候得共、小身ニ而受高官候義如何敷候間、何とそ御加増の方をと奉存所存ニ而御断申上、侍従ニ而相済来り、其格ニ只今迄代々拾遺之官ニ而御座候、何とそ不苦義ニ候ハ、此度少将之官位之儀、内々ニ而願上如何可有御座候哉、可相調与被思召候哉、御懇意之上之義ニ御座候故、不遠慮成申上事ニ候得共、御内意を承度奉存候、扱又御老中様方御事、書翰之義者此度被差留候得共、若音物計ハ進覽仕義も御座候、(到就不能)目錄之上包ニ御官名をも書載仕事ニ御座候処、御職分方ハ御官位不足御座候段、如何敷奉存候、朝鮮人之義ハ官位ヲ第一と仕候故、御官位不宜候而ハ、何角ニ付自然ハ輕しめ申所も可有御座候哉、若無礼之義も可有之歟と無心元奉存候、是亦御相応ニ有之度御事ニ乍憚奉存候、此義も如何被思召義ニ御座候哉、：

瀧の話は、①鹿兒島島津家が今回琉球使節を連れて来るに当たって、官位昇進を願ひ出したことを他から伝え聞いたこと、②対馬宗家も来年(一七二一年)に朝鮮通信使を連れて来るが、同使節は琉球使節とは比べものにならないほど「格別」な存在であること、③朝鮮侵略後の日朝講和成立(一六〇七年)以降、対馬宗家は代々朝鮮通交(外交・貿易)を務め、通信使を同道させてきていることから、大きな財政負担ともなっていること、④朝鮮に対する外聞が中国にも伝わることから、内々に官位昇進を願ひ出たいと思っていたこと、⑤宗義智(よしと)(初代

少し、そのうえ新銀（元禄銀・宝永銀など）の発行によって、利益が出ない状態となつてきていることから、武備を整えるのが困難になつてきていること、である。

元寇という歴史的な事実から中国の脅威を煽ることで、対馬宗家の武備の重要性を訴える内容となつている。しかし瀧の狙いは、武備の強化を名目とした朝鮮貿易の「梃入れ」にあつたと考えられる。すでに述べたように、この時期の朝鮮貿易は幕府の相次ぐ制限策によって危機的状況に直面していた。しかし、人參代往古銀（特鑄銀）の鑄造が幕府から許可されたことで、一応の「安定」を見るかもしれないが、そのような中で瀧が狙いとする「梃入れ」にどのような具体が伴つていたのかは分からない。ただ漠然と対馬宗家の窮状を訴えただけの可能性もある。恐らく瀧は、人參代往古銀（特鑄銀）の効果が未知数の中で武備の強化と絡めたかたちで窮状を訴えることで、幕府のさならぬ「梃入れ」を期待していたのではないだろうか。

これを受けた白石は、瀧の主張に賛意を表し、平田と杉村に伝えて、主張の全体を「書付」としてまとめよう提案する。あるいは瀧本人が作成してもよかつたらしく、とにかく白石としては「不拘虚実承伝候分、微細ニ書付差出候」ことが重要であつた。白石の言によれば、「書付」を提出することは、「対馬守殿御為ニ肝要」という。その理由は定かでないものの、こうした文句を使つてまでも対馬宗家に「書付」を提出させたかつたのであろう。加えて白石は朝鮮貿易の輸出銀高の推移を示す「委書付」も別に要求している（「殊武備之儀者、日

本之御為至而大切成義ニ而候間、朝鮮渡之銀高、以前ハ何程ニ候へ共減少仕り、只今者何程与申義共、相違無之様委書付可遣候」。これは先の瀧の訴えー朝鮮貿易の輸出銀高が減少していることから、武備を整えるのが困難になつてきていることーを受けて、急遽提出を要求したものと考えられるが、白石は再び「対馬守殿御為ニ可罷成」と述べ、「委書付」の提出まで正当化しようとする。

以上から分かることは、白石が日朝関係に関わるありとあらゆる情報に対馬宗家から引き出そうとしていた事実であり、そのためには対馬宗家に擦り寄る態度も辞さなかつた、ということであろう。こうした白石の態度に違和感を覚えたのか、瀧は「其段〔「委書付」のこと〕ハ前以御老中様方江も段々申上置候」と述べ、提出を拒否する姿勢を見せた。この「前以」がいつ頃を指すのかは分からないが、たとえば対馬宗家は、貞享三年（一六八六）に阿部正武（幕府老中）に対して、朝鮮貿易に係る書類一式を提出した過去があつた。¹⁸しかし一般的に考えて、「前以」の時期（貞享期…一六八四〜一六八七年）と当該期（宝永期…一七〇四〜一七〇年）では貿易の勝手も異なっており、以前提出したからと言って、今回提出しなくてもよいということにはならない。ただ瀧としては、不用意に内実を曝け出すこと自体に抵抗があつたのであつて、だからこそ白石の要求を鵜呑みにはしなかつたのであろう。しかし、それを聞いた白石はすぐさま切り返しにかかる。すなわち、「表向之義〔幕府老中を介したルート〕ハ委上〔徳川將軍〕ニ難相通候、…況只今之上様〔徳川家宣〕二者、殊外御威高二被成御座候付、表向

そもそも当時の朝鮮貿易は、一時（一七世紀末期）の幕府による制限策の影響はあったものの、人参代往古銀（特鑄銀）の鑄造が許可されたことで（一七一〇年九月二七日許可）、一応の「安定」を見ようとしていた。しかし、その中で「宝永新例案」（一七一〇年）を提唱するなど、「再び制限策へ舵きりしよう」としていた白石は、杉村にとつて脅威の対象と映っていたことだろう¹⁴。このことから杉村は白石に対して従順な態度をとることで、朝鮮貿易が危機的状況に陥った際に助けてもらおうとしていたと考えられる。こうした駆け引きの能力に杉村は長けていた可能性があり、人参代往古銀（特鑄銀）の鑄造を萩原重秀（幕府勘定奉行）・土屋から取り付けたのも杉村であった。白石と杉村。両者の初対面はそれぞれの思惑が交錯するかたちで終了したのである¹⁵。

二、「武備之儀」の請願

ところで、白石は何ゆえ瀧を介して「書付」を要求したのであろうか。そのことを記した瀧の文書が残されているので、そこから紐解いてみよう¹⁶。

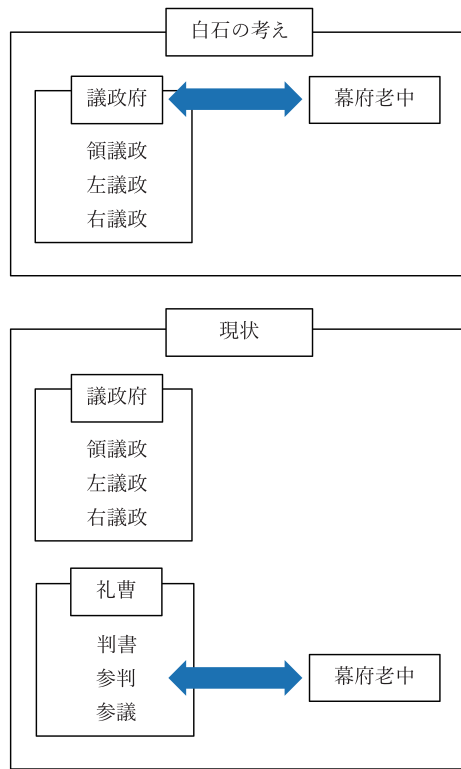
瀧が白石と対面したのは、杉村が訪問した翌日の宝永七年（一七一〇）一〇月八日のことである。前日に白石は杉村に対して、書契に関する質問―幕府老中と礼曹参判が交わした書契は寛永一三年（一六三六）が初見か―を投げかけており、杉村が調べた結果を白石に伝えたのが瀧であった。その瀧が、寛永一三年（一六三六）以前

の書契としては、慶長一二年（一六〇七）の呉億齡（礼曹参判）のものが一通、元和三年（一六一七）の尹爵民（同）のものが一通で、計二通あったことを伝えると（「寛永十三年（一六三六年）前、慶長十二年（一六〇七年）之時礼曹参判呉億齡方（朝鮮）国王之命を奉ケ差越候書翰〔書契〕一度、元和三年（一六一七年）之時日（礼曹）参判尹爵民方国王之命を奉ケ差越候書翰一度、都而両度差越候義御座候）、白石は礼曹参判の名前を書き留め、瀧に対して「右信使并書翰〔書契〕之儀二付、和好之次第、朝鮮筋对州之義」を詳細に尋ねてきた。これを受けて瀧は次のような回答を行った。

：朝鮮国之義、北京与日本之間二挟り在之、日本武備之嚴重成儀を北京ニ而申聞候付、日本之御為ニも宜との有増、又ハ日本国内之内ニ而、对州程外国ニ近キ所ハ無御座ニ付、四百年已前元之世祖、朝鮮を先導として被侵日本候時、对州方被攻来、助国様御討死被遊候付、殿様ニも御代々御油断可成様無之、武備を肝要ニ被成候との義、然共近年朝鮮渡之銀高被減之、其上新銀成候付、交易之御所務無之、武之備ニ御難儀被成候有増、：

瀧の回答は、①朝鮮は中国と日本の間に位置することから、同国を通じて日本の武備が嚴重であることが中国に伝われば日本のためになること、②日本の中で対馬ほど外国に近いところはなく、四〇〇年以前の元寇の際は、朝鮮の先導によって対馬から攻められ、宗資国が殉死する事態となったことから、代々の対馬藩主は武備を大事なものと認識していること、③しかし近年、朝鮮貿易における輸出銀高が減

左議政・右議政)に位置し、朝廷とも称されることから、「四位侍従」の幕府老中とは釣り合わないものの、「職分」は同じであること、⑦日本が武家優位の世の中となつて以降、源頼朝を初めとして官位よりも「職分」が重視されてきたこと、⑧これこそが「日本之風儀」であるので、官位ではなく「職分」の内容を考えることこそが徳川家宣の方針であること、である。



【図表②】白石の考えと現状

白石がここで言わんとしているのは、幕府老中と礼曹参判の官位と「職分」が不一致であることから、一旦ここで整理をしたい、といったことであろう(【図表②】)。このようなことは白石が抜擢されて以来、「武家官位装束考」(二七二〇年頃成立か)などで度々議論されてきたことでもある。¹¹それを今回、書契の差し止めといったかたちで具現化しようとしたのであろう。白石の急な対応に杉村は戸惑いなが

らも、協議を求められた案件―礼曹参判からの音物は不要か―については、国元(対馬)に検討を委ねるのである。

一方で杉村は白石に協力する姿勢も見せていた。白石が正徳度信使来日の際に「日本国王」号への復号や聘礼改革を断行したことはよく知られているが、それ以前に白石は日本(対馬)と朝鮮との関係について多大な情報を集めようとしていた。そうした白石の狙い(真意)を知る由もなかった杉村は、江戸藩邸に保管してあった「鶴峯集」の写を自ら持参したり、¹²白石の書契に関する質問―幕府老中と礼曹参判が交わした書契は寛永一三年(一六三六)が初見か―に対して、瀧を介して回答させたりもしている。極め付きは、白石から瀧を通じて依頼された「書付」(後に平田によって白石へもたらされたもの、すなわち①「覚書」+②「日本朝鮮和好再興之次第」)に関して、内容を国元(雨森芳洲〔対馬藩儒学者〕・松浦霞沼〔同〕を含む)で検討させた結果を、国元家老にわざわざ江戸まで持参させようとしていたことであろう。杉村が何ゆえこのようなことを構想したのかは定かでないが、杉村自身が記した書状を見ることでその答えが明瞭となる。¹³すなわち、「此度(白石が要求する「書付」を)御出置被成候ハ、若者此後御交易〔朝鮮貿易〕之道相障候義有之、中絶仕候共、其節御願之御筋ニも可罷成哉与奉存候」である。杉村は白石の狙い(真意)こそ分かっていなかったものの、積極的に協力する姿勢を見せることで、今後起こり得る朝鮮貿易の危機的状况に備えようとしたものと考えられる。

つながってくるはずである。本稿では正徳度信使費用拝借（一七一一年）の舞台裏で、いったい何が起こっていたのかについて、右の状況を踏まえつつ明らかにしたい。

一、新井白石と対馬宗家の関係

徳川綱吉（五代将軍）の死後、跡を継いだ徳川家宣（六代将軍）は、宝永六年（一七〇九）五月一日に将軍宣下を受けた。将軍就任に伴う朝鮮通信使の来日は、これ以前から土屋政直（幕府老中）を介して対馬宗家に伝達されており、以来対馬宗家は朝鮮との交渉に奔走していた。結果、来日は正徳元年（一七一）七〇八月頃と決し、朝鮮側から幕府老中宛て礼曹参判書契がもたらされる。しかし、この書契は土屋に披露されることなく、白石によって差し止められてしまう。杉村三郎左衛門（対馬藩江戸家老）は事の次第を確認すべく、宝永七年（一七一〇）一〇月七日に白石のもとを訪れると、白石から次のような回答がなされた。¹⁰

其^{（土屋政直への書契の披露）}段ハ決而相叶申間敷候、^{（徳川家宣）}上之御吟味二者、^{（日本）幕府老中}本朝執政之儀者朝鮮議政之ことく、^{（書契）}国家之政を執行候職分ニ而候故、議政与執政ハ同職同格与被思召候、^{（書契）}書翰を差越事ニ候ハ、議政方之答ニ候処ニ、其下之礼曹参判方差越候段、甚不中事ニ候、殊判書を差置、参判方之義ニ候得者、弥以不相成義ニ候、前々以不及其吟味候段、^{（日本側）}実ハ此方之不吟味ニ候故、今更申達候とも先例ニ違候なと、申承引仕間敷、如左候而ハ、事六ヶ敷罷成如何ニ

候間、一向ニ書翰を相止可然候、音物之義ハ弥遣度之由申候ハ、其段ハ勝手次第ニ候、書翰之儀者決而不入事之由、^{（對馬宗家）}御前之御評議相極り被仰出候、然処音物も無用与之義者、定而御老中之御了簡ニ而可有之与之御事ニ候、此訳を以於其元得与御吟味可被成候、又々被仰上様も可有御座候哉、尤官位之差別を以ハ議政ハ三公ニも准し、朝廷なと、^{（幕府老中の官位位階）}も申候得ハ、四位侍従与者格別之違ニ候得共、職分者同格ニ而御座候、日本武家之治世迄罷成候而者、^{（幕府側）}頼朝を初として官位ニ不拘、職を重せられ候日本之風儀ニ候付、官位ニ不拘、唯職分之高下を御吟味被成候、上之御仕置ニ付、右之通り之思食入之由、：

白石の回答は、①土屋への書契の披露はなされないこと、②徳川家宣の考えでは、幕府老中は朝鮮国議政のように「国家之政」を執り行う「職分」であることから、議政と幕府老中が「同職同格」であること、③したがって、書契は議政から届けられるべきところ、格下の礼曹で、かつ判書（主席）ではなく、参判（次席）からの書契では全くもって釣り合わないこと、④これまでそうしたことがまかり通っていたのは、日本側の「不吟味」でもあり、今更朝鮮側に伝えたところで、承服せず複雑になるであろうから、とりあえずは一度書契を差し止め、音物に関して勝手次第とすべきこと、⑤礼曹参判からの書契が不要であることは御前での協議で決したが、音物まで不要かどうかは幕府老中が判断すべき事柄であるので、このことについては対馬宗家内でもよく協議して欲しいこと、⑥官位については、議政は「三公」（領議政・

【研究論文】

正徳度信使費用拝借の舞台裏

―「武備之儀」「官位之儀」の請願と「朝鮮之押」―

古川 祐貴

はじめに

正徳元年（一七一二）四月八日、平田直右衛門（対馬藩国元家老）は、新井白石（将軍侍講）のもとを訪れ、「書付」を提出した¹。国元家老であるはずの平田が江戸に滞在していたのは、杉村三郎左衛門（対馬藩江戸家老）とともに正徳度信使（一七一一年）費用の拝借を幕府に請願するためであった²。しかし、元々平田は白石に右の「書付」を提出すべく江戸に参上する予定であった。

提出された「書付」は二つ。①「覚書」と②「日本朝鮮和好再興之次第」である³。提出の際、白石は不在であったことが知られているが、①

「覚書」の表紙に「此通草

案認、（平田）直右衛門被

持越候得とも、筑後守〔新「瀧六郎右衛門草稿」〕 ↓ 「芳州の草稿」

井白石）様へ被差出候節、

書改候所数多有之候ニ付、

此書付ハ反古同前也」（引

用史料中、（ ）は筆者に

よる補足を、「（ ）」は語句の説明を意味する。以下同じ。）と朱書きさ

れていることを考えれば、白石の指導が多く入り、「反古同前」となっ

ていたことが分かる。「此通草案認、…」の「草案」、「此書付ハ反古

同前也」の「書付」とは、全て①「覚書」のことを表しているが（引

用史料中、傍点は筆者。以下同じ。）、この①「覚書」は田代和生氏に

よれば、瀧六郎右衛門（対馬藩江戸勘定役）が作成した「瀧六郎右衛

門草稿」を踏まえて、雨森芳洲（対馬藩儒学者）が改訂を加えた「芳

洲の草稿」のことであり、これが後に白石・芳洲論争の際に提示さ

れた「宗対馬守書付」へとつながっていく（【図表①】）⁷。

そのような意味で①「覚書」の存在は、後の白石・芳洲論争を占う

重要な文書であったことが窺えるが、そもそも何ゆえ瀧が①「覚書」

の原点とも言うべき「瀧六郎右衛門草稿」を作成していたのかが分

かっていない⁸。それを解明するためには、この時期の瀧の動きに注

目する必要があるだろう。このことは平田が白石に「書付」（①「覚

書」+②「日本朝鮮和好再興之次第」）を提出するに至った理由にも

「書付」

①「覚書」 ↓ 「宗対馬守書付」

②「日本朝鮮和好再興之次第」 ↓ 「隣好始末物語」の
歴史的叙述部分の土台

【図表①】「書付」成立の流れ

- 1 『特集展示 版経東漸〜対馬がつなぐ仏の教え〜』（九州国立博物館、二〇一九年）
多久頭魂神社作品解説文より。
- 2 高麗版一切経は、平成二四年（二〇一二年）に盗難の被害に遭い、現在は長崎県
対馬歴史研究センター（対馬博物館内）に保管されている。
- 3 本稿では、本紙に用いられている紙のことを「本紙料紙」や「料紙」と表記する。
令和三年四月以降も引き続き第二期修理が進行中である。なお、附三三四帖に
ついては、いまのところ修理計画に入っていないが、そのうちの二帖のみ第一
期の修理対象に組み込まれた。二帖とも、高麗版一切経が対馬宗家に伝来した
ことを裏付ける内容を持つ資料であるためである。
- 5 一般社団法人国宝修理装演師連盟監修、稲葉政満・岡興造・増田勝彦・三浦定
俊監修、大林賢太郎著『装演文化財の保存修理 東洋絵画・書跡修理の現在』（一
般社団法人国宝修理装演師連盟、二〇一五年）一六六〜一六七頁参照。
- 6 富田正弘「多久頭魂神社高麗再雕版大蔵経の料紙について」（『特集展示 版経
東漸〜対馬がつなぐ仏の教え〜』、九州国立博物館、二〇一九年）。
- 7 高知県ホームページ「紙産業技術センター概要」
<https://www.pref.kochi.jp/soshiki/151406/overview.html>
- 8 以下、本稿では「稲わら繊維」と表記する。
- 9 楮繊維と稲わら繊維が確認されたのは、通し番号3〜149冊子の本紙である。
通し番号1及び表紙・裏表紙については楮繊維のみ、通し番号2については竹
繊維のみが確認されたが、以下本稿では稲わら繊維が確認された冊子を検討対
象とする。
- 10 密度の最大値が0.50g/cm³であることから、料紙の一部には打紙加工が施され
た紙が用いられている可能性が考えられる（前掲註7富田論考）。だが、第一期
修理を通して料紙を扱った感触では、平均値密度が示す通り多くの料紙は打紙
加工されていない紙が用いられていると考えている。
- 11 実際には、一二種類+αの微調整を行っている。

- 12 前述のとおり、補修紙は、本紙料紙の損傷程度により、損傷が比較的少ないも
のはDIIPS方式によって作製した補修紙を手縫いで補修し、損傷が著しい
ものは漉嵌による補修を行った。原則的には、冊子単位でいずれかの方法を選
択したが、冊子の一部分のみ損傷が著しいなど、損傷状態によっては同一冊子
内でも手縫いと漉嵌が混在する場合がある。
- 13 『日本博／紡ぐプロジェクト 特別展 京の国宝―守り伝える日本のたから―』
（読売新聞社、二〇二一年）。

謝辞

高麗版一切経の修理については、所有者様である多久頭魂神社様に
多大なるご理解を賜っている。また、長崎県のご担当の方々（とりわ
け長崎県対馬歴史研究センターの外園利之所長、富田和宏氏（当時）、
古川祐貴氏（現弘前大学）、丸山大輝氏）及び対馬市のご担当の方々
のご努力によって修理事業が成り立っている。ここに改めて深く感謝
申し上げたい。

また、本報告については、修理監督を通じて文化庁文化財第一課主
任調査官の藤田励夫氏、及び調査官の佐藤健治氏、岡村一幸氏に多く
をご教示いただいた。記して感謝申し上げます。

なお、本修理事業は公益財団法人住友財団より修復助成金を受けて
実施されている。

- | | | |
|-----------|------------|-------|
| （ふじい・よしあき | 修理工房宰匠株式会社 | 代表取締役 |
| （たけうち・ゆきこ | 修理工房宰匠株式会社 | 保存修理部 |
| （ほった・けいご | 修理工房宰匠株式会社 | 保存修理部 |

守ることは、その紙でできた文化財の持つ歴史的な意味を守る
ことでもあるといえる。

② そこで、近年の修理では、紙の風合いを損なわないことがとて
も大切にされている。(中略) そういった紙に合わせた修理は、
紙の風合いを守るといふ点だけでなく、強過ぎる補修紙を補填
して紙を傷めたり、糊を付けすぎて紙を固くしたりといった、
修理によってかえって文化財を傷めてしまう危険の回避にも有
効である。

③ 現在の文化財指定の方向性として、一件で千点、あるいは一万
点を超えるような一括史料の価値をみとめて、史料群として指
定することが多くなっている。例えば、一切経のような五千点
を超えるような経典であれば、紙の枚数も一〇万枚を超えるこ
とになる。こういった文化財の修理でも妥協せず、一枚一枚、
それぞれの紙に合わせた丁寧な修理を行うことにより、より良
い状態で文化財を後世に伝えることが可能になる。(後略)

①は本稿第二節で述べた本紙料紙の分析・把握、②は同じく第二節
で述べた損傷状況に応じた補修方法の選択、③は第三節で述べた本紙
一紙ずつに対応した補修紙作製の重要性の指摘である。

実を言えば、高麗版一切経の修理設計当初の計画では、本紙料紙に
合わせた補修紙の作製はある程度必要ではあるが、量も多いため、各
冊の損傷状態に応じて冊子を分類し、冊子単位で補修紙を見極めてい
くというものであった。つまり、色味や稲わら繊維(目視調査時は竹

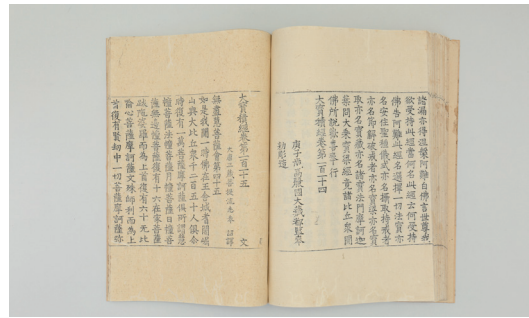
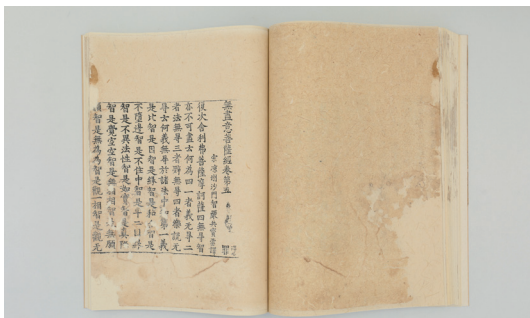
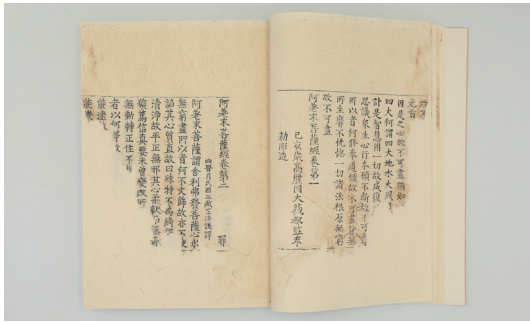
繊維の可能性が考えられていた)の特徴については、冊子毎に平均値
をとることで視覚的な問題は解消できると見込んでいたのである。と
ころが、第一回目の修理監督にてその方針は大きく転換した。冊子を
解体して汚れを除去した結果、予想していたよりも多様な本紙料紙の
特徴が浮き上がってきたのである。すなわちこれは、文化財のもつ歴
史的な価値そのものである。

ここに至り、本紙料紙一枚ずつの特徴を細かく捉え、補修紙はその
特徴にできる限り対応して作製すべしという、本稿で述べた修理方針
が確定した。先の藤田氏の論考(中略部分)において「大量の虫穴が
ある紙の修理でも、それぞれの紙にあった原料で、それぞれの紙の風
合いにあった補修紙を作製し、その補修紙を千差万別の虫穴の形に合
わせて成型し、なるべく糊代の重なりが少ないようにして虫穴に補填
していくという、気の遠くなるような作業を延々と行」うと述べられ
た言葉通りの修理を行っているわけである。

ここで苦労話を述べたいのではない。本修理の成果は、引き続き第
二期修理にも存分に活かされており、すなわち、七期二一年を通じた
修理の屋台骨を第一期修理にて構築することができたことを強調した
い。大部の経典修理とはいえ、長い時間のかかる修理は所有者様をは
じめ、国や都道府県市町村にも大きな負担を強いる。そのことを思え
ば、少しでも「より良い状態で文化財を後世に伝える」責務が我々に
はあると思う。このことを肝に銘じ、第二期以降も、本稿で述べた成
果をもとに、文化財の価値を正しく見出し、さらなる工夫を加えなが
ら、修理に邁進していく所存である。

こうして作製した補修紙を用いて手繕いで補修、もしくは分類分けした紙料を用いて漉嵌で補修した修理後の姿が【写真一五】である。色味や稲わら繊維の長短粗密など前記五つの特徴を一紙ずつ踏まえて補修紙を作製した様子が伝われば幸いである。

以上より、高麗版一切経の補修紙作製においては、色味(二種類(+α))×填料(有無)二種類×簀目(簀目数)



【写真 15】補修後の様子

三種類×稲わら繊維の長短粗密四種類×厚み(厚・薄・極薄)三種類で最大八六四+α通りの補修紙を作製した。八六四通りといっても、すべての補修紙を均等に作製したわけではなく、一紙分しか作っていないものもあれば、色味の大部分を占めるB/C2辺りの補修紙は数多く作製している。ただいづれにせよ、本紙料紙の多様な特徴を把握し、可能な限り細かく対応して補修紙を作製した修理例であることは間違いない。大部の経典修理においても、こうした対応が可能であることを示すことができれば、本稿の目的は達せられたかと思う。

おわりに

令和三年(二〇二二)七月二四日から九月一二日まで、京都国立博物館において特別展「京の国宝―守り伝える日本のたから―」が開催された。その図録¹³⁾において、文化庁文化財第一課の各部門担当者が執筆した「美術工芸品の修理」という論考の「書跡・典籍、古文書」項目で、藤田励夫氏が以下のように述べている。少々長くなるが、大変重要な指摘であるため、ここに引用する(番号は筆者追記)。中略部分にも重要なことが述べられているので、ぜひ原文をあたっていたきたい。

- ① この分野のほとんどの文化財の素材は紙である。紙に書かれた文字にばかり気をとられて紙を見落としがちになるが、文化財を守り伝えていくためには、文字が書かれている支持体である紙の性質を知ることが極めて重要である。(中略)紙の風合いを

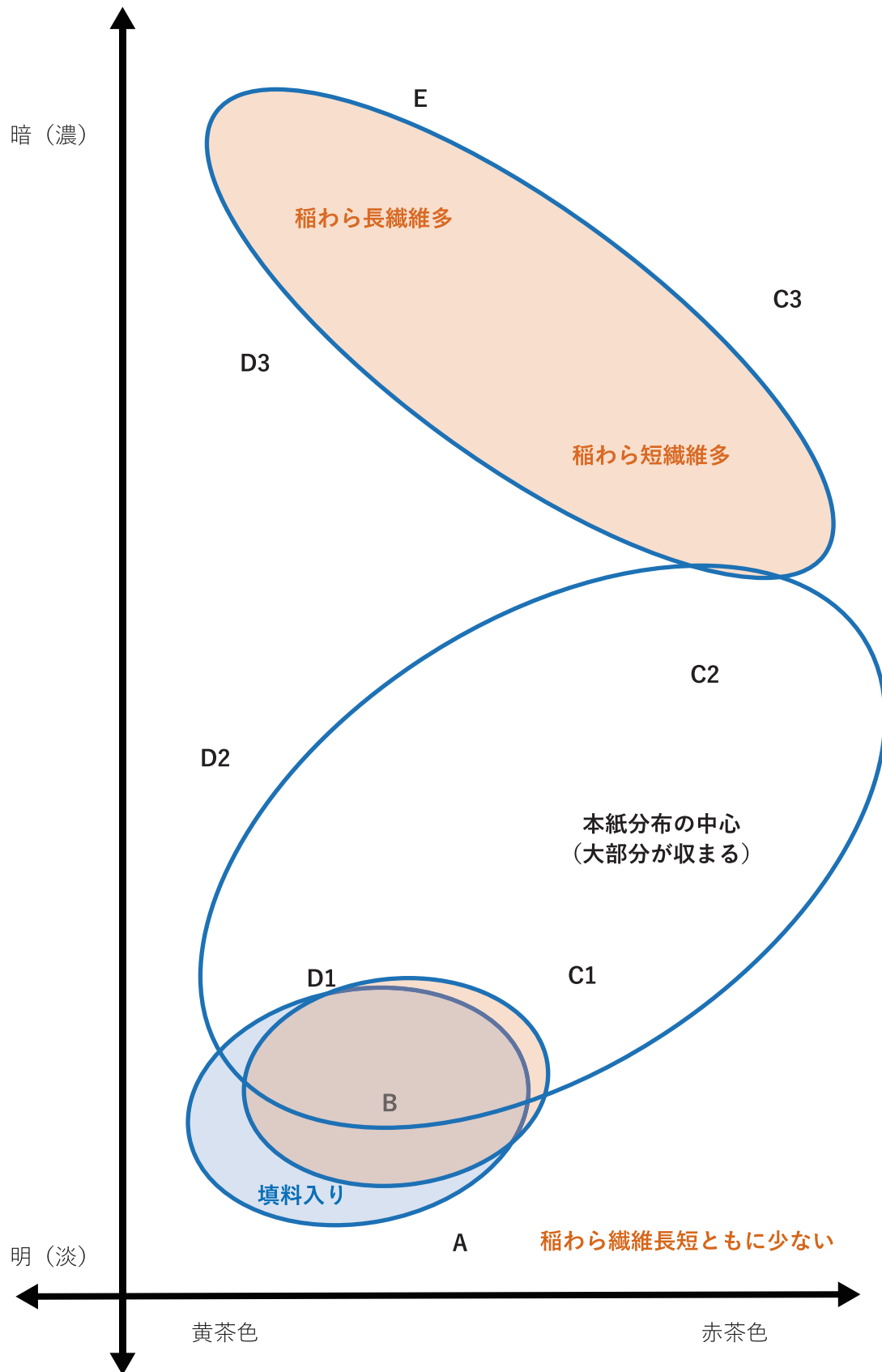
以上、補修紙作製のための（一）～（五）の分類項目をまとめたものが、【表二】である。補修紙作製の手順としては、まず、補修方法について、冊子の損傷状態から手繕いか漉嵌かを判断する。¹²その後、補修紙作製分類項目を踏まえて、修理対象すべての料紙の分類分けを行う。色味は一二種類のどれに該当するか（分類しきれないものは中間色などとして追加分類する）、填料は入っているか（補修紙に填料を入れるべきか）、簀目はどのくらいか、稲わら繊維の特徴はどうか（短い稲わら繊維は少なめでも長い稲わら繊維は

項目	種別	DIIPS 方式	漉嵌法	備考
(一) 色味	1 2 色 + α	◎	◎	紙料の事前準備のため最優先
(二) 填料	有・無	△	○	必要なもののみ適用
(三) 簀目	有（簀目数 3 種類）	△	○	適宜選択
(四) 稲わら繊維	長・短 × 粗・密	△	○	DIIPS 方式では一種類 漉嵌法では抄紙時に対応
(五) 厚み	厚・薄（・極薄）	○	○	DIIPS 方式では二種類（極薄は適宜対応） 漉嵌法では抄紙時に対応

【表 2】補修紙作製のための仕分け項目

目立つものか、長い稲わら繊維は見えないが短い稲わら繊維が数多く見られるか、など）、また、厚みはどのくらいにするべきか。こうして分類した本紙料紙に合わせて準備する補修紙の分類分けを行い、それぞれに補修紙を作製し、補修を行っていく。なお、補修後は、すべての料紙を元の冊子の順番に並べ戻し、元の冊子装に仕立て直す。

繕う前に補修紙を作製する DIIPS 方式と、紙料を準備して補修する漉嵌法では、各項目の優先度が若干異なる。色味については、手繕いであれ漉嵌であれ、事前に料紙を分析してそれに合わせて補修紙もしくは紙料を準備するため、優先度はともに高い。補修紙の厚みについても同様である。一方で、例えば稲わら繊維の特徴（長短粗密）については、手繕い対象となる本紙料紙はそもそも損傷が少ないため、補修紙の稲わら繊維の量が視覚的にそれほど気になるものではないことから、一種類の準備だけでほぼ対応できるが、漉嵌の場合には料紙の欠失部分が多いことが多いため補修後の視覚的な問題が出てくる。よって漉嵌の場合は、漉嵌時に準備する紙料の段階で稲わら繊維の長短の具合や配合量を設定しておかなければならず、優先度が高くなる。同じことは填料の有無や簀目の項目にも言え、漉嵌の場合、漉嵌を行う前の紙料準備段階で判断しておかなければならないため、事前の分類と準備が重要となる。



【図1】本紙分布イメージ図

三、補修紙作製

補修紙の作製に際しては、本紙料紙の様々な特徴を踏まえ、以下の項目順にまず本紙の分類を行った。

(一) 色味

本紙料紙の色味の分布を示したものが、【図一】である。横軸が料紙の色味（黄茶色～赤茶色）、縦軸が明るさ（濃淡）であり、Aは明るい黄色寄りの色味で、C3は赤くて暗い（赤味が濃い）ことを表す。この分布の中で見られる特徴を丸で囲っており、次の通りである。

- ・ 填料入りの料紙の多くがA～D1辺りに集中する
- ・ 大部分の料紙はB～D1、C2辺りに収まる
- ・ Bを中心とした辺りでは、稲わら繊維はあまり見られない
- ・ 料紙の色味が暗い（黄色及び赤色の濃さが濃い）料紙では、長短問わず稲わら繊維が多く見られる

以上を踏まえ、色味から本紙料紙を以下の一二種類に分類し、分類ごとに色味調整した補修紙原料を準備して、補修紙を作製した。

- A…白色
- B…生成色きなり
- C1…赤茶色（淡）
- C2…赤茶色（中）
- C3…赤茶色（やや濃）

C4…赤茶糸（濃）

- D1…黄茶色（淡）
- D2…黄茶色（中）
- D3…黄茶色（やや濃）
- D3赤味…D3の赤味より
- CD…C3とD3の間
- E…C3やD3よりさらに濃い色及び黒茶色

(二) 填料の有無

填料の胡粉は、全体を通して淡い色味の料紙に多く見られた。対象料紙に填料が確認されたものについては、補修紙にも胡粉を入れて作製した。

(三) 簀目

料紙に合わせて簀目数を適宜選択し、簀目の強弱を調整した。

(四) 稲わら繊維

本紙料紙では長短粗密の差はあるが、補修紙の見目としては短い稲わら繊維を重量比で五パーセント程度混入することで、大部分が対応可能であると判断した。ただし、短い繊維が多く見られるものや、長い繊維が特徴的にみられる料紙もあるため、補修紙作製時に適宜稲わら繊維の混入量を調整した。

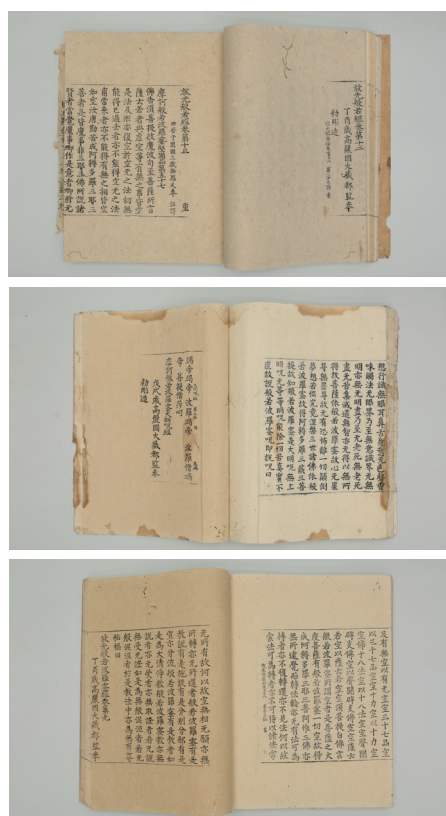
(五) 厚み

料紙の厚みに対応して、作製した。

b 厚み
料紙ごとに様々な厚みが見られた。

c 色味

赤茶色、黄茶色、黒茶色、明るく白いものから茶色の濃いものまで、料紙毎に様々に幅広く見られた。冊子単位で色味が揃っているわけではなく、一丁（料紙一枚）毎に色味が異なっていることが大きな特徴である。後述するが、分布としては淡い赤茶色のものが最も多く見られた【写真一三】。

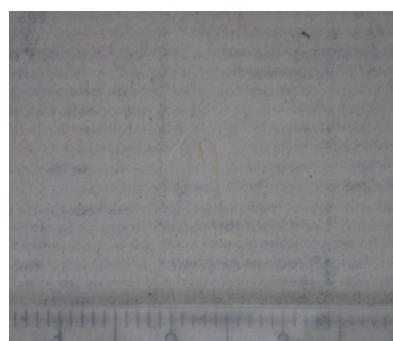


d 簀目

紙を漉いた際に用いられた簀目の目が料紙に見えているものがあった。一寸幅の間に少ないもので一二本〜多いもので三〇本まで見られたが、多くは一八〜二二本／寸程度で、比較的目立たないものが多い。

【写真 13】 様々な本紙料紙

e 糸目



【写真 14】 料紙の簀目と糸目の様子

簀目同様、紙を漉いた際に用いられた簀目を^{かが}膝っていた糸の目が料紙に見えるものがあった。糸目と糸目の幅は約二、二〜四、五センチメートル、多くは三センチメートル程度で、一枚の料紙内においても糸目幅が狭いものと広いものが混在していた【写真一四】。

なお、第一期修理分全料紙を通しての平均データは、【表一】のとおりである。¹⁰

項目	最小～最大	平均値	備考
法量（縦）	39.0 cm～ 43.0 cm	40.4 cm	
法量（横）	58.0 cm～ 64.0 cm	61.8 cm	袋綴じ一丁を広げた状態
厚み	0.07 mm～ 0.25 mm	0.13 mm	
重量	7.07 g～ 19.7 g	11.2 g	
坪量	29.7 g / m ² ～ 82.7 g / m ²	47.1 g / m ²	
密度	0.25 g / c m ³ ～ 0.50 g / c m ³	0.37 g / c m ³	

【表 1】 高麗版一切経第一期修理施工分の料紙データ（全 1 6, 3 3 7 紙）

手繕いする料紙のほぼすべてDIIPS方式にて補修紙を作製した。

b 漉嵌

サクシヨントーブルの上に本紙を裏向きに伏せ、水で分散させた繊維(紙料)で本紙料紙欠失部に直接補修紙を形成する補修方法。一度の漉嵌で料紙全体の補修を行うことが可能であるが、料紙を大量の水に通すため、採用できる条件が限られる。高麗版一切経においては、水損や小動物による食害等で料紙の破損が著しいものや強度が著しく低下している料紙に対して、漉嵌を採用した。

②本紙料紙の特徴

補修紙の作製及び補修を行うためには、本紙料紙の特徴を正確に把握しなければならない。料紙についての細かな考察とその位置付けについては、富田正弘氏の論考を参照されたいが、ここでは補修紙作製に際して捉えた特徴を記述する。

a 原料(繊維)

本紙料紙の紙質検査は、高知県立紙産業技術センターに依頼して行った。料紙に漉き込まれた填料の有無については、日本工業規格JIS P8120「紙、板紙及びパルプ—繊維組成試験方法」に基づき、自社にて検査を行った。その結果、料紙を構成する繊維は、楮繊維及びイネ

科繊維(稲わら)であることがわかった【写真12】。また、繊維間に粒子が見られ、C染色液滴下時の顕微鏡観察において発泡が確認されたものについては、胡粉(炭酸カルシウム)が添加されているものと判断した。



【写真12】繊維拡大写真(100倍)

・修理期間は三年を一期とする。

・一期三年の間に、一五〇冊（巻・帖を含む。以下同）前後の修理を行う。

・このペースを進めることで、七期（二二年）で全体の修理完了を目指す。

すなわち、三年に一回約一五〇冊を対馬から修理施工場所である九州国立博物館文化財保存修復施設にお預かりし、修理が終わった三年後に対馬に納品するというサイクルを七回繰り返して、すべての修理完了を目指すという計画である。七期二年という長い時間ではあるが、高麗版一切経のような大部の文化財の修理において、当初から修理完了の目標を立てられていることは大変精力的なことであり、一括で伝わる資料全体の保存・伝世という意味において大変意義のある計画である。本稿執筆時点で第一期（平成三〇年五月～令和三年三月施工）二帖一四五冊（及び附二帖、経典目録二冊）の修理が完了しており、本稿はこの第一期修理完了分を対象として報告するものである。⁴

二、本紙料紙の特徴

さて、前章で述べた損傷を抱える高麗版一切経の修理の話に入っていくが、本稿の主眼は修理全体の報告ではなく、あくまでその補修紙作製に関するものである。修理の流れは左記の通りであり、ここでは

簡単にその全体像を確認しておく。

①修理工程

修理前調査、写真記録↓冊子装解体↓柔らかい刷毛等を用いた汚れ（塵埃、黴等）の除去↓水を用いた汚れの除去↓補修紙作製↓補修↓元の冊子装に仕立て直し↓保存箱の作製↓修理報告書作成

補修は、本紙欠失部に対し、準備・作製した補修紙を補填していく作業であるが、その方法については、本紙料紙及び冊子の損傷状況に応じて以下の二種類の方法を適宜用いた。

a 手繕い

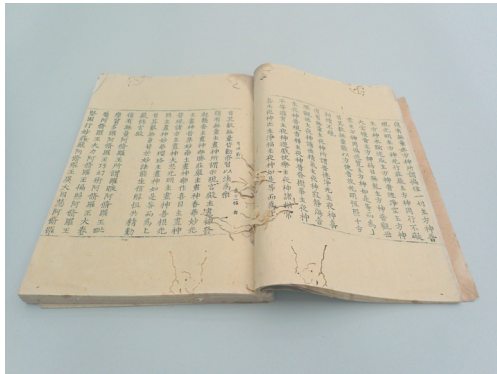
本紙料紙の欠失箇所一つ一つの形に応じて糊代を含めた補修紙を形取り、手で一つ一つ貼っていく方法。損傷が比較的少ない本紙や、損傷が多くとも後述の漉嵌すきはめが採用できない本紙などに対して行う。補修紙の形取りは、損傷が少ない本紙の場合は手で千切りながら行い、貼り付け後に糊代の段差をできるだけ少なくするために補修紙の糊代部分をなだらかに削るが、損傷（及びその量）が多い本紙は、料紙を一枚ずつデジタル撮影し、欠失箇所のデジタルデータを用いて作製した開口シートにて漉嵌を行うことで、糊代を含めた欠失箇所の形に沿った補修紙を作製（この補修紙作製方法をDIIPS方式と呼ぶ⁵）し、これを用いて補修を行う。高麗版一切経においては、その量の問題から、



【写真4】黒い黴の跡



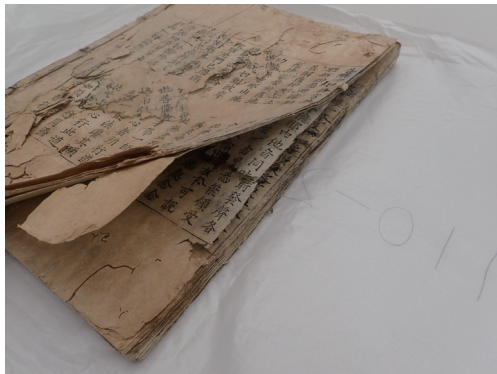
【写真5】水濡れによる損傷



【写真6】虫損



【写真7】小動物による食害



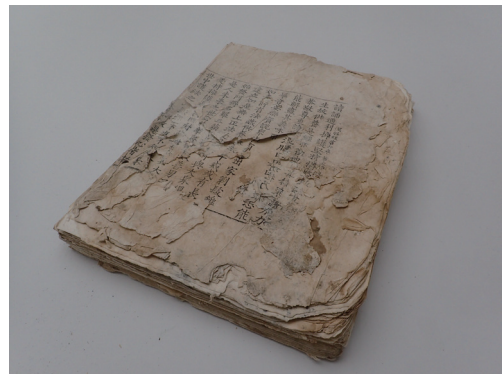
【写真8】固着により展開困難な冊子



【写真9】表紙が欠損した冊子



【写真10】綴じ糸の断列



【写真11】前欠した冊子

さて本稿は、高麗版一切経の修理に際して検討した補修紙作製について、その詳細を報告するものである。まずは、高麗版一切経が抱えていた損傷状態を確認するとともに、修理計画と本報告の視座について、述べていきたい。

一、損傷状態と修理計画

まずは、全体を通じた損傷状況を俯瞰する。なお、以下特に断りのない場合は、全冊共通のこととする。

a 汚れ

経年による塵埃の付着、黴、水濡れ等による汚れが見られる。一部では黴の発生跡が顕著で、黒い黴の跡が文字の判読を妨げている箇所も多い。また、水濡れによる損傷は多くが甚大で、汚れのみならず文字の流れや料紙³の欠失をも引き起こしている【写真四、写真五】。

b 虫及び小動物による食害

虫や小動物による料紙の欠失が数多く見られる。特に小動物による欠失箇所においては、小動物の唾液や尿等の付着による水濡れの被害も相俟って、多くが損傷著しい状態である【写真六、写真七】。

c 丁の固着

水損や虫及び小動物による欠損に伴い、料紙が固着し丁が開かない状態の箇所が多く見られる【写真八】。

d 表紙や綴じの損傷

表紙・裏表紙の多くが破損しており、部分的あるいは全部が欠失している。綴じ糸の断裂も数多く見られ、冊子装としての安定性が失われている【写真九、写真一〇】。

e 本紙料紙の欠失

虫及び小動物による食害や装丁の破損等により、本紙に前欠・中欠・後欠が生じているものがある【写真一一】。

程度の差はあるが、高麗版一切経全体としては以上の損傷を多く抱える状態で、修理不要な冊子は見当たらない。修理に際しての課題は、損傷の程度もさることながら、その量である。附を除いたとしても三巻二帖一〇一六冊という大部の大型冊子経典の修理をどう進め、全体の完了までどう計画するか。所有者様をはじめ国（文化庁）、長崎県、対馬市と協議を重ねた結果、次の方針にて全点修理を目指す計画とした。

【研究論文】

重要文化財「高麗版一切経 附 大般若経」の
修理における補修紙作製

藤井良昭

竹内友希子

堀田圭吾

はじめに

九州と朝鮮半島の間位置する対馬島。その南端部分にあたる長崎県対馬市厳原町豆岐に、厳かな雰囲気で行む多久頭魂神社がある【写真一】。悠久の古代に起源を発する本神社が所有するのが、重要文化財「高麗版一切経 附 大般若経」である（以下、本稿では「高麗版一切経」と表記する）。

高麗版一切経は、三卷二帖一〇一六冊（附三二四帖）の大部を有し、平成二九年（二〇一七）に国の重要文化財（美術工芸品、書跡・典籍）に指定されている。高麗版とは、朝鮮半島の高麗時代（九一八〜一三九二）に製作された版木の名称で、一二世紀に作られた「初雕版」と、モンゴル軍の侵攻によって



【写真1】多久頭魂神社

初雕版が焼失した後の一三世紀に作られた「再雕版」があるが、多久頭魂神社の高麗版一切経に用いられた版木は再雕版である。朝鮮の世祖四年（一四五八）に五〇蔵（セット）刷られたうちの一蔵であり、対馬に渡来した多くの経典の一つで、質量ともにまさに重要文化財に相応しい大変貴重な経典である²。

その再雕版で紙に刷られた紙本版本の高麗版一切経は、一般的な経典に多く見られる蛇腹の折本の形態とは異なり、大型の袋綴じ冊子装である【写真二】。版を刷った後に文字面を表にして二つ折りにして重ねたものを、紙の釘四〜五本で中綴じし、渋色の表紙と裏表紙を付して麻紐で五ツ目綴じに仕立てられている【写真三】。修理に際して解体したところ、過去の修理の形跡が特に見られなかったことから、この形態は当初の形を今に伝えるものであると考えられる。この意味でも貴重な情報を有する文化財である。



【写真2】高麗版一切経の様子（修理前）



【写真3】五ツ目綴じの様子

- 情報』吉川弘文館、二〇一六年)。また、東氏は村のニワトリには時告鳥のほかは鶏卵の利用があったことを指摘している。
- 108 尾道博「博多における対馬藩蔵屋敷について」(前掲『近世日朝流通史の研究』、初出は一九九六年)。
- 110 前掲「御鷹覚帳」。
- 111 前掲「御鷹覚帳」。
- 112 塚本学『生類をめぐる政治』(平凡社、一九八三年)。
- 113 前掲「長門萩毛利家における隼献上の位置」。
- 114 「吉宗様御代公私御用向拔書 六番」公義御法事并被下献上御礼物員数減少之儀被 仰出之事(対歴宗家文書記録類Ⅰ表書札方R③-1)。
- 115 前掲「吉宗様御代公私御用向拔書 六番」公義御法事并被下献上御礼物員数減少之儀被 仰出之事。
- 116 幕府月番老中との交渉過程では、上記の定例的な献上品のほか、宗家側からは干鯛・朝鮮菘豆粉・干椎茸が提案されているが、朝鮮鷹はみられない(前掲「吉宗様御代公私御用向拔書 六番」公義御法事并被下献上御礼物員数減少之儀被 仰出之事)。朝鮮鶴や朝鮮塩鴨といった朝鮮の産物が宗家の献上品として認められている中で朝鮮鷹が選定されなかったのは、別枠の献上品だったためである。
- 117 前掲「甲斐柳沢家の巢鷹献上」。
- 118 宗家が吉宗の要求に応じる形で享保九年と一〇年に朝鮮馬を献上したことが指摘されている(前掲『対馬藩江戸家老』)。ただし、その後も継続して献上されたのかは検討が必要である。
- 119 田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』(慶應義塾大学出版会、一九九九年)。
- 120 前掲「朝鮮の鷹」。
- 121 肥後国熊本領主細川忠利が息子の光尚に宛てた書状では、現在は「高

麗之口」からオオタカが入ってこないとしたうえで、九州はオオタカが「きれもの」(≡不足しがち)であるとしている(東京大学史料編纂所編『大日本近世史料細川家史料』一四、一九九四年、九六頁)。

121 宗家の鷹匠が調教を行わなかったということは朝鮮鷹が人為的な調教を施されないままで輸送されたということになる。本稿では表現の煩雑さを避けるために野生界に棲息する「タカ」と人為的調教を受けた「鷹」をあえて明確に区別しなかったが(前掲「近世初期における鷹の調教と鶴取」、上記をふまえると献上の対象とされた朝鮮鷹は比較的野生下に近い「タカ」だったといえる。

(まるやま・ひろき 長崎県対馬歴史研究センター学芸員)

究」、初出は二〇〇七年。

87 前掲「享保期における鷹献上と幕藩関係」。

88 「享保年中御鷹心得方其外帳」（宮内庁書陵部所蔵、国文学研究資料館新日本古典籍総合データベースにて閲覧）。

89 岡崎寛徳『鷹と將軍』（講談社、二〇〇九年）。

90 大塚紀子『鷹匠の技とところ』（白水社、二〇一一年）六四頁。

91 オオタカの換羽は年一回だけで、幼鳥は生まれた翌年の夏季から秋季にかけて徐々に幼羽から第一回冬羽に換羽をする（環境省自然環境局野生生物課「オオタカ識別マニュアル」山階鳥類研究所、二〇一五年）。

92 兄鷹はオスの鷹を指し、史料によっては「小」とすることもある（前掲「御鷹記録 忝番」）。鷹狩に使用する鷹はオスよりもメス（弟鷹）の方が大型かつ狩猟能力が高いと評価されたため、献上鷹にもメスを重視する傾向が強かった（前掲「甲斐柳沢家の巢鷹献上」）。

93 「毎日記 六（倭館・館守）」享保三年一〇月四日条（国会宗家文書一一四）。

94 享保二年七月一九日、倭館に渡海する鷹目付と鷹匠に対して平田が発行した書付には、鷹の「大（弟鷹）」と「小（兄鷹）」の選別を命じたが、鳥屋鷹に関する項目はない。このことから、享保二年から同三年の間に鳥屋鷹選別の厳格化が生じたことが分かる。

95 前掲「鷹の種類と調教」。なお、鶴取の鷹は一六世紀を画期に領主層に珍重されるようになり、同時期には鶴取を仕込むための人為性の高い鷹術が生みだされた。鶴取の調教過程ではツルの反撃を受けて鷹が傷つき、死に至ることも少なくなかった（拙稿「近世初期における鷹の調教と鶴取」『鷹・鷹場・環境研究』三、二〇一九年）。

96 毛利家は不時の献上を遂行するにあたり付加価値として狩猟能力を向上させようと献上予定の巢鷹を調教したが、同時期にハヤブサを献上

した磐城平内藤家と加賀前田家はいずれも調教を実施しておらず、鷹を大名側で調教して献上することは一般的ではなかったとされている（前掲「長門萩毛利家における巢鷹献上の位置」）。

97 前掲「鷹と將軍」。

98 前掲『近世国家と東北大名』。

99 例外として、享保三年における二回目の朝鮮鷹献上がある。この時の鷹輸送では上述のとおり、大坂町奉行所発行の「道中御証文」によって大坂から江戸までの餌鳥と人夫などを幕府側が負担した。

100 「御鷹覚帳（対歴宗家文書記録類I補遺 ㊦㊧）」。同史料は表書札方が「勘定所之帳」を書き写して作成したものである。

101 天和三年の鷹輸入停止に伴う物替の換算根拠となった鷹の数が五八居だが関係は不明である（前掲「鷹供給ルートとしての朝鮮貿易」）。

102 前掲「御鷹覚帳」。

103 前掲「鷹と將軍」。

104 前掲「御鷹記録 忝番」。ウズラとスズメの目安は不明である。

105 「毎日記（対馬・郡奉行所）」享保二年三月一五日条（対歴宗家文書日記類 A4-153）。

106 前掲「毎日記（対馬・郡奉行）」享保二年三月二五日条。その後、カラスは「殊外恰合」が悪いために差し止められ、キジのみを上納するよう指示があった。なお、キジは生きたままではなく餌に使用できる新鮮な状態で上納するよう指示されていることから、キジは府中で朝鮮鷹を維持するための餌に限り使用されたことが分かる。

107 肥後国天草郡高浜村の庄屋日記には「一番鶏之頃」や「二番鶏頃」というような時刻の表現が記されることから、村では時告鳥としてのニワトリの役目があったことが指摘されている（東昇『近世の村と地域

- 61 「老中堅紙奉書」(九博宗家文書〇一一一五四六〇二)。
- 62 定例的に鷹献上を実施した大名は、月番老中に献上伺いを提出し、同人から返礼奉書の発給を受けた。ただし、このような月番老中の関与は形式的なもので、献上にかかる実質的な指示は鷹掛若年寄が行った(前掲「長門萩毛利家における隼献上の位置」)。
- 63 「毎日記 二(倭館・館守)」(国会宗家文書一〇九)。
- 64 八月六日付の江戸からの書状によると、朝鮮鷹は一〇居余、少なくとも五〜六居を一回にまとめるか二回に分けて献上すること、「暑氣」になれば鷹が痛むため四月までには献上することが幕府より命じられている。なお、この書状は九月六日には国元へ到着しており、その後、同内容が倭館に伝えられたと考えられる。
- 65 朝鮮人の通訳官(訳官)のこと(田代和生『新・倭館』ゆまに書房、二〇一二年)。「両訳」ともいう。
- 66 「御在府毎日記(対馬・表書札方)」享保二年一月二七日条(対歴宗家文書Aa-1-138)。
- 67 「御留守中毎日記(江戸)」享保三年正月一五日条(東大宗家文書一―一五四)。
- 68 「老中奉書」(九博宗家文書〇一一一四〇三〇二)。
- 69 前掲「御留守中毎日記(江戸)」享保三年三月五日条。
- 70 前掲「御留守中毎日記(江戸)」享保三年四月三日条。
- 71 「老中奉書」(九博宗家文書〇一一一四一三〇二)。
- 72 「書付」(九博宗家文書〇〇二二五〇三〇一)。
- 73 「毎日記(江戸)」(東大宗家文書一―一五六)。
- 74 「老中奉書」(九博宗家文書〇一八〇一〇八〇二)。
- 75 「御留守毎日記(江戸)」享保四年六月二三日条(東大宗家文書一―一五八)。
- 76 「毎日記 二(倭館・館守)」享保四年一月一二日条(国会宗家文書一〇九)。
- 77 山本博文『対馬藩江戸家老』(講談社、一九九五年)。
- 78 「御留守中毎日記(江戸)」享保五年六月一日条(東大宗家文書一―一六一)。
- 79 「御在国毎日記(江戸)」(東大宗家文書一―三三八)。
- 80 前掲「御鷹」の献上・下賜」。
- 81 享保三年に宗家が献上した朝鮮鷹は、翌年より鶴取(ツルを捕獲することのできる鷹)に調教する方針がとられたことから(前掲「御鷹記録 式番」、朝鮮鷹には優秀な鷹が多く、幕府側もそれを期待していたと考えられる。よって、宗家が献上した朝鮮鷹の中にはツルを捕獲する可能性を秘めた優秀な鷹もいたことから、チョウセンオオタカという鷹の種類そのものが避けられたとは考え難い)。
- 82 鳥屋(塙)鷹とは換羽を終えた一歳以上の飼養されている鷹のことである。
- 83 「羽合せ」とは、鷹を据えた腕から獲物に向けて放つことをいい、「翕」の文字を用いることもあった(福田千鶴「鷹の種類と調教」前掲『鷹狩の日本史』)。
- 84 吉宗が採用した鷹術である吉田流では鷹を左の拳に据えるのが基本とされる。右の拳で仕込まれた鷹を左手に据えると鷹の方向感覚が狂い、鷹匠との「羽合せ」のタイミングが合わなくなる(福田千鶴氏のご教示による)。よって、右腕用に調教された朝鮮鷹は日本では役に立たないと判断された可能性がある。
- 85 前掲『対馬藩江戸家老』。
- 86 根崎光男「吉宗政権と放鷹制度の復活」(前掲『江戸幕府放鷹制度の研究

- 江戸での初鷹献上が恒例になっていたと考えられる。なお、近世前期の返礼奉書の分析については今後の課題としたい。
- 36 寛永十一年正月一二日付老中奉書によると、幕府側が大坂で「朝鮮之大鷹十五聯」を「如例年」受け取ったことを確認できる（『酒井忠世等連署奉書』九博宗家文書〇〇七〇一〇一〇一）。前述の万治四年の例とあわせると、「初鷹」二居は江戸で、残り一五居は大坂で献上することが恒例になっていたと考えられる。
- 37 細川忠利は豊前国小倉を領した時代に下関から朝鮮鷹を度々購入している（西日本文化協会編『福岡県史 近世史料編細川小倉藩(一)』福岡県、一九九〇年）。
- 38 田代は対馬藩の飛び地である。肥前国佐賀領主の鍋島勝茂が田代に良い鷹がいれば鷹匠を送るように命じており、朝鮮鷹を求めたものと考えられる（伊藤昭弘「鍋島勝茂と鷹」前掲『鷹狩の日本史』）。
- 39 「御留守毎日記（江戸）」天和三年（東大商家文書一―五七）。
- 40 前掲『江戸幕府放鷹制度の研究』。
- 41 根崎光男「生類憐み政策の成立に関する一考察―近世日本の動物保護思想との関連で―」（『人間環境論集』五―一、二〇〇五年）。
- 42 前掲「生類憐み政策の成立に関する一考察」。
- 43 岡崎寛徳「幕府生類憐みと大名の鷹贈答―津軽家を事例として―」（前掲『近世武家社会の儀礼と交際』、初出は一九九九年）。
- 44 ただし、大名の鷹献上の縮小傾向は綱吉政権以前にもみられる。例えば、寛永期から將軍家に対して定例的にハヤブサを献上していた萩毛利家は三代將軍徳川家光が死去した慶安四年（一六五二）に献上停止を命じられた（前掲「長門萩毛利家における隼献上の位置」）。
- 45 「御在国毎日記（対馬）」（対歴宗家文書Aa-1-55）。
- 46 前掲「御在国毎日記（対馬）」。
- 47 餌打は鷹の餌となる生き物を屠殺して鷹餌を調達する役職である。鷹餌の調達を担う役職としては野生の鳥を捕獲する餌指の方が一般的だが、宗家では餌指よりも餌打の方が多く存在した。これは海に囲まれた対馬では餌鳥を陸上で捕獲するよりも朝鮮鷹と一緒に輸送される生きた鳥を屠殺する機会の方が多かったためである。
- 48 「毎日記（対馬）」（対歴宗家文書Aa-1-56）。
- 49 寛永〳寛文期の国元毎日記からは、宗家当主（義成・義真）が領内で鷹狩を実施したことを確認できる。また、寛文期には鉄砲禁止と捕鳥禁止を定めたいわゆる鷹場の整備も確認できるが、このような領内の狩猟制度については稿を改めて論じる。
- 50 二〳三章では、出典を示さない限り、註一六と註一七の史料による。
- 51 岡崎寛徳「享保期における鷹献上と幕藩関係」（前掲『近世武家社会の儀礼と交際』、初出は二〇〇〇年）。
- 52 前掲「享保期における鷹献上と幕藩関係」。
- 53 古川祐貴「対馬宗家と朝鮮御用老中」（『日本歴史』八三一、二〇一七年）。
- 54 「毎日記 九（倭館・館守）」（国会宗家文書一〇六）。
- 55 『李朝実録』肅宗四十二年一二月条。
- 56 「毎日記 拾（倭館・館守）」（国会宗家文書一〇八）。
- 57 五〇〇〳一〇〇〇石級の船で、呼称は倭館からの帰国時に必ず朝鮮米を積んでいたことによる。同船には米以外の貿易品も積まれていた（前掲『近世日朝通交貿易史の研究』）。
- 58 前掲「毎日記 拾（倭館・館守）」。
- 59 「御留守中毎日記（江戸）」享保二年三月一三日条（東大商家文書一―一五一）。
- 60 同老中奉書は卷子装に仕立てられて九博宗家文書に伝来する（『老中堅紙奉書』九博宗家文書〇一一一五四〇一）。

る内容は「御鷹記録」にはみられない。つまり、「御鷹帳」は国元と江戸で作成され、そのうちの国元の帳簿が「御鷹記録」として対馬宗家文庫史料に伝来したと考えられる。

20 タカ目の中で比較的小型の鳥およびハヤブサ目に属する鳥の総称。

21 チョウセンオオタカは日本の固有亜種オオタカ (*Accipiter gentilis fujiyamae*) と比較して体長が大きく、全体的に淡色なのが特徴である (公益財団法人山階鳥類研究所「オオタカの日本固有亜種とヨーロッパ産亜種との識別に関する調査業務報告書」環境省自然環境局野生生物課、二〇一五年)。

22 以下、前掲「朝鮮放鷹史」。

23 中国から珍重されたのは「海東青」と呼ばれる鷹で、これはシロハヤブサ (*Falco rusticolus*) に比定されている (前掲「朝鮮放鷹史」)。

24 前掲「朝鮮の鷹」。

25 前掲「豊臣政権における鷹と鷹狩の位相」。

26 なお、豊臣秀頼に対して朝鮮鷹を献上していたことも確認できる (福岡田千鶴『慶長・元和期の「公儀」変質過程の研究』九州大学基幹教育院、二〇一六年、七二頁)。

27 前掲「対馬藩の高麗鷹進上にみる幕藩体制」。泉氏は宗家から幕府への朝鮮鷹献上には毎年年末までに宗家の鷹匠が朝鮮鷹を倭館から大坂まで輸送し、正月に大坂で幕府役人に受け渡し、江戸までは幕府側が輸送するという「定式」があったことを指摘した。

28 以下、対馬と朝鮮との貿易については、田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一九八一年)による。

29 松平信綱は、幕府の鷹方支配役として鷹場役人の支配や鷹場の管理・拝領を担当したほか (岡崎寛徳「近世前期における江戸幕府御鷹方支配役と若年寄」『大学院研究年報 文学研究科篇』二六、中央大学、

一九九七年)、大名から幕府への献上取次と披露を担当した (前掲「長門萩毛利家における隼献上の位置」)。

30 「御在江戸中毎日記 (江戸)」万治四年正月二三日条 (東大皇家文書一八)。なお、東大史料編纂所の管理名は「江戸藩邸毎日記」であるが、本稿では上記のように毎日記の表記を統一する。

31 前掲「御在江戸中毎日記 (江戸)」万治四年正月二四日条。なお、同返礼奉書は九博宗家文書に伝来する (「老中連署奉書」九博宗家文書〇〇二一六〇七〇一)。

32 前掲「御鷹記録 老番」。

33 齊藤司「近世前期における五畿内近国の鷹場編成」(関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家』岩田書院、一九九七年)。例えば、慶安四年 (一六五二) 正月二八日、宗家の江戸屋敷を訪れた鷹匠衆比留長兵衛と井ノ口太郎八郎が鷹一五居を大坂で受け取ったことを報告している (日記 (江戸)) 東大皇家一―二)。

34 泉氏は寛永一一年正月六日条から「酒井讚岐殿へ朝鮮方若鷹二居召越候を致進上度之由案内被仰候」という一文を引用して、幕閣 (酒井忠勝) へ朝鮮鷹を献上していたと解釈している。しかし、その直後には「同日、松平伊豆守殿へも御状被遣、朝鮮之若鷹被成進上度候間、酒井讚岐殿被仰合被成御披露候答被下之由被仰入候」とあり、翌日には「上様へ朝鮮之若鷹二居御進上、酒井讚岐殿・松平伊豆殿へ御状相添申候」とあることから、酒井忠勝と松平信綱を取次とした將軍徳川家光への献上と解釈すべきである (日々記 (江戸・京都ほか)) 対歴宗家文書日記類 (補遺) Aa-1-1)。

35 万治四年の事例のほか九博宗家文書に伝来する老中返礼奉書に「初鷹」の文字がしばしばみえることから、後掲する史料のように天和期には

- 1 北島正元「鷹場と目黒六カ村」(『目黒区史』東京都目黒区、一九六一年)、大石学『享保改革の地域政策』(吉川弘文館、一九九六年)、根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇八年)、山崎久登『江戸鷹場制度の研究』(吉川弘文館、二〇一七年)など。
- 2 『鷹・鷹場・環境研究』一〜五(二〇一七〜二〇二二年)、福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』(勉誠出版、二〇二二年)。
- 3 長谷川成一『近世国家と東北大名』(吉川弘文館、一九九八年)。
- 4 岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』(校倉書房、二〇〇六年)。
- 5 越坂裕太「長門萩毛利家における隼献上の位置」(『鷹・鷹場・環境研究』四、二〇二〇年)、同「甲斐柳沢家の巢鷹献上」(『鷹・鷹場・環境研究』五、二〇二二年)、同「御鷹」の献上・下賜」(前掲『鷹狩の日本史』)。
- 6 鷹の供給地で生じた山論については、白水智「近世山村の変貌と森林保全をめぐる葛藤」(同『中近世山村の生業と社会』吉川弘文館、二〇一八年)、初出は二〇一一年)、荒垣恒明「巢鷹をめぐる信越国境地域の土地利用規制」(池谷和彦・白水智編『山と森の環境史』文一総合出版、二〇一一年)などがある。鷹の捕獲・調達と地域との関係については、中野渡一耕「盛岡藩における巢鷹捕獲」(『鷹・鷹場・環境研究』四、二〇二〇年)、榎森進「松前藩と鷹鳥屋場知行」(前掲『鷹狩の日本史』)などがある。
- 7 前掲「甲斐柳沢家の巢鷹献上」。
- 8 森為三「朝鮮放鷹史」(宮内庁式部職『放鷹』吉川弘文館、一九三一年)、内藤雋輔「高麗時代の鷹坊について」(『朝鮮学報』八、一九五五年)、田川孝三「李朝の鷹房と鷹子進上」(『朝鮮学報』一四、一九五九年)。
- 9 田中健夫「朝鮮の鷹」(同『対外関係と文化交流』思文閣出版、一九八二年、初出は一九七七年)。
- 10 泉澄一「対馬藩の高麗鷹進上にみる幕藩体制」(『関西大学文学論集』五〇―一、二〇〇〇年)。
- 11 尾道博「鷹供給ルートとしての朝鮮貿易」(同『近世日朝流通史の研究』五絃舎、二〇一三年、初出は二〇一二年)。
- 12 このほか、朝鮮通信使が献上した朝鮮鷹に関係する史料紹介として、吉田智史・宮崎克則「朝鮮通信使往来における不慮の死に関する史料」(『西南学院大学国際文化論集』三三―二、二〇一九年)がある。
- 13 前掲「御鷹」の献上・下賜」。
- 14 福田千鶴「豊臣政権期における鷹と鷹狩の位相」(『織豊期研究』二〇、二〇一八年)。
- 15 前掲「御鷹」の献上・下賜」。
- 16 「御鷹記録 老番」(対歴宗家文書記録類Ⅲ宗家奥向関係D3)。なお、本稿では長崎県対馬歴史研究センター所蔵対馬宗家文庫史料を「対歴宗家文書」、東京大学史料編纂所所蔵宗家史料を「東大宗家文書」、国立国会図書館所蔵宗家文書を「国会宗家文書」、九州国立博物館所蔵対馬宗家文書を「九博宗家文書」とする。
- 17 「御鷹記録 式番」(対歴宗家文書記録類Ⅲ宗家奥向関係D3)。
- 18 以下、毎日記の史料引用にあたっては、原題を採用し、可能な限り作成地と作成部局を併記する。東大宗家文書・国会宗家文書・九博宗家文書の閲覧には各データベースを利用した。
- 19 享保期の国元と江戸の毎日記には朝鮮鷹献上に関する事項を記した「御鷹帳」という帳簿の存在が示される。本稿で分析する「御鷹記録」は国元家老が記した国元視点の史料であり、国元毎日記と共通する内容が多く含まれていることから、国元毎日記に示される「御鷹帳」のこのとと考えられる。一方、江戸毎日記において「御鷹帳」に記すとされ

は対馬に限らず他領でも構造化していたことが想定される。そのような視点から、他の大名家を事例に鷹餌の問題を検証していく必要がある。また、従来の研究では鷹献上をめぐる環境の問題は山論として立ち現れることが指摘されていたが、対馬の場合は鷹の棲息環境をめぐる山論よりも鷹餌の問題が深刻だったと指摘できる。今後は、鷹の飼育に不可避的に付随する鷹餌の問題を環境史のなかでも広く検討していくことが求められる。

以上のように、大名家の鷹献上には対幕交渉を伴う政治的側面があった一方で、献上鷹の状態維持と輸送に際しては地域に負荷を強いるような二面性があった。今後もこのような二面性を前提としながら、鷹の調達（捕獲）・輸送・献上の諸段階を総合的に評価していかねばならない。

最後に、今後の課題を挙げておく。一つ目は朝鮮鷹の種類の精査である。本稿では朝鮮鷹の種類について詳しく言及しなかったが、中世から近世前期にかけて宗家が輸入した鷹はオオタカに限らず、ハヤブサやハイタカもみられる。¹¹⁹さらに、享保五年以降には吉宗が「海東青」と呼ばれる鷹を手に入れようとする。このような朝鮮鷹の種類を精査して、朝鮮鷹の歴史性を明らかにすることが今後の課題である。

二つ目の課題は他大名家に対する朝鮮鷹の贈答・売却について

である。近世前期において宗家が輸入する朝鮮鷹は九州の大名にとって貴重なオオタカの供給源だった。¹²⁰このような認識が享保期以降にどう変化するのかを検討する必要がある。また、朝鮮鷹が他大名家に贈答・売却されていたことは先行研究で指摘されてきたが、その変遷や使用実態については分かっていない。この点も課題としたい。

三つ目の課題として挙げられるのは宗家独自もいえる鷹匠のあり方である。幕府や大名家の鷹匠は鷹の飼育・調教を主な職務とするが、宗家の場合は当主が鷹狩をしなくなることもあり、鷹匠が鷹の調教を担当することがほとんどなかった。このことは、「於対州者黄鷹つかい申場所無之候故、鷹匠共つかい方・仕込様共存不申候」とする宗家側の認識に集約される。宗家の鷹匠は鷹の調教を担うというよりは、専ら鷹の飼育と輸送を職務の中心とした。¹²¹このような独自の鷹匠の存在形態については鷹匠という人々の在り方を考えるうえでも重要である。また、宗家の鷹匠は朝鮮鷹献上が定例化されなかった後にも存在し続け、そのまま幕末を迎える。この点については幕府の急な献上命令と朝鮮通信使に備えるためだったと見通しているが、天和期以降に自ら鷹狩を実施しなくなった宗家がなぜ鷹匠を維持し続けたのかという点は今後も追究していかねばならない。

費用のみを検討したが、幕府が費用を負担した大坂―江戸間においても膨大な費用がかかったことを想定できる。例えば、近世前期に近江国に常駐した幕府鷹匠は享保期以降には置かれなかったため、大坂で朝鮮鷹献上が実施される度に江戸から役人が派遣された。また、幕府側が宗家の朝鮮鷹献上を一回にまとめて行うように指示をしたことから大坂への鷹匠派遣と江戸までの輸送にはかなりの費用がかかったことが分かる。つまり、朝鮮鷹の輸送は宗家と幕府双方に莫大な費用がかかっていたのであり、享保改革期の儉約方針も相まって、幕府・宗家とともに朝鮮鷹の輸送上を不要と判断したと考えられる。

さらに、この問題を考える上で宗家の献上構造における朝鮮鷹の位置づけをしておかなければならない。幕府は享保七年に全国の大名家に対して一律的な献上品の改定指示を行い、これに伴って大名家からの献上品が定例化されたことが指摘されている。¹¹そこで、宗家の対応を確認してみると、享保七年の改定の結果、宗家による新規の年中献上品は、年頭の二種一荷（朝鮮鶴二・昆布一箱・御樽（酒）一箱）・二月の塩鱒・六月（在江戸時）の長鹿尾藻・暑気（在国時）の朝鮮塩鴨・寒気（在国時）の鮮鯛と定められた。¹²この改定では、一部の礼物を除いた「領分土産にあらざる物」、すなわち、大名領国からの産物以外を献上することは停

止されたが、宗家の場合は朝鮮で求めた品も「土産」に準じて献上するよう指示された。¹³それにもかかわらず、これらの定例的な献上品の選定をめぐる幕府との交渉過程において朝鮮鷹が改定の対象として認識されることはなかった。¹⁴つまり、朝鮮鷹は宗家の通例的な年中献上とは別枠の献上品であり、宗家側の自発的な献上ではなく、幕府の用命を受けての「御用鷹」だった。¹⁵このような別枠による朝鮮鷹献上は、近世前期まで宗家の「朝鮮御用」に起因する特殊な位置づけにあったが、享保期の鷹狩再興に際して吉宗は黄鷹を安定的に献上できない朝鮮鷹の価値を認めず、幕府・宗家双方の負担と儉約志向も相まって献上が定着しなかったのである。なお、享保期には「朝鮮御用」として朝鮮馬と朝鮮薬種を献上した事例が確認できるが、これらをふまえた全体構造の解明は今後の課題としておきたい。

次に、鷹の状態維持と輸送にかかる諸問題の存在を明らかにすることができた。鷹の状態維持と輸送には膨大な費用がかかり、なかでも鷹餌の供給が問題となった。領内地域社会では、大量の鳥を必要とする鷹餌の調達過程においてニワトリ不足を引き起こしかねないという問題が慢性的に潜在化しており、享保期の鷹狩再興に際して、この問題が顕著な形で表出することとなった。鷹餌の調達は鷹の飼育において不可避免的に存在したため、この問題

から対馬までの餌に利用されたものと考えられる。さらに、朝鮮から対馬へもたらされたニワトリは博多からのニワトリと同様、「種鳥」として郷村へ配布されることもあった。

(三)は前述の鳥飼による鳥の増殖策である。鳥飼は享保二年一月五日に鷹餌の供給を安定させるために置かれた。鳥飼が飼育した鳥は「朝鮮・博多方調来り候鶏・鳩、其外雀」で、これらの鳥を金石城に居住しながら「庭籠」で飼育した。金石城内には鷹部屋があったことから、鳥飼が飼育した鳥は直接鷹部屋に移送され、そこで飼育されている朝鮮鷹に与えられたと考えられる。

(四)はイヌを鷹餌として利用するための屠殺行為である。表四にみえるように、海上輸送中に餌鳥が不足した場合にはイヌが鷹餌に用いられた。さらに、対馬島内のニワトリ不足に伴って、対馬滞在中の餌飼にもイヌが使用されるようになる。享保三年五月二〇日には鷹匠が鷹餌のための犬掛を停止していることが原因で餌不足が発生していると主張したことから、「鉄炮之者」に犬掛が命じられた。同時期から島内でのイヌによる餌飼が開始されたと考えられる。享保四年正月には二人にイヌ二匹ずつの犬掛を命じ、「犬計二而餌飼」し、ニワトリによる餌飼は実施しないこととした。つまり、島内におけるニワトリ不足の影響によって、島内で使用する鷹餌がニワトリからイヌに置き換わったのである。従来の研

究において、イヌの鷹餌利用は綱吉政権期を境に後退すると考えられてきたが、対馬では享保期になっても鷹餌にイヌを利用していった。これは対馬島内で餌鳥を持続的に調達することが困難だったためである。

このように、長期間におよぶ朝鮮鷹の海上輸送は大量の鷹餌を必要としたため、対馬島内では様々な方法を用いて鷹餌を調達した。しかし、鷹餌の供給を目前で行うには郷村に頼らざるを得ず、そのために郷村は慢性的なニワトリ不足に陥った。宗家側の視点から見た場合、朝鮮鷹献上の断絶には輸送費用の過重な負担と鷹餌の供給不足に二つ目の原因があったと指摘できる。

おわりに

本稿では享保期に宗家が朝鮮鷹献上を再開する過程を検討し、最終的に献上が定着しなかったことを明らかにした。従来、幕府の鷹調達手段の一つに位置付けられてきた宗家の朝鮮鷹献上は、享保五年以降に実施されることはほとんどなかったのである。献上が定例化しなかった理由として、吉宗が要求したオオタカの費用を宗家側が安定して提供できなかったこと、鷹餌を含む莫大な費用と領民への負荷がかかったことを指摘した。朝鮮鷹の輸送について、本稿では宗家側の史料を用いたことから朝鮮―大坂間の

ニ差登せ候様ニ被仰付、折々申下し差登せ候故、信使御用之鶏を飼立候義者勿論自分所持之鶏迄御買上被成候故、八郷之鶏迄甚減し申候、時作り用之鶏迄不残御買上被成候様ニ御座候而ハ気毒千万ニ奉存候、八郷鶏数之義尋下シ置候処、未一両郷方返答差登せ不申候間、返答相揃次第員数書付掛御目候様ニ可仕候由申来ル、

郡方支配家老へ鷹餌用にニワトリ一四〇〇〜一五〇〇羽を上納するよう伝えたと、次の返答があった。去年、「信使御用」のニワトリ三〇〇〇羽を八郷で飼い立てるように命じたものの、それらの種鳥もすべて鷹餌として上納した。さらに、村々で個人が飼育しているニワトリも買い上げられることになったため、八郷のニワトリが激減した。「時作り」のニワトリまでをもすべて買い上げられることになれば「気毒千万」である。八郷へニワトリの数を尋ねたところ、いまだ一〜二郷から返答がないため、返答が揃い次第員数の書付を提出する。

このように、郷村では鷹餌によるニワトリの上納に加え、朝鮮通信使によるニワトリ需要が重なったことで、ニワトリ不足が深刻化していた。八郷におけるニワトリの数については、郡方支配家老が提出するとして書付が残っていないため明らかにすることができないが、個人所有のニワトリ、さらには「時作り」までも

が鷹餌調達のための買上対象とされた。「時作り」までを買い上げることになれば「気毒千万」とする郡方支配家老の認識からは、村の生活リズムを調整する「時作り」は村の成り立ちには必要不可欠な存在だったことが分かる。その「時作り」までをも鷹餌として納めなければならぬほど島内では深刻なニワトリ不足が生じていた。このように、島内における鷹餌調達は郷村から上納または買い上げられるニワトリを前提としたが、これを島内で持続させることは困難だった。そのため、(二)〜(四)の方法を(一)と並行して用いることで輸送時の鷹餌を賄った。

(二)の輸入先には博多と朝鮮が挙げられる。博多には宗家の蔵屋敷が置かれ、博多から対馬に向けた物資輸送の拠点となった¹⁰⁸。表四にみえるハトやウズラは蔵屋敷に常駐する博多役が同地で購入し、対馬へ輸送したものである。また、ハトやウズラのほかにもニワトリが輸送されることもあった。享保三年六月二五日には博多から輸送された鷹餌用のニワトリ一〇〇〇羽が対馬府中に到着し、そのうちオス一〇〇羽とメス四〇〇羽を「種鳥用」として郡方へ渡し、郷村に差し下すよう指示が出された。このように輸入したニワトリを郷村に配布して増殖させることは(一)の方法につながる。一方、朝鮮からはニワトリが輸入された。朝鮮鷹の求請再開に伴って、餌用のニワトリも物替ではなく現物で受け取ることとなり、朝鮮

表4 対馬付中出発時の鷹餌

府中出発年月	鷹数	餌		備考
享保2年4月	6居	ニワトリ	30羽	郡より調達
		ハト	24羽	博多役方より調達
		ウズラ	20羽	博多役方より調達
享保2年12月	10居	ニワトリ	90羽	
		ハト	40羽	
		イヌ	2疋	船中で餌鳥が不足した場合の予備
享保3年正月	9居	ニワトリ	80羽	
		ハト	30羽	
		イヌ	2疋	船中で餌鳥が不足した場合の予備
享保3年4月	11居	ニワトリ	105羽	
		スズメ	30羽	

(出典)「御鷹覚帳」、「御鷹記録 老番」より作成。

には鷹餌毎の調達先が示されており、ニワトリは対馬島内の郷村(郡)から、ハトとウズラは博多役方から調達していたことが分かる。表四は対馬―大坂間の餌であるため、実際にはより多様な方法で鷹餌を調達していた。鷹餌調達方法には、(一)郷村からの上納・

買上、(二)島外からの輸入、(三)鳥飼による飼育・繁殖、(四)犬掛があった。

鷹餌調達の最も基本的な方法とされたのが、郷村からの上納と買上(一)である。享保二年三月一五日には倭館から輸送されてきた朝鮮鷹の餌にニワトリ一六〇羽が必

要になることから、郡奉行内野市郎左衛門に郷村からの調達を命じ、八郷にニワトリの上納が割り当てられた。しかし、急なニワトリの確保は困難だったようで、ニワトリが不足した与良郷はキジとカラスで代用ができないかを郡奉行に願い出て、許可を得ている。¹⁰⁶ さらに、同月二八日に郡方支配家老が郡奉行に対して、餌鳥が集まらなければ朝鮮鷹の輸送ができないため、速やかにニワトリを上納するように念を押している。これを受けた郡奉行は八郷からニワトリを一〇二羽ずつ買い上げるとし、「時作り」であっても速やかに持参するよう八郷に命令している。「時作り」とは時告鳥の役割を持ったニワトリのことである。¹⁰⁷ このようにして、八郷から集められたニワトリが表四にみえる郡からの三〇羽である。ただし、表四には朝鮮鷹が府中に滞在している期間の鷹餌が計上されていないことから、郷村から集められた餌鳥の数は実際にはもっと膨大な量だったことが推測できる。その後の鷹餌をめぐる郷村の状況を表すのが、次に示す「御鷹記録 老番」享保三年四月一三日条である。

昨日御郡方江御鷹餌鳥用ニ鶏百四・五十羽為差登候様ニ御郡江被申下候様ニ申遣候処、今日返答申来候ハ、去年信使御用之鶏三千羽八郷ニ而飼立候様ニ申下し、其後種鳥少々御渡候得共、無程御鷹用ニ種鳥不残御取上ケ被成、其後自分之飼用共

を飼育した。¹⁰²

以上の一九項目は、朝鮮鷹そのもの(①)、朝鮮鷹の維持にかかる費用(②・⑬)、鷹役人にかかる費用(③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑭・⑮・⑯)、輸送手段にかかる費用(⑨・⑩・⑪・⑫・⑬)、その他(⑱)に分けられる。そのうち、鷹役人にかかる費用や輸送手段にかかる費用といった単発的な費用が大多数を占めている。一方、朝鮮鷹の維持にかかる費用のなかでも鷹餌代は単発的なものではなく、宗家が朝鮮鷹を手元に置いておく限り必要な費用であった。また、表三に計上されている鷹餌代は対馬―大坂間のみで、倭館―対馬間、対馬島内での餌代は含まれていない。鷹餌には主に新鮮な鳥肉を用いるため餌鳥を生きたまま輸送する必要がある、そこにも費用がかかった。朝鮮鷹の献上を維持するための経済的な負担とは鷹役人や輸送手段といった単発的な費用よりもむしろ鷹餌にあった。

3 鷹餌と地域社会

最後に、鷹餌の調達実態を検討することで対馬島内に潜在的に存在していた問題を明らかにするとともに、朝鮮鷹献上が島内地域社会へもたらした影響を考えてみたい。

一般的に、鷹献上大名が輸送に用いる鷹餌は領内で調達するほ

か、江戸までの道中で購入もしくは捕獲することで賄った。例えば、弘前津軽家は国元で調達した生きたメスのニワトリを山形までの道中の餌とし、そこから江戸までの餌は現地で購入した。¹⁰³陸路で鷹を輸送する大名は津軽家のように現地調達することが多数だったと考えられる。一方、宗家の場合は輸送経路のほとんどが海路だったため、餌を現地調達する回数が限られた。また、道中で小鳥などを捕獲して餌に用いることもできない。そのため、宗家の場合は国元を出発する段階で大量の鷹餌を調達しておく必要があった。

表四は享保二年四月・十一月、同三年正月・四月に朝鮮鷹とともに対馬府中を出発した鷹餌を一覧にしたものである。海上輸送中の鷹餌にはニワトリ、ハト、ウズラ、スズメのほか、鳥が不足した場合の予備としてイヌが用いられた。朝鮮鷹一居に対する一日の餌は、ニワトリが一羽、ハトが二羽半とされたことから、¹⁰⁴いづれも大坂までの餌としては少ない。餌とともに「船中餌鳥用銀」が渡されていることをふまえると、表四にみえる鷹餌の数は寄港地での餌調達を前提としたものだったと考えられる。それでも、表四からは対馬出発時に鷹餌となる膨大な鳥を調達しなければならなかったことが分かる。

これらの鳥はどのように調達されたのだろうか。享保二年四月

表3 鷹1居の輸送に必要な費用見積

通番	費目	費用(銀)
①	鷹1居	1貫50匁
②	餌鳥鶏30羽	120匁
③	鷹目付1人分宛行	563匁5分
④	鷹師2人分宛行	713匁5分
⑤	餌打2人分宛行	91匁
⑥	国元での餌打宛行	207匁9分
⑦	鷹目付・鷹師・餌打の朝鮮渡海中飯米	180目
⑧	鷹師・餌打の朝鮮帰国時飯米(15日分)	45匁
⑨	朝鮮から鰐浦関所までの鷹輸送船賃	70匁
⑩	鷹乗り船水夫の飯米および合力	173匁
⑪	鰐浦関所から府中までの鷹輸送船賃	30匁
⑫	大坂登船借賃	1貫320匁
⑬	鷹師・餌打の大坂登合力	54匁
⑭	鷹師・餌打の船中往来飯米	108匁
⑮	鷹師・餌打の大坂逗留旅籠(10日切)	62匁
⑯	海上輸送中の鷹用葉	260匁
⑰	鷹籠1つ	13匁8分
⑱	鷹部屋3ヵ所建築費見積(15貫)÷鷹58居	258匁
⑲	鳥飼五右衛門扶助	104匁
合計		5貫423匁7分

(出典)前掲「御鷹覚帳」より作成。

遣されて、同地で鷹を受け渡す方法が恒例だった。倭館から大坂までの鷹輸送を宗家が、そこから江戸までを幕府が担当することで、輸送時の負担を折半したのである。朝鮮鷹献上の再開に伴う輸送費の継続を見込んで、対馬藩勘定奉行所は享保二〜三年の事例をもとに鷹の調達・輸送にかかる費用を見積もった¹⁰⁰。その内容をもとに鷹一居に必要な費用を一覧にしたのが表三である。費目は全部で一九種類(①〜⑲)が挙げられている。

①〜⑲の項目をそれぞれみていこう。①は朝鮮鷹そのものの費用である。朝鮮鷹の取引は木綿で行われたため、①は取引された

木綿を銀に換算した数値に相当する。②は鷹餌となるニワトリの代銀である。朝鮮鷹一居の餌としてニワトリの場合は一日一羽とされたことから、三〇日分、すなわち、対馬―大坂間の餌代であると考えられる。③〜⑥は鷹役人に支給する扶持米、⑦と⑧は対馬―朝鮮往復時に支給する飯米代、⑨・⑪・⑫は朝鮮から大坂までの船賃、⑩は水夫にかかる費用、⑬・⑭・⑮は対馬から大坂までの鷹輸送に付き添った鷹匠と餌打への合力米・飯米・宿代である。鷹輸送に同行する鷹役人には鷹目付・鷹匠・餌打があり、輸送期間における鷹の飼育・管理を担った。また、船賃や水夫といった海上輸送特有の費用もみられる。⑯は輸送中に携帯する鷹用の葉代である。享保二年の事例のように輸送中の朝鮮鷹は痛んだり、病気になったりすることが多く、その対策として朝鮮人参などの薬を携帯した。⑰は鷹籠にかかる費用である。この内訳には、籠・円座・筵・畳糸・七嶋といった材料費のほか、手間賃が含まれた。⑱は鷹部屋三か所の建築費見積の一五貫を五八¹⁰¹で割って出した数値である。朝鮮鷹献上の再開とともに倭館・対馬・大坂の三か所に鷹部屋が建てられた。これは朝鮮鷹献上の再開に伴う臨時の費用であるが、鷹一居にかかる費用として計上されている。⑲は鳥飼への扶助である。鳥飼は餌鳥を飼育するために配置された役職で、府中の金石城に居住しながら城内で鷹餌となる鳥

格化したのである。⁹⁴

そもそも、鷹の献上において黄鷹が重要視されたのはツルを捕獲できる「鶴取」に成長する可能性があったためである。⁹⁵ 黄鷹は野生下では狩りを経験したことが少なく、人為的な調教も施されていないため、⁹⁶ 調教次第では「鶴取」などの優秀な鷹に成長する可能性が高かった。そのような理由から、鳥屋鷹の献上は不要とされたのである。

以上、幕府側の視点を整理すると、幕府は朝鮮鷹を「朝鮮産のオオタカ」と認識していた。しかし、オオタカは蝦夷地や東北地方から安定的に良質なものを供給できたことから、⁹⁷ 宗家による献上は相対的に優先度が低くなったとみられる。また、吉宗による鷹の嗜好は種類のみならず、年齢（黄鷹・鳥屋鷹）や性別（兄鷹・弟鷹）に及んだものの、宗家が献上した朝鮮鷹には鳥屋鷹が度々混入した。つまり、吉宗が求めたオオタカ―若鷹（黄鷹）のメス（弟鷹）―のみを朝鮮から調達・献上することが難しかったことが、享保期の鷹狩再興期に宗家による朝鮮鷹献上の定例化を妨げた一つの理由だった。

2 朝鮮鷹の輸送費用

次に、朝鮮鷹献上が定例化しなかった理由を宗家側の立場から

考えてみたい。享保二年三月、国元から江戸家老に対して、献上停止以前よりも物価が上昇したことで朝鮮鷹献上による損失が膨大であることを理由としながら、「向後ハ御献上鷹之員数も被減候様ニ有之度事」、さらには「毎年献上之旧例ニ者候得共、一・二年一度宛被献候様ニ罷成間敷候哉」と伺っている。この国元からの伺いが受け入れられなかったことはその後宗家が毎年献上を実施しようとしたことから明らかだが、朝鮮鷹献上にかかる経済的負担について宗家内部で議論されていたことは重要である。この二つの費用に注目しながら、宗家側の負担について考えてみたい。

大名が将軍に鷹を献上する際は江戸までの鷹輸送にかかる費用を大名家側が負担することが一般的だった。一方、宗家のように幕府側からの便宜がなされる事例としては松前家を挙げることができる。両家の共通点は江戸から遠方に所在するという点である。松前家の場合は、松前から江戸までの輸送経路沿いの大名家に対して老中奉書が発給され、鷹輸送のための伝馬と鷹餌が役として負担された。⁹⁸ このような輸送体制の整備は、鷹の輸送にかかる伝馬と鷹餌が鷹献上大名にとって大きな負担であったことを示している。ただし、宗家による朝鮮鷹輸送では輸送経路沿いの大名家に対して輸送費用が負担されることはなく、幕府役人が大坂へ派

ていた。それは、朝鮮鷹は遠国からの輸送に数か月を要するため、その道中の籠の中で換羽をすることがあるというものであった。たしかに、倭館から江戸までの朝鮮鷹輸送は四〜五ヶ月ほどかかったことをふまえると（表二）、朝鮮における鷹の捕獲時期と倭館の出發時期によっては、黄鷹が江戸に到着する頃に換羽を終えていることは十分にあり得る⁹¹。しかし、献上鷹への鳥屋鷹混入は倭館での調達時には既に確認されるうえ、次に述べるように宗家が意図的に混入させることもあった。

(3) 朝鮮鷹の選別

享保二年と同三年の献上に際して、鳥屋鷹と痛鷹が問題になったが、朝鮮鷹献上に向けた宗家側の動きを追ってみると、享保二年分の献上鷹調達の時点で、倭館に集められた朝鮮鷹のうちから兄鷹^{しやうとう}と鳥屋鷹を返却するなど、鳥屋鷹の除外を念頭に置いた鷹の選別が実施されていた。それにも関わらず、献上鷹に鳥屋鷹が含まれたのは宗家側が意図的に混入させる場合があったためである。倭館から江戸までの輸送に際して、宗家が危惧していたのは道中における鷹の死であった。鳥屋鷹はその年に生まれた黄鷹よりも輸送に強いため、宗家としては鷹の死を避けるためにも鳥屋鷹を入れて献上を実施したかった。そのため、宗家はあえて一居だけ

鳥屋鷹を入れるような形で鷹を調達し、献上したのである。このような宗家による確信的な朝鮮鷹の調達と献上は享保二年に限らず翌年も行っている。ところが、鳥屋鷹に対する幕府側の反応をみて、宗家は鷹の選別を厳格化し、黄鷹のみの献上へと方針を転換することになった。以下では、享保四年分の献上鷹の選別をみていくことで、宗家による献上鷹の選別方針を明らかにする。

享保三年一〇月四日には鷹匠二人（吉野磯右衛門・倉掛式兵衛）・鷹方足輕一人・餌打二人が倭館へ到着した⁹³。その後の一〇月二〇日には、両訳から求請鷹一五居が入来したという連絡が入り、鷹匠二人の選別のうえで三居を受け取っている。鷹匠によって朝鮮側が調達した鷹のうち五分の四が受取の対象外と判断されたのである。それでは、鷹匠はどのような基準から鷹を選別していたのであろうか。

同年八月二三日、鷹調達のために朝鮮へ渡ることになった吉野と倉掛に対して平田隼人（国元家老）が発行した書付によると、鳥屋鷹と兄鷹を除外して、「宜若鷹」のみを受け取るように命じている。つまり、宗家は鳥屋鷹と兄鷹を献上にはふさわしくないと認識し、倭館における調達段階でこれらを除外しようとした。もちろん、鳥屋鷹を除外したのは前述の幕府とのやりとりから生じたものであり、宗家が吉宗の嗜好に沿って朝鮮鷹の選別基準を厳

た痛鷹を減らすための細かい指示を出したのである。また、鷹の量よりも質を重視する幕府の方針が東北産のオオタカと同様に朝鮮鷹にも適用されたということは、宗家が献上する朝鮮鷹を舶来の鷹として珍重しようとしたのではなく、あくまでも鷹狩に用いるオオタカと認識していたといえる。実際、幕府鷹匠の記録には、⁸⁸享保四年頃に幕府が所有した鷹の内訳は「大鷹三拾五居、鶴十三居、隼六居、都合五十四居」とされており、宗家が献上した朝鮮鷹は固有の種類鷹として把握されていない。また、同史料には「朝鮮二」や「朝鮮八」と呼ばれる鷹を確認できるが、これはオオタカの識別名であり、オオタカの名前を出所地からとるという当時の慣習に則ったものである。⁸⁹このような幕府の鷹認識から、宗家が献上した朝鮮鷹が「朝鮮産のオオタカ」と認識されていたことを裏付けることができる。

(2) 享保三年の「御尋」

享保三年四月四日、原宅右衛門に戸田五助（幕府鷹匠頭）から、鷹匠を連れて戸田屋敷を訪問するようにと指示があった。翌日、原が吉野磯右衛門（鷹匠）を連れて戸田屋敷を訪問すると、江黒平介（戸田家用人）から経緯の説明があった。それによると、吉宗が献上鷹を上覧した際に朝鮮鷹九居中一居が「塙鷹（＝鳥屋鷹）」

であることを指摘し、その理由について「御尋」があったという。

この「御尋」に対して原は、朝鮮の鷹主から直接調達した訳ではないため鳥屋鷹のことは知らされていなかったと説明した。また、宗家鷹匠は対馬に運び入れた時点で「山かへり（山帰り）」であることに気づいてはいたが、巧者の多い幕府鷹匠であれば役に立つと考えて献上したという。山帰りとは、生まれてから年明けまでを野生で過ごした鷹のことで、野生下で暮らした時間が長いため狩の技術は高いが黄鷹よりも調教が難しい。⁹⁰鳥屋鷹ではなく山帰りとすることで人（宗家および朝鮮人）の手が加わっていないことを強調しようとする宗家側の意図がうかがえる。さらに、対馬には黄鷹を遣う場所がないため宗家の鷹匠は餌飼を一通り伝授されて鷹の輸送に付き添うばかりで、鷹の遣い方と仕込方を知らないことを併せて述べている。ここで宗家側は鷹匠の知識不足と技術的に未熟なことを説明し、あくまでも鳥屋鷹が含まれた理由が宗家側の過失ではないことを強調している。

戸田は宗家側の説明が記された口上書を添削のうえで受け取った。後日、吉宗が宗家の回答に納得し、献上鷹はすべて鳥屋に入れられたことが伝えられている。このように、宗家が献上した九居の朝鮮鷹は鳥屋鷹も含めたすべてが無事に受け入れられた。ところが、幕府側は鳥屋鷹の混入について宗家とは異なる見解を持つ

別紙之通二御座候、

宗対馬守内

七月十五日 原宅右衛門

七月一五日の朝、原宅右衛門が久野茂左衛門（大久保家人用）に提出した口上覚である。まず、鳥屋鷹が一居入っていたことについては、以前の献上から数十年中絶し、黄鷹のみを急いで調達することが不可能だったため、代わりに朝鮮人が飼育していた鳥屋鷹一居を調達し、黄鷹に添えて献上したとする。次に、朝鮮での鷹狩については、専らキジに羽合せ⁸³、ガンやカモも捕ると回答している。また、餌飼（鷹に餌を与えること）にはキジやニワトリを用い、据える時には右の拳に据えると伝えている。⁸⁴最後に、輸送に用いる鷹籠の構造については、鷹籠の高さと口の直径は一尺八寸で、籠と敷物（「円座」）は畳表で包み、小細引で胴縄を四つかけると別紙で回答している。別紙では、陸上を移動する時は台に日覆いをした籠を乗せ、「暑氣之節」は籠の状態で輸送する。籠には窓がついており、鷹の様子を確認するために時々これを三寸程あけて水を与えながら輸送するとしている。

このような宗家の回答に対して大久保は、松前家が鷹を献上する際には鷹籠ではなく箱を用い、尾羽に傷がつかないよう尾袋をつけていることを伝え、差し支えがなければ宗家も同様の方法を

とるように指示をした。これを受けた宗家は松前家屋敷へ鷹匠と大工小頭を派遣して鷹箱の寸法と尾袋等を調査し、翌日には大久保屋敷を訪れ、次回以降の献上では一〜二居のみを箱に入れ、籠に入れた鷹であつても尾袋をつけることを報告した。

以上のやりとりからは、吉宗が鳥屋鷹ではなく黄鷹を求めていること、朝鮮の鷹狩に関心を示していたこと、大名家に対して痛鷹（傷ついた鷹）を減らすための指示を行っていたことが分かる。一点目の鳥屋鷹については翌年にも幕府から照会を受けていることから、具体的な分析は後に回したい。二点目については、幕府が宗家を通して鷹や鷹の養生に精通した朝鮮人を通信使に同行させるように打診し、⁸⁵享保四年の通信使来聘時には宿所に鷹師頭を派遣して朝鮮における鷹の遣い方を尋ねさせたことから、吉宗政権が朝鮮の鷹狩に高い関心を示していたことが分かる。⁸⁶また、吉宗は享保五年から朝鮮に棲息するという「海東青」と呼ばれる鷹を入手しようとするが、この動きも朝鮮の鷹狩への関心から生じたものである。三つ目については、幕府による鷹の調達方針をふまえる必要がある。幕府は鷹献上を再開した享保元年時点では鷹の量を確保することを重視していたが、鷹の調達体制がある程度構築されてきたことよって、二回目の献上からは鷹の質を重視するようになった。⁸⁷このような背景から、輸送時に損傷を負っ

三、朝鮮鷹の選別と輸送

1 献上鷹の選定基準と朝鮮鷹の調達

まずは、幕府側の視点から考えていくことにしたい。徳川吉宗による鷹狩再興に伴って各大名家が鷹献上を再開したことには前章で触れたが、それらの中には宗家のように鷹献上の定例化が実現しなかった家も存在した。例えば、毛利家は享保期にハヤブサ献上を再開したが、「御用」としては定着しなかった。同家の事例を検討した越坂氏は、吉宗の個人的嗜好がオオタカ・ハイタカ・ツミ・ハヤブサといった「御鷹」の階層序列⁸⁰を決定づけたとし、ハヤブサが下位に位置付けられたために毛利家の献上が定着しなかったと指摘した。前述したように、この頃の朝鮮鷹とは日本のオオタカよりも体格の大きいチョウセンオオタカである。当時の人々がチョウセンオオタカと日本のオオタカを厳密に区別できていたのかは不明だが、朝鮮鷹が將軍に献上されるオオタカとして定着しなかったのは明確であり、この要因については鷹の種類による「御鷹」の階層序列⁸¹の問題とは別に改めて検証する必要がある。よって、幕府から宗家に出された朝鮮鷹献上後の照会とそれに対する宗家の対応を分析したい。

(1) 享保二年の照会

享保二年七月一四日、朝鮮鷹三居を献上した宗家に対して、大久保常春から呼び出しがあり、献上鷹についての照会がなされた。その内容は、朝鮮鷹三居のうち一居が「鳥屋鷹⁸²」である理由は、国元で飼っているためか、もしくは朝鮮人が飼っているためか、ということであった。これに対して、宗家側の鈴木左治右衛門は対馬では飼育しておらず、朝鮮人が飼育していると回答した。すると、大久保側から重ねて朝鮮人は鷹で何を捕っているのかを尋ねられた。鈴木は詳しく知っている訳ではないため役人と相談した上で改めて報告するとした。さらに、鷹籠の構造について確認があり、今回献上された鷹の状態が悪かったため次回からは鷹が痛まないように指示が出されている。以上のような大久保の照会に対して、翌日には宗家からの回答があった。

口上覚

今度対馬守献上仕候御鷹三居之内鳥屋鷹一居有之候付、昨晚朝鮮之趣吟味仕候処、以前献上仕候以後数十年致中絶、此度朝鮮国江申越候故黄鷹計ハ急速ニ調り兼候故朝鮮人飼置候鳥屋鷹一居調法差渡し、黄鷹余慶無御座候故、右之鳥屋鷹相添献上仕候、彼国二而も鷹を飼、専雉子ニ合せ、其外雁・鴨をも為捉申由承及候、餌飼ハ雉子・鶏など用申由ニ御座候、据候節右之拳ニ据申候由承及申候、其外海陸持越候鷹籠仕立、

分かる。

献上の有無を確認した間隔とその窓口に注目すると、享保一年までは大久保常春に毎年確認していたが、その次からは数年ずつ間隔があいている。さらに、享保一三年に鷹掛若年寄が大久保から水野忠定に交代すると、その後の窓口は月番老中になった。最終的には、享保一九年に月番老中松平乗邑から今後の献上有無の確認は不要で、「御用」の際に幕府側から献上を命じることが言い渡された。ちなみに、その後宗家が朝鮮鷹献上を実施したのは寛政六年（一七九四）正月であり、宗家による朝鮮鷹献上が、享保期以降、幕府の鷹調達手段の一つに定着しなかったことは明白である。

このように、享保四年六月までは幕府と宗家の両者によって朝鮮鷹献上の定例化が志向されていたが、通信使による一時的な献上もあわさったことで幕府の元に多くの朝鮮鷹が集まり、享保五年の献上は不要とされた。さらに、享保一九年には幕府が必要な年に宗家に献上を命じることが言い渡されたが、その後も寛政六年にいたるまで朝鮮鷹献上が命じられることはなかった。宗家による朝鮮鷹の献上は、近世前期の時点で幕府の重要なオオタカの供給源であったにも関わらず、享保期の幕府鷹狩再開に際しては定例化されなかったのである。では、その理由は何だったのであろうか。次章ではその理由について、幕府側と宗家側それぞれの立場から考えてみた。

表2 宗家による献上有無の確認と幕府の対応

年	対馬宗家		幕府		翌年の献上	出典
	月日	献上有無の確認	月日	確認への回答		
享保5年	6月11日	鷹掛若年寄大久保常春へ確認の書付を提出。	6月14日	手元に余計にあるため来年の献上は不要。再来年の献上は来春に確認するように。	×	東大宗家文書1-161
享保6年	5月4日	〃	5月22日	来年の献上は不要。再来年の献上は来夏に確認するように。	×	東大宗家文書1-162
享保7年	5月15日	〃	6月8日	当分御用がないため来年の献上は不要。来年の献上は来年6月に確認するように。	×	東大宗家文書1-166
享保8年	6月4日	〃	7月6日	来年の献上は不要。来年の献上は来年6月に確認するように。	×	東大宗家文書1-169 東大宗家文書1-170
享保9年	6月4日	〃	6月9日	能鷹を10居選び、来年4月頃一度に献上するように。	○	東大宗家文書1-173
享保10年	6月11日	〃	6月15日	来年の献上は不要。再来年の献上は来年夏に確認するように。	×	東大宗家文書1-176
享保11年	6月2日	〃	6月7日	当年から5年目の戊年（享保15年）に確認するように。	×	東大宗家文書1-179
享保15年	6月8日	確認の書付を御用番松平乗邑に提出。	6月15日	当年から3年目の子年（享保17年）に確認するように。	×	東大宗家文書1-188
享保17年	4月13日	〃	4月15日	再来年に確認するように。	×	東大宗家文書1-193
享保19年	正月13日	〃	正月21日	今後は御用であれば幕府側より命じるため、重ねての確認は不要。	×	東大宗家文書1-199

（出典）「毎日記（江戸）」（東京大学史料編纂所蔵、史料番号は表中に表記）。

による当初の指示に沿って二月と四月の二回に分けて実施された。これに対して、書付では翌年からは四月頃に一度にまとめて献上するようにという指示がなされており、大坂への役人派遣や朝鮮鷹輸送にかかる費用といった幕府側の負担を最小限にしようとする意図がみえる。ただし、献上後に替り鷹や格別優秀な鷹が出た場合は追って献上することが補足されているように、珍しい鷹は例外だった。このような幕府の指示に従って享保四年の朝鮮鷹献上が実施されることとなる。

享保四年献上分の鷹は前年一〇月から調達を開始した。倭館から対馬への朝鮮鷹輸送を確認できるのは、享保四年正月一六日と二月二八日で、それぞれ一五居ずつを運んでいる。三月二日には、このうちから一八居を乗せた鷹船が対馬を出発し、四月一日には大坂に到着した。同月一七日には幕府役人が一八居の内から一〇居を選び、これを受け取った。これに対して、五月二二日には水野忠之から返礼奉書が発給され、⁷⁴無事に献上を完了している。その後、六月二三日には大久保常春から呼び出しを受け、来年の献上も四月に一回にまとめて実施することが書付で命じられた。⁷⁵これを受けた宗家は倭館館守へ翌年献上分の朝鮮鷹二〇居を例年通り調達するように指示を出しており、⁷⁶翌年の献上に向けて準備を開始している。

ところが、宗家が倭館で翌年分の鷹を調達し始めた頃、古田七右衛門から宗家へ次のような書付が渡された。

朝鮮鷹之儀来子年ハ被差上不及候、来々丑年之儀者来冬二至可相達候、

書付に記されていたのは、来年の朝鮮鷹献上は不要で、再来年については来年冬に指示をするという内容だった。さらに、古田が口頭で説明するには、当年は「朝鮮人献上」もあつて鷹数が多いため、来年の献上は無用とのことである。「朝鮮人献上」とは、朝鮮通信使の来日に伴う朝鮮鷹の献上のことで、吉宗の將軍就任を祝う享保四年の通信使に際して二〇居の朝鮮鷹が贈られた。⁷⁷これに宗家が献上した鷹を合わせると、幕府の手に渡った朝鮮鷹は同年だけでも三〇居に及ぶ。このように、幕府は大量の朝鮮鷹を手に入れたため、翌年は宗家からの朝鮮鷹献上を受ける必要がなくなったのである。翌年の献上不要を命じられた宗家はすぐに倭館館守に朝鮮鷹調達の停止を指示している。

このような経緯から享保五年の献上は実施されなかった。享保六年分の献上については幕府側から指示があるはずだったが、海が荒れる冬の輸送を避けたい宗家は、享保五年六月に献上の有無を確認している。⁷⁸これに対して幕府は献上に及ばないことを伝え、翌春に改めて献上の有無を確認するよう指示し、これに従って宗家は翌年六月に確認を行った。このような享保五年以降の宗家による献上有無の確認と幕府の回答を一覧にしたのが表二である。同表をみると、宗家は享保五年以降、献上不要を言い渡され続けており、唯一献上を受け入れられたのは享保一〇年の一回のみだったことが

二年七月、倭館では東萊府に対して、求請による朝鮮鷹の輸入再開交渉を開始している。⁶³しかし、求請による朝鮮鷹の調達には都からの許可が必要で、献上の期日が四月だったこともあり、⁶⁴すべてを求請で賄うことができず、その大部分を購入で調達することとなった。その結果、調達した一九居の内訳は「買鷹」一六居（そのうち訓導⁶⁵から購入した一〇居、地頭から購入した六居）、求請鷹三居となっている。一〇月晦日には鷹一九居に鷹方足軽と餌打をつけて倭館を出発、一二月七日にはその内の一〇居が府中を出発、⁶⁶享保三年正月三日には全ての鷹が無事に大坂へ到着した。

前年は停止後初めての献上ということもあり、宗家が江戸まで朝鮮鷹を直接輸送する方法をとることで將軍との主従関係をアピールしたが、この年からは大坂で幕府鷹役人に受け渡すことで定例的な献上を行えるように合理化を図った。正月一五日には朝鮮鷹の大坂到着が江戸屋敷に知らされ、大久保に献上の有無を問い合わせている。⁶⁷同月一七日には大久保から大坂への役人派遣が伝えられ、二〇日には大坂に向けて幕府鷹匠頭組の二人が出発している。そして、幕府役人は二月二日に大坂へ到着し、四日に朝鮮鷹一〇居を受け取り、同月一九日には江戸に帰ってきた。その後、幕府鷹匠頭戸田五助の用人から宗家に鷹一〇居を受け取った旨が伝えられ、二五日には月番老中水野忠之からの返礼奉書が発給されている。⁶⁸

さらに、宗家は国元に待機させていた残り九居の鷹を四月までに献上できるよう輸送を開始し、二月二三日には大坂へ到着してい

る。このことは江戸の宗家屋敷に伝えられ、三月五日には原宅右衛門が大久保屋敷を訪れて指示を仰いだ。⁶⁹三月九日には大久保屋敷から呼び出しがあり、今回は朝鮮鷹を受け取るために大坂に幕府役人を派遣しないことが告げられた。ただし、道中の餌鳥と人夫などは幕府側の負担とし、大坂町奉行所から「道中御証文」が発行されることとなった。これを受けた宗家は大坂に留め置いていた朝鮮鷹の輸送を再開し、四月朔日には江戸へ到着した。また、同日中には大久保に献上の有無を確認し、四月三日には朝鮮鷹九居を戸田五助へ受け渡している。⁷⁰こうして、宗家は同年二回目の朝鮮鷹献上を果たし、これに対する老中の返礼奉書は四月一五日に発給された。⁷¹

3 享保四年以降の朝鮮鷹献上

享保三年一二月一三日、大久保屋敷からの呼び出しに応じた原宅右衛門に古田七右衛門（大久保家用人）から翌年の朝鮮鷹献上についての指示が記された書付が渡された。⁷²

朝鮮鷹之事、一度ニ成共二度ニ成共、十居余茂献上候様ニ最前相達候得共、去年之ことく鷹数多く相集儀ニ候者、四月比一度ニ献上候様ニ可被致候、尤鷹数之内ニ而撰立能鷹多く候者、十居可有献上候、四月比献上候積りに差越候、跡ニ而替り物か格別勝れたる鷹出申候ハ、是ハ追而成共差越可被申事、

戌十二月

享保三年の朝鮮鷹献上は調達された鷹の数が多かったため、幕府

にかけての輸送も鷹にとつては過酷だった。享保二年の献上後には大久保常春から、「暑氣」にさらせば鷹が痛んでしまうため翌年の朝鮮鷹献上は四月までには執り行うよう指示がなされている。表一には倭館から江戸までの朝鮮鷹の輸送過程を鷹のまつまり毎に示したが、輸送中の鷹の死の多くは正月～五月の期間に発生している。このように、吉宗の將軍就任に伴う朝鮮鷹の調達と輸送は再開後最初の献上ということもあり、十分な準備がなされないまま、適当ではない時期に実行されたのである。

宗家は江戸に輸送された朝鮮鷹を数日休ませた上で献上の手続きに入った。七月五日、鈴木左治右衛門は土屋政直へ献上伺いの口上書を持参したものの、土屋から月番老中へ伺いを立てるよう指示があったため、阿部正喬（月番老中）に朝鮮鷹を献上したい旨とその詳細を記した口上書を渡した。阿部からは追って差図をするとの返答があり、鈴木はそのまま大久保屋敷を訪問した。ここでは、鈴木が大久保に対して、朝鮮鷹四居のうち一居が「殊外痛」んでいるため献上できるのは三居のみであることと献上手続きの状況を報告している。同月七日には、鷹匠から朝鮮鷹三居のうち一居が「病鷹」になったとの連絡が入り、これを原宅右衛門（江戸留守居）が阿部と大久保へ報告した。さらに、同日には阿部から呼び出しがあり、朝鮮鷹献上は同九日に大久保屋敷での受け渡しによって執り行うことを書付で命じられた。併せて、朝鮮鷹三居のうち一居は患っているため、快復すれば三居、快復しなければ二居でも構わない旨

も伝えられている。これらを受けた宗家は翌八日に阿部へ「御鷹献上之御内見目録」を提出し、病鷹を除いた二居を献上する旨を伝えた。そして、献上当日の七月九日五時に原は鷹匠二人とともに大久保屋敷を訪問し、献上目録と朝鮮鷹二居を受け渡した。この時、幕府鷹役人が立ち会い、献上鷹に異常が無いことを確認している。同日には阿部から宗家へ使者が派遣され、返礼奉書が渡された。⁶⁰さらに、献上されなかった病鷹一居についても後日に快復の様子がみられたため、阿部に相談した上で同月一日に大久保屋敷で受け渡し、同日に阿部から返礼奉書が発給されている。⁶¹

献上までの過程に注目すると、最初は宗家と深いつながりを持つ朝鮮御用老中の土屋から内々の相談があり、その後は月番老中の阿部が形式的に関わりながらも献上にかかる具体的な指示は鷹掛若年寄の大久保が出した。また、宗家は土屋に献上伺いを提出しようとするも、月番老中に提出するように指示を受けており、その後は朝鮮鷹献上に対する土屋の関与はみられなくなる。つまり、朝鮮鷹献上は幕府の鷹狩再興に際して「朝鮮御用」とみなされたが、後には他大名による定例的な鷹献上と同様の手続きをもって献上が遂行されたといえる。⁶²

2 享保三年における朝鮮鷹献上

前項でみたとおり、享保二年に宗家は朝鮮鷹献上の再開を成し遂げたが、それと同時進行で次の献上準備にとりかかっていた。享保

可被献候、此度ハ追々不及被差下、溜置候而二・三度程ニ於御
当地可被差上候、

大久保からの指示は、①「朝鮮黄鷹」献上は、毎年一〇居余り、
少なくとも五〜六居を献上するように、②今年は追々江戸へ差し下
すことはせずに溜めておいて、二〜三回に分けて江戸に差し上げる
ように、の二点であった。この時、大久保から献上対象として「黄
鷹」若鷹を指定されていることをまずはおさえておきたい。なお、
翌日、鈴木は土屋へ大久保からの書付写を届け、朝鮮鷹の調達状況
を報告した。

ところで、宗家は大久保からの指示に先だつて朝鮮鷹の輸送を開
始している。天和期以前とは異なり大坂には朝鮮鷹を受け取る近江
鷹師衆が配置されておらず、再開後初めての献上ということもあ
り、同年の朝鮮鷹献上は江戸で実施されることとなった。享保二年
四月二一日には、対馬府中で待機していた朝鮮鷹六居が出船し、五
月二六日には大坂に到着した。この間、船中で六居の鷹すべてが痛
み、河口で一居が死んだため、大坂に到着したのは五居であった。
また、長期間の船旅によって目を患った鷹もいたため、大坂で一〇
日程休んで江戸へ出発した。江戸に到着したのは六月二六日で、こ
の時、鷹の数は四居になっていた。つまり、倭館出発時には七居だつ
た鷹は移動中に次々と死に、江戸に到着する頃には四居まで減つて
いた。この鷹の死からは、倭館から江戸までの長期間におよぶ輸送
が鷹にとって大きな負担であったことが分かる。さらに、春から夏

表1 朝鮮鷹の輸送過程（享保2～4年）

輸送群	1	2	3	4
倭館	享保2年 2月5～11日：鷹6居が入来 2月14日：病鷹1居を返却 2月18日：鷹5居が対馬へ出発 2月23～晦日：鷹2居が入来 3月8日：鷹2居が対馬へ出発	享保2年 10月晦日：鷹19居が対馬へ出発	享保3年 2月8日：鷹16居が対馬へ出発 4月2日：鷹18居が対馬へ出発 4月28日：対馬へ出発予定の鷹19居のうち1居が死に、18居を連れて出発する	享保3年 10月20日：求請鷹11居が入来し、鷹師吟味の上で3居を受け取る 享保4年 正月16日：鷹15居が対馬へ出発 2月28日：鷹15居が対馬へ出発
対馬	享保2年 3月11日：鷹2居が府中に到着 3月13日：鷹5居が鶏知浦へ到着、陸路で府中へ 4月2日：鷹1居が死ぬ 4月21日：鷹6居が府中を出発	11月12日：鷹19居が府中に到着 12月7日：鷹10居が府中を出発 享保3年 正月26日：鷹9居が府中を出発	2月15日：鷹16居が府中に到着 4月11日：鷹18居が府中に到着 4月22日：鷹11居が府中を出発 5月7日：鷹18居が府中に到着 9月5日：藩主宗義方の死去に伴い、久田御茶屋跡へ鷹18居を放鳥	享保4年 (輸送中に2居が死ぬ) 正月27日：鷹13居が府中に到着 2月4日：鷹1居が死ぬ 3月9日：鷹15居が府中に到着 3月22日：鷹15居が府中を出発
大坂	享保2年 (輸送中に鷹1居が死ぬ) 5月26日：鷹5居が大坂に到着	享保3年 正月3日：鷹10居が大坂に到着 2月4日：幕府鷹役人が大坂で鷹10居を受け取る。 2月23日：鷹9居が大坂に到着	(5月28日：輸送中に鷹1居が死ぬ) 6月3日：鷹10居が大坂に到着 6月15日：鷹2居を浅野光晟に売却 10月12日：鷹1居が死ぬ 12月8日：鷹1居を西尾忠尚に進上 12月12日：鷹1居を浅野光晟に進上 12月24日：鷹1居を池田継政に進上 12月27日：鷹1居が死ぬ 享保4年 正月29日：鷹1居が死ぬ 正月29日：鷹1居を松平頼豊に進上	(献上の経過は不明)
江戸	享保2年 6月26日：鷹4居が江戸に到着 7月9日：大久保常春屋敷にて鷹2居を受け渡す 7月11日：献上を見送っていた鷹1居を大久保屋敷にて受け渡す	享保3年 2月19日：鷹10居が幕府鷹役人とともに江戸に到着 4月1日：鷹9居が江戸に到着 4月3日：鷹9居を幕府鷹匠頭へ受け渡す	(幕府への献上は無し)	(献上の経過は不明) 享保4年 5月24日：鷹10居の献上に対する返礼奉書を受け取る

(出典) 前掲「御鷹記録 壹番」、前掲「御鷹記録 貳番」、国会宗家文書108・110・111・112・113・114・115・116、「御在府毎日記」(対歴宗家文書・日記類Aa-1-138)、東大宗家文書1-154・1-158をもとに作成。

鷹場が設置されたことを報告した上で、朝鮮鷹の献上が近日命じられる見込みであり、朝鮮では鷹調達の道筋が途絶しているため、早急に倭館と相談をするように指示をしている。これを受けた杉村は吉田兵左衛門（倭館館守）に対して、江戸からの八月一三日付書状の内容を伝達し、朝鮮鷹の調達方法を指示している。

同年九月一三日には平田直右衛門が朝鮮御用老中の土屋政直に呼び出され、吉宗が朝鮮黄鷹（若鷹）一居を所望しており、これを入手できないかと「内所」による「御尋」を受けた。朝鮮御用老中とは、宗家が担う朝鮮通交Ⅱ「朝鮮御用」を掌る老中のことである。⁵³この時、幕府は朝鮮鷹献上を朝鮮御用とみなしたため、土屋を通して「御尋」をしたのであろう。これに対して、直右衛門は三〇年中絶しているため調達方法が不明だが、それさえ確立すれば可能であると返答した。

ただし、前述のとおり、宗家はこの「御尋」を受ける前から朝鮮鷹の調達方法を模索していた。江戸から指示された当初の方法は、倭館の役人や町人を通して近郷の地頭が飼育している朝鮮鷹を購入入できるような内諾を得ておき、幕府からの指示が出てから購入するというものであった。しかし、その後は地頭からの購入では延引する可能性があるため、東萊府を通じた正規の方法を用いて朝鮮鷹を調達するように方針が変更されている。倭館で記録された毎日記によると、⁵⁴十一月一日には既に朝鮮鷹の調達を東萊府に願い出ており、同月一五日には都（漢陽）へ注進されることが倭館に伝えら

れた。一二月には都で許可が下りていることを『李朝実録』から確認でき、⁵⁵一二月二三日には都からの返答が東萊府を通して倭館へ返ってきている。都からの回答を待つ間、対馬と倭館では鷹匠・餌打の倭館派遣や鷹部屋の建設といった朝鮮鷹輸入の準備が進められた。

享保二年二月五日には「御調鷹」三居が倭館に運びこまれたことが鷹匠から報告されており、⁵⁶その後次々に鷹が倭館へ運びこまれ、二回に分けて対馬へ輸送された。鷹の輸送には鷹匠と餌打が一人ずつ同行し、対馬鰐浦までは御米漕船、⁵⁷鰐浦から府中までは村船を使用した。⁵⁸先に出発した船が長州に漂流するといったアクシデントがあったものの、三月一三日には対馬鶏知浦に到着し、陸路で府中へ運ばれた。先に到着していた後発の二居を加えると、合計七居の朝鮮鷹が府中に輸送されたことになる。

一方、江戸では享保二年三月一三日に月番老中阿部正喬から呼び出しがあり、「鷹之儀」について大久保常春から「御尋」があるため大久保屋敷を訪問するよう指示があった。⁵⁹宗家留守居がそのまま大久保屋敷へ向かうと、大久保家人から朝鮮鷹献上の先例を尋ねられた。これに対して、宗家は回答の口上書を大久保へ提出している。そして、四月二一日には大久保家人から鈴木左次右衛門（江戸留守居）へ書付一通が渡された。

口上之覚

朝鮮黄鷹献上之儀毎々打留候年者十居余、少く候とも五・六居

三月一日の晩、月番老中阿部正武から呼び出しがあり、宗家に対して朝鮮鷹の「献上無用」が告げられた。前項で述べたように、朝鮮鷹献上は江戸と大坂の二か所で実施されたが、そのいずれもが「無用」とされた。献上停止の理由は「只今者御数奇不被遊候」とあるように、将軍徳川綱吉が鷹狩を好まなかったためである。綱吉は将軍に就任してから鷹狩を行わず、段階的に幕府の鷹狩制度を縮小した。⁴⁰それに伴って、各大名家からの鷹献上も段階的に停止された。天和三年には前述のとおり宗家、貞享元年（一六八四）には会津松平家、⁴¹貞享四年には松前家、⁴²元禄六年（一六九三）には全ての大名家に鷹献上の停止が命じられた。⁴³このような段階的な鷹献上の縮小過程において、宗家の朝鮮鷹献上停止は最初にあたる。⁴⁴

一方、朝鮮鷹献上の停止が伝えられた国元ではその後の対応に追われることとなった。前年に輸入した朝鮮鷹が国元に残っており、それらをそのまま飼い続けると鷹餌に莫大な費用がかかってしまう。そのため、宗家は朝鮮鷹の売却先を求めて鷹匠を博多へ派遣し、九州に鷹を望む者が多い場合は大坂で飼育していた分を九州に連れ下って売却するよう指示している。⁴⁵さらに、献上停止に伴って鷹関係役職が縮小された。同年五月二二日には居鷹匠六人、⁴⁶八月七日には餌打二人の扶持を召し上げた。⁴⁸いずれも倭館―大坂間または倭館―江戸間の鷹輸送に携わった役職であり、宗家当主の鷹狩を維持するためにも必要な存在だった。⁴⁹しかし、幕府への献上が停止されて以降、管見の限りでは宗家当主による鷹狩の実施を確認

できない。さらに、宗家は献上停止の翌年から朝鮮鷹の輸入をやめ、それまで輸入してきた朝鮮鷹の代替（「物替」）として木綿を申請するようになる。宗家の朝鮮鷹輸入は徳川将軍家への献上を第一の目的に実施されていたのであり、その停止とともに自身の鷹狩を維持する必要がなくなったのである。

二、徳川吉宗の将軍就任と朝鮮鷹献上の再開

1 朝鮮鷹献上再開までの経緯

本章では、宗家が朝鮮鷹の献上を再開するまでの経緯とその後の動向を明らかにする。⁵⁰まず、献上再開までの経緯を整理したい。

宗家が朝鮮鷹献上を再開するのは八代将軍徳川吉宗の時代である。吉宗が将軍宣下を受けたのは享保元年八月一三日のことであるが、幕府は七月二二日に若年寄の大久保常春を鷹掛に任命する⁵¹など、将軍就任以前から鷹狩再開の準備を進めた。一方、江戸では幕府による鷹狩再開の噂が広まっており、それを耳にした各大名家が鷹献上再開の機会を窺っていた。例えば、弘前津軽家は六月に鷹の確保を国元に命じるなど、自発的に献上の準備を進めている。⁵²宗家の場合も津軽家と同じように自発的に献上準備を開始した。

平田直右衛門（江戸家老）が杉村采女・杉村三郎左衛門（国元家老）に宛てて送った七月晦日付の書状では、幕府による鷹匠の家系調査があったことを知らせ、朝鮮鷹の献上を以前のように再開できるかを確認している。さらに、同じく八月一三日付の書状では、江戸に

世前期における朝鮮鷹献上を輸入から献上までの流れに沿って要
点のみを整理する。

まず、朝鮮鷹の輸入には求請という方法がとられた。そもそも、
対馬と朝鮮間で行われた貿易には、①公貿易、②私貿易、③進上・
回賜、の三種類があった。²⁸なかでも、求請は③に位置付けられる。
進上は宗家から朝鮮国王への献上で、それに対する朝鮮からの返礼
の品が回賜である。求請は宗家が要求した特定の品物を回賜の名目
で贈与されることを指す。この求請によって調達された朝鮮鷹が幕
府への献上品や諸大名への贈答品・商品に用いられた。

次に、朝鮮鷹の輸送と献上については、倭館で輸入された朝鮮鷹
を宗家の鷹匠が輸送し、江戸と大坂で献上するという方法がとられ
た。江戸での朝鮮鷹献上は宗家が自ら行う初鷹献上だった。例えば、
万治四年（一六六一）正月二三日、宗家は江戸にて「初鷹」二居すえを
松平信綱²⁹へ納め、翌日には信綱より返礼の奉書が届いている。³⁰本
来ならば江戸で貴重な初鷹を献上して終わりとなるが、朝鮮鷹需要
により大坂でも献上が行われた。大坂での献上は朝鮮鷹の受け取り
を「近江御鷹師衆」が担当したとされ、³²この「近江鷹匠衆」とは
近江国に居住した幕府鷹匠の比留家に比定される。³³幕府鷹匠に大
坂で受け渡された朝鮮鷹は、彼らの手で江戸まで運ばれた。このよ
うに、近世前期の朝鮮鷹献上は江戸と大坂で実施された。³⁴江戸で
の献上は宗家が主体的に実施したもので、ここで献上された朝鮮
鷹は将軍との主従関係を象徴的に示す初物だった。³⁵それに対して、

大坂での朝鮮鷹献上は輸送費用を宗家と幕府が折半するための措
置であり、宗家が自前で輸送することが難しい複数の朝鮮鷹を幕府
の用に依る形で受け渡したと考えられる。³⁶また、幕府への朝
鮮鷹献上が終わってからは諸大名への贈答・売却が行われた。これ
は大坂と江戸を拠点としたほか、下関や田代³⁷で諸大名家が朝鮮鷹
を求めた事例もある。

このように、朝鮮鷹の輸入から幕府への献上、その後の諸大名家
への贈答や売買は宗家にとって毎年の恒例となっていた。しかし、
五代将軍徳川綱吉による幕府の鷹制度縮小に伴い、定例化していた
宗家の朝鮮鷹献上は停止に追い込まれることとなる。

3 天和三年の朝鮮鷹献上停止

宗家が幕府への朝鮮鷹献上を停止したのは天和三年（一六八三）
である。同年の「御留守毎日記（江戸）」三月二日条には次のよう
に記される。³⁹

昨晚御月番阿部豊後守様参上仕候様二との義申来候付而、桃田
三左衛門祇候仕候処ニ御逢被成、御直ニ被 仰聞候者、対馬守
殿方毎歳朝鮮之鷹御献上被成候、只今者御数寄不被遊候間、向
後献上無用ニ被成候而可然由被仰候、三左衛門御返答申上候者、
毎歳御当地ニ而初御鷹二居、其外於大坂も献上仕候、両様共ニ
無用ニ仕候様ニと被 仰付候、此段御国江申遣候様ニと御意ニ
而奉畏之候旨御請申上、退出仕ル、

がどう影響を受けたのか、鷹献上にいたるまでの対幕交渉を検討するとともに、鷹献上に伴う宗家側の負担と国元の動向に注目することで前述の「鷹献上の二面性」を明らかにしたい。

主に分析する史料は対馬宗家文庫史料の「御鷹記録」である。「御鷹記録」は享保期の朝鮮鷹献上再開に伴って国元で作成されたもので、「老番¹⁶」と「忒番¹⁷」の二冊からなる。いずれも目録上は「宗家奥向関係」に分類され、表表紙には国元家老「平田隼人」の名が記される。内容は、「老番」は享保元年（一七一六）から同三年まで、「忒番」は同四年である。さらに、同史料に加え、江戸・対馬・倭館の三ヶ所で作成された毎日記を用いることで、¹⁸享保期における朝鮮鷹献上の動向をより具体的に明らかにしたい。¹⁹

一、近世前期における朝鮮鷹献上

1 朝鮮鷹献上の概要

まず、本論に入る前に用語の整理をしておきたい。本稿ではオオタカ、ハイタカ、ハヤブサといった種類にかかわらず、朝鮮半島産のオオタカ²⁰の総称として「朝鮮鷹」の語を用いる。ただし、本稿の中心となる享保期以降の朝鮮鷹については基本的にオオタカ (*Accipiter gentilis*) であり、なかでも朝鮮半島に棲息するチョウセンオオタカ (*Accipiter gentilis schvedowi*) だったと考えられる。²¹ 以上の用語整理に従いながら、朝鮮鷹の概要をまとめておく。

朝鮮鷹をめぐる歴史は古い。²² 高麗は後唐・元・明に対して朝鮮

鷹を献上し、李氏朝鮮も明への朝鮮鷹献上を継続させた。朝鮮鷹は中国からの強い需要があり、朝鮮国はその需要に応じるために鷹の捕獲体制を整備し、献上を継続させていたのである。²³

一方、日本では一六世紀前半に対馬へ輸入された朝鮮鷹が西国大名（大内氏・大友氏）などに贈られたことから、²⁴ 中世日本においても朝鮮鷹の需要が高まっていたことが分かる。その後の豊臣政権期には、豊臣秀吉に対して朝鮮鷹献上が行われたことを確認でき、朝鮮出兵時には朝鮮に渡海した大名からの朝鮮鷹献上も行われた。同時期には各地の鷹が秀吉の手に集められる体制が整えられ、朝鮮鷹もその中に位置付けられた。²⁵ そして、秀吉が築いた鷹の調達体制は徳川幕府に引き継がれ、対馬を介した朝鮮鷹の献上先も豊臣政権から徳川幕府へと次第に移り変わっていったのである。²⁶

2 近世前期の朝鮮鷹献上

次に、享保期の朝鮮鷹献上を分析する前提として、江戸時代前期までの朝鮮鷹献上について整理しておきたい。

寛永期（一六二四～一六四四）における宗家の朝鮮鷹献上については、泉澄一氏の研究がある。²⁷ 同氏が検討したのは寛永一一年（一六三四）と同一二年に限られたが、宗家から幕府への朝鮮鷹献上は近世前期を通してほぼ毎年実施されていた。もちろん、泉氏が検討した寛永期と朝鮮鷹献上が停止となる天和期（一六八一～一六八四）との間には変化があることも想定されるが、以下では近

【研究論文】

対馬宗家による朝鮮鷹の輸送と献上

―享保期の鷹狩再興と地域社会の視点から―

丸山 大輝

はじめに

鷹狩は鷹を用いて行う狩猟の一種である。日本では古代から近世にかけて権力と結びついた特権的な行為とされ、同時代の政治・社会・文化・環境などに大きな影響を与えていたことが明らかにされている。日本近世史では、幕府の鷹制度を中心に膨大な成果が蓄積され、近年では全国の大名を対象とした研究へと発展をみせている。² そのような鷹をめぐる研究の一つの論点に、大名家が幕府に対して行った鷹献上の問題がある。

大名家の鷹献上については長谷川成一氏³や岡崎寛徳氏⁴の成果をはじめ、近年では越坂裕太氏が鷹の種類による差異に着目しながら享保期（一七一六～一七三六）における鷹献上構造の再編を位置づけている。⁵ これらの研究では大名家と幕府との交渉を素材としながら鷹献上の持つ政治性が明らかにされている。一方で、鷹の供給元となる地域側の視点に立った研究もみられる。ここでは、鷹の捕獲体制や鷹の棲息環境をめぐる山論などを素材としながら、鷹献上に伴う地域側の負担の実態が明らかにされている。⁶ つまり、大名

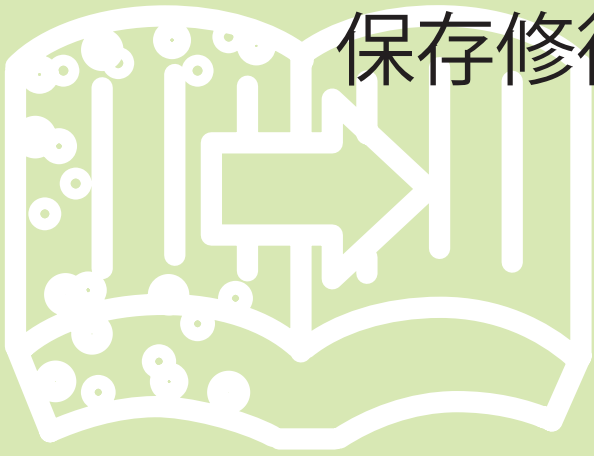
家による鷹献上は幕藩関係を維持するうえで重要な政治課題の一つであったが、それを遂行するためには鷹の供給元や地域住民への負荷を強いる側面があった。このような鷹献上の二面性をおさえた視点は、甲斐における柳沢家の巢鷹献上を検討した越坂氏の研究に見られるものの、⁷ 今後さらなる研究蓄積が求められる。

このような研究動向を前提としながら、本稿では対馬宗家（以下、宗家とする）が幕府へ献上した朝鮮鷹に注目する。朝鮮鷹に関する研究はもっぱら朝鮮史の分野で進められたが、⁸ 対外関係史の興隆とともに日本史研究の側からも分析が行われるようになった。その代表的なものに、中世対馬を介した朝鮮鷹贈答の存在を指摘した田中健夫氏をはじめ、⁹ 宗家による朝鮮鷹の献上と大名への贈答実態を明らかにした泉澄一氏、¹⁰ 日朝貿易における鷹の位置づけを述べた尾道博氏の研究がある。¹² 一方、近年進展を見せている鷹狩研究では朝鮮鷹の希少性が強調される。オオタカの産地が限定される日本国内において、宗家もたらす朝鮮鷹は貴重なオオタカの供給源だったことが指摘されている。¹³ たしかに、対馬を介して入手される朝鮮鷹は豊臣秀吉の鷹調達体制に組み込まれ、徳川幕府へと引き継がれた。¹⁴ しかし、享保期に鷹の献上体系が整理されたことで、鷹献上が定着しなかった大名家も存在した。¹⁵ この点をふまえると、幕府の鷹調達手段の一つとされた宗家の朝鮮鷹献上が江戸時代を通してそうであり続けたのかという点を再検討する必要がある。

そこで、本稿では享保期における鷹献上構造の再編に朝鮮鷹献上

||

保存修復



「維持管理行為」と「本格修理」の2本柱で、 重要文化財「対馬宗家関係資料」の修理に取り組んでいます。

維持管理行為

維持管理行為とは、クリーニング（ホコリ払い）、フラットニング（折れ・シワ伸ばし）、ブリッジ（繕い）を主とするメンテナンス行為の総称です。損傷度の低い史料を対象としており、平成21年（2009）度から実施しています。

原則として、国の指定文化財（国宝・重要文化財）は、選定保存技術を有し、国立博物館の修理室を利用できる団体が修理を行うこととなっています。しかし、対馬の地理的特性や、「対馬宗家関係資料」の膨大さが考慮され、現地・対馬での修理（維持管理行為）が文化庁（国）から認められています。国の指定文化財の維持管理行為が認められているのは、全国でも当センターだけです。

維持管理行為は文化庁、国宝修理装潢（そうこう）師連盟（平成28年〔2016〕度以降は修理工房 宰匠〔ざいしょう〕株式会社）の指導があつて初めて成り立つものであり、当センターでは年3回の現地研修でもってそれが担保されています。なお、表紙の修理、綴じなどの史料の審美（見た目）に関わるものや、大量の水を用いた修理行為は維持管理行為として認められておらず、現地研修の際に宰匠の技師による修理が行われます。

日記類（毎日記）1冊を修理するのに、当センター職員の作業と、宰匠技師の作業が必要であり、長いもので6ヶ月かかります。維持管理行為は、それほど忍耐力と集中力が必要な作業なのです。（「対馬宗家関係資料」については97ページもご参照下さい。）

古文書はもろくなっているため、開くだけでも損傷してしまうことがあります。当センターでは、そのような場合でも即対応することができるので、輸送コストや、輸送中の事故、断片や付箋の紛失などのリスクをなくすることができます。また、本来ならば国立博物館のバックヤードでしか見ることができない重要文化財の修理を間近で見学することができるという点も、他の施設にはない特色となっています。

修理前



修理後



クリーニング (ホコリ払い)



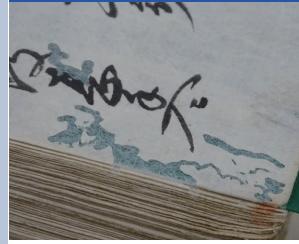
史料の表面や綴じ部分(ノド)に溜まったチリやホコリ、虫の死骸、糞などを柔らかい刷毛で取り除いていきます。刷毛では取れない場合には、文化財専用ミュージアムクリーナーを使います。

フラットニング (折れ・シワ伸ばし)



電気コテ(電気アイロン)と、コントローラーという温度を調節する道具を使用し、高温になりすぎないように注意しながら、折れやシワを一枚ずつ伸ばしていきます。

ブリッジ (繕い)



虫害によって生じた穴は、史料の更なる裂けや破れを生じさせる原因になります。ブリッジは、穴よりも一回りほど大きな和紙を使って繕っていく作業で、工程の中でも特に時間と根気が必要です。

現地研修の様子



作業箇所の確認、表紙の修理、綴じなどが行われます。また、作業を保留にしておいた部分についても指導を仰ぎます。修理の仕様については都度協議し、より完成度の高い修理を目指していきます。

修復室豆知識



修復室には色々な刷毛があります。糊を練ったり、塗ったり、ごみを払ったり、用途に合わせて使い分けています。一番よく使うクリーニング用の小さな刷毛は、数年の使用で、左の写真のようにすり減ってしまいます。



史料調査補助員
権藤さん

権藤さんに聞きました

「お仕事のカリヤを教えてください。」

対馬歴史民俗資料館時代に、一〇年間勤務をしていました。二〇二一年からは対馬歴史研究センターで修理の仕事にまた携わらせていただいています。

「修理をされていて、ふと感じることなどがあれば教えてください。」

ベテランの方ともよく話していたんですが、文書は患者修理は治療のようなもので、労わって治してあげる作業だと思っています。何が原因で傷んで、何が必要で、何が最善か、負担をかけるないように…と、人に触れるような気持ちで、毎日お仕事させていたいただいています。

「ありがとうございました。」

対馬宗家関係資料の本格修理

維持管理行為では対処できないほど損傷の激しい史料は、選定保存技術を有する国宝修理装潢(そうこう)師連盟加盟工房＝修理工房 宰匠(ざいしょう)株式会社に委託して修理を行っています。

当センターでは平成 27 年(2015)度から「対馬宗家関係資料」の本格修理を開始し、昨年度から第 2 期修理計画(2020～24 年度)へ移行しています。

なお、平成 29 年(2017)度から令和 4 年(2022)度までの 6 ヶ年間は、修理費用の一部を公益財団法人朝日新聞文化財団に助成いただいております。

令和 3 年度の本格修理では下記の資料を修理しました。

一紙物

- ・[辛卯御国書之写] (995-4-2)
- ・[国書之写] (995-5-2)
- ・[書契] 9 点 (997-2,997-3,997-7,997-9,997-10,997-11,997-14,997-15,1005-1-2)
- ・[遣東萊告交易書] (997-6-2)
- ・別幅 4 点 (997-8,997-12,997-13,997-21)
- ・[書契案] (997-19-2)
- ・[吹嘘] (1004-15)

絵図類

- ・[朝鮮通信使宿所絵図] (V-4)
- ・[信使旅館絵図] (V-53)
- ・御返簡渡并御暇之節絵図面 (V-70)
- ・[信使饗応棧原屋敷図] (V-72)

日記類

- ・御在江戸毎日記 (Ba-20)
- ・御在江戸中毎日記 (Ba-32)

記録類

- ・就田代御絵久留米御家老中并絵図役人書状贈答記録 卷式 (記録類 I -3-D-39-1)
- ・就田代御絵久留米御家老中并絵図役人書状贈答記録 卷三終 (記録類 I -3-D-39-2)
- ・就田代御絵図江戸御国御年寄中書状贈答記録 三 (記録類 I -3-D-40)
- ・境川争論二付田代御代官并陶山庄右衛門より対府家老中書状贈答控 (記録類 I -3-D-54)
- ・筑前・唐津御巡見之様子聞合之書付 (記録類 I -3-G-7)
- ・極上人参御伺始終之記録 (記録類 II -2-A ② -8)
- ・直丸様御部屋妊婦二付前渡覚書 (記録類 II -3-O-1)

※いずれも () は対馬宗家文庫史料の目録番号

対馬歴史研究センターでは、毎年修理の成果報告チラシを下記のとおり作成しております。

重要文化財

本事業は、文化庁国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業国庫補助金の交付を受けて実施されています。



対馬宗家関係資料を修理しました！

長崎県では、令和2年(2020)度から令和6年(2024)度までの5年間の修理を第2期修理事業と位置付け、様々なカテゴリの資料の修理を実施しています。本年度は、一紙物23点、絵図類4点、日記類2点、記録類7点、計36点の修理を実施しました。

今年度は、日朝間で交わされた公文書(書契) 23点を修理しました。

一紙物



令和3年度納品の様子



一紙物の修理は今年度が初めてです。高度な修理技術にご注目ください。

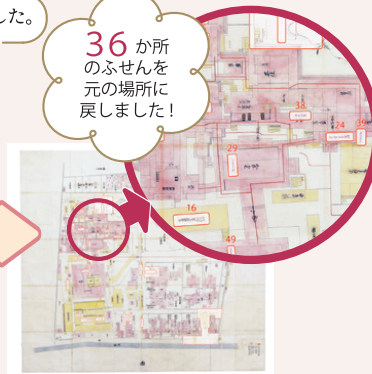
絵図類

絵図類の修理では、主に「ふせん」の位置を戻しました。

絵図の内容を一部変更したり修正するために貼られていたふせんが外れて、バラバラになっていました。



九州国立博物館 保存修復室での調査の様子



36か所のふせんに元の場所に戻しました！



文化庁の調査官の指導を仰ぎながら、様々な調査・分析を基に元の場所に戻しました。

その他

日記類や記録類も修理しました。



日記類



記録類

(縦じ紐を交換、旧ラベルの除去)



今まで虫害のため開くことができなかった毎日記が読めるようになりました。

対馬宗家文書 (各地に合計約12万点)

重要文化財
対馬宗家関係資料
(約5万点)

対馬宗家文庫史料
(対馬に約8万点)

このほか
韓国国史編纂委員会 ……約 28,000点
九州国立博物館 ……約 14,000点
東京大学史料編纂所 ……約 3,000点
国立国会図書館 ……約 1,600点
など

重要文化財「対馬宗家関係資料」

文書・記録類	46,527点
典籍類	3,338点
絵図・地図類	1,469点
書画・器物類	394点
印章類	218点
合計	51,946点

「対馬宗家関係資料」とは
「対馬宗家文庫史料」のうち五万点余りは平成二十四年(二〇一二年)同二十七年(二〇一五年)の二回に分けて国の重要文化財に指定されました。その指定件名が「対馬宗家関係資料」であり、左表の資料群によって構成されています。
日本の宝「日本国史」の宝である「対馬宗家文庫史料」は今も変わらずこの対馬の地で大切に守り伝えられています。

本修理事業費の一部は、公益財団法人朝日新聞文化財団から文化財保護助成をいただいで実施しています。

長崎県対馬歴史研究センター

〒817-0021 対馬市厳原町今屋敷 668-2 対馬博物館 2階
TEL 0920-52-3687 ©s40470@pref.nagasaki.lg.jp
FAX 0920-52-1816 https://tsushima-hrc.jp 令和4年3月作成

「高麗版一切経」の本格修理

宗教法人 多久頭魂（たくずだま）神社が所蔵する重要文化財「高麗版一切経」（長崎県対馬歴史研究センター寄託）も、宰匠による本格修理が行われています。修理は、文化庁・長崎県・対馬市の補助金、公益財団法人住友財団の文化財保護助成を受けて実施されています。（高麗版一切経のあらまし、修理計画については、右ページ成果報告チラシをご参照ください。）

また、本書 52 ページから 63 ページに、【研究論文】「重要文化財「高麗版一切経 附 大般若経」の修理における補修紙作製」を掲載しておりますので、併せてご覧ください。



文化庁も交えた修理監督の様子@九州国立博物館

多久頭魂神社とは

厳原町豆酸に所在する神社。対馬独特の信仰として知られる天道信仰の拠点であり、対馬六観音の一つである十一面観音像を祀っています。神社であるにもかかわらず仏像やお経が伝わるのは、元々同神社が（豆酸）観音堂を前身としているためです。現在同神社に伝来する梵鐘（国指定重要文化財）には、以前の梵鐘が寛弘5年（1008）に「酸豆御寺」のために製作されたことが記されています。

高麗版一切経の構造

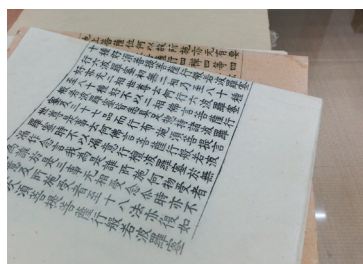
多久頭魂神社所蔵「高麗版一切経」は、大きな冊子の形をしています。一般的な、蛇腹に折られたお経とは姿形が異なり、その大きさは、何と1冊あたり縦40cm×横32cm。大きな一枚の紙を半分に折って、それを100枚以上積み上げて一冊をなしているのです。

これだけ厚みがあるので、その綴じ方も特殊です。一見すると、朝鮮半島の冊子によく見られる五つ目綴じですが、解体してみると、五つ目綴じの穴とは別の穴が5つ開けられ、そこに紙で作った釘（紙釘）を打ち込んで固定されていることが分かりました。紙釘と五つ目綴じの両方によって頑丈に綴じられていたのです。1枚ずつに解体して修理しなければならなかったことから、この紙釘も新たに作り直しました。

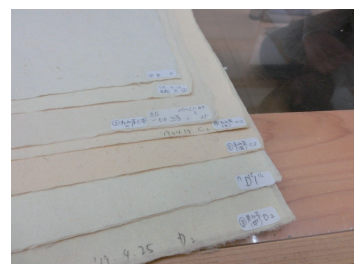
また、1冊のお経の中には様々な質の紙が使われていることが分かりました。修理に際しては、それらの紙を色味・繊維（素材）・厚みなどの項目によって分類し、512種類以上もの補修紙を作る（再現する）ところから始まりました。分類は1枚1枚、宰匠技師の目によってなされ、元々使われていた紙に限りなく近付けていきました。



使用されていた紙釘



一冊の中でも質の異なる紙



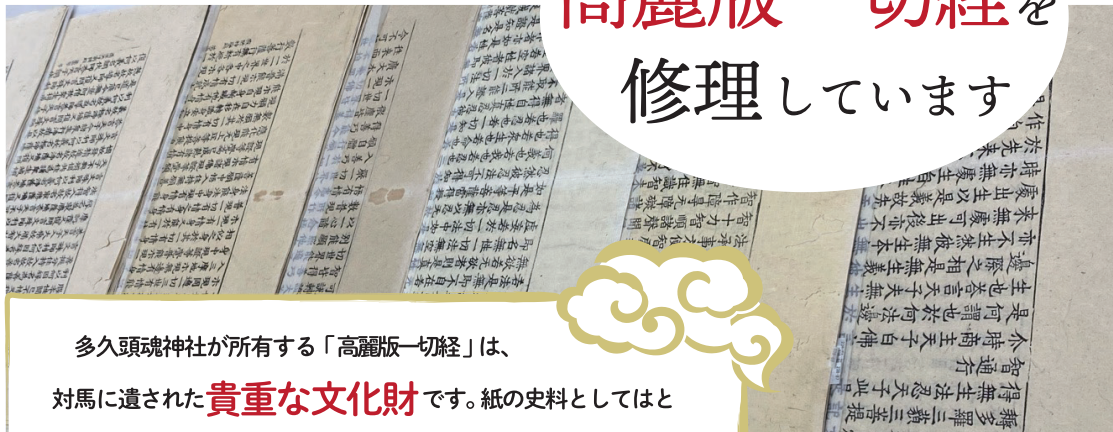
紙質によって再現された補修紙

対馬歴史研究センターでは、毎年修理の成果報告チラシを下記のとおり作成しております。

本事業は、文化庁国宝・重要文化財美術工芸品保存修理技術強化事業国庫補助金の交付を受けて実施されています。



多久頭魂神社所蔵重要文化財 **高麗版一切経**を修理しています



多久頭魂神社が所有する「高麗版一切経」は、対馬に遺された**貴重な文化財**です。紙の史料としてはとても古く、虫損や固着、水濡れによる染みなど**損傷が激しい**ので、平成30年(2018)から**大規模な修理計画**が立てられています。

修理には専門的な知識や技術が必要なため、同経典は、少しずつ九州国立博物館の保存修復室に送られ、3年で1サイクルとして修理されています。



搬出作業のようす

令和2年度(2020)には、1,021点のうち**149点の修理が完了**し、第1期分として返却されました。一連の流れは、対馬歴史研究センターのホームページでもご覧いただけます。



昨年度の修理成果報告チラシ

令和3年度(2021)からは第2期として**新たに149点を選出し**、5月に搬出作業を行いました。本年度は第2期の一年目ということで、令和3年(2021)10月および令和4年(2022)2月に、**修理方針を協議**しました。



修理監督のようす

高麗版一切経とは



実際の大さき(約40cm×32cm)



多久頭魂神社本殿



豆蔵(多久頭魂神社)

対馬市厳原町豆蔵にある多久頭魂神社所有の「高麗版一切経」は朝鮮半島で刷られたお経の集大成です。十五世紀に対馬へもたらされたことが推測されており、以後六〇〇年近くもの長い年月、ここ豆蔵の地で保管され続けてきました。認められ、平成十九年(二〇一七)に国の重要文化財に指定されました。

本修理事業費の一部は、**公益財団法人住友財団**から文化財維持・修復事業助成をいただいで実施しています。

【連絡先】

宗教法人 多久頭魂神社
〒817-0154
長崎県対馬市厳原町豆蔵 1250

長崎県対馬歴史研究センター

〒817-0021 対馬市厳原町今屋敷 668-2 対馬博物館 2階
TEL 0920-52-3687 ④ s40470@pref.nagasaki.lg.jp
FAX 0920-52-1816 ④ https://tsushima-hrc.jp 令和4年3月作成

III

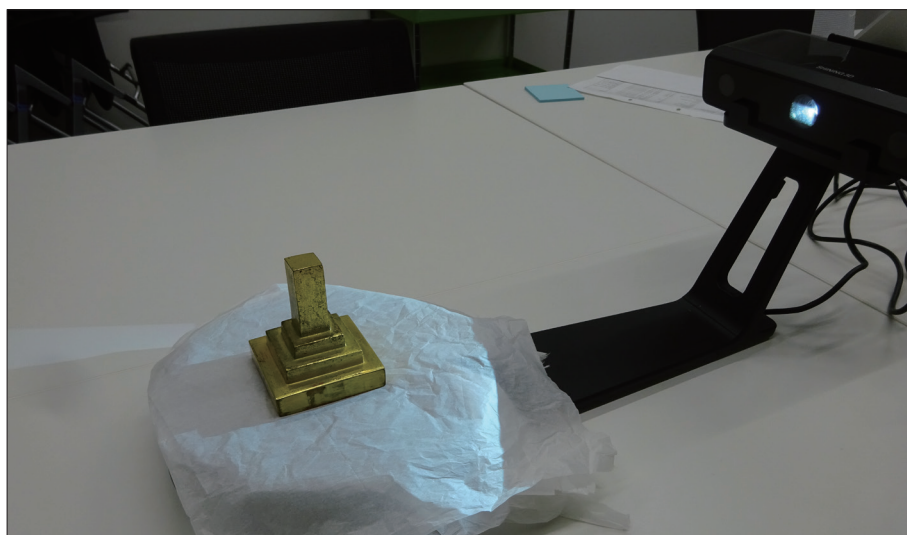
国内外の研究 機関との連携



国内外の研究機関との連携

研究センターでは令和元年度から、東京大学史料編纂所との共同研究を進めています。令和3年度はデータベースに搭載するために下記資料の3D撮影を実施しました。

名称	品質形状	員数	時代	備考	目録番号
「義章」印	真鍮製、朱文単郭方印	1顆	朝鮮時代後期(19世紀)	912g	印章類 69-5-1
図書「義章」円筒形容器	真鍮製	1合	朝鮮時代後期(19世紀)	744g、毛氈1枚(底敷き)	印章類 69-5-1
「義和」印	真鍮製、朱文単郭方印	1顆	朝鮮時代後期(19世紀)	印重量 926g、図書印	印章類 76-1
図書「義和」円筒形容器	真鍮製	1合	朝鮮時代後期(19世紀)	1112g、毛氈1枚(底敷き)	印章類 76-1
桐紋釘隠(大)	銅打出鍍金	1点	江戸時代	—	器物 93-1-1
図書「義和」皮製押さえ	皮製	1個	朝鮮時代後期(19世紀)	—	印章類 76-1
亀卜	骨製	1個	江戸時代	—	歴史資料・その他購 22
「義質花押」印	木製	1顆	江戸時代	—	印章類 77-20-35
白磁盃	染付で亀と「七十翁/義和賀」を描く	1口	近代	—	陶磁器 103-12
「義蕃花押」印	木製	1顆	江戸時代	—	印章類 77-20-20
「義質」印	石製、朱文複郭円印	1顆	江戸時代	—	印章類 77-2-2
「嚴原縣廳」印	木製、朱文単郭方印	1顆	—	—	印章類 77-19-32
「對馬文庫」印	木製、朱文単郭方印	1顆	—	—	印章類 77-19-32



「義和」印の3D撮影の様子

また、九州国立博物館写場にて、今年度本格修理をした絵図類4点を高精細画像として撮影しました。



九州国立博物館での高精細画像撮影の様子

IV



情報発信

対馬博物館開館イベント

令和4年4月に開館する対馬博物館の開館を記念し、シンポジウムとワークショップを開催します。

予告

対馬博物館 開館記念 シンポジウム

2022年

4月30日 土

対馬市交流センター2階 イベントホール

午前の部

基調講演

(9:30 開場) 10:00-12:20



基調講演①

「宗家文書との出会い
—56年間の歴史探訪—」

慶應義塾大学名誉教授・日本学士院会員

田代 和生



基調講演②(オンライン)

「対馬宗家文書との出会い」

韓国翰林大学国際問題研究所研究教授

李 薫

午後の部

パネルディスカッション

(13:00 開場) 13:30-15:30

テーマ「対馬宗家文書の可能性」

コーディネーター

■九州大学 名誉教授

佐伯 弘次

パネリスト

■文化庁文化財第一課 主任文化財調査官

地主 智彦

■修理工房宰匠株式会社 代表取締役

藤井 良昭

■東京大学史料編纂所 准教授

須田 牧子

■国立歴史民俗博物館 准教授

荒木 和憲

※敬称略。内容は一部変更の可能性があります。

予告

親子

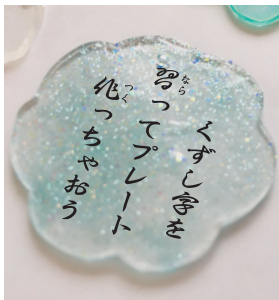
博物館開館記念イベント

宗家文書 ワークショップ

5/3・4 5/14・15

「そうけもんじょ」
ってなへんだ?!

ワークショップ①



「くずし字」ってなあに? 自分でも読めるの? 書けるの? 対馬歴史研究センターの人に習って、プラ板で自分だけのかわいいくずし字プレート(キーホルダー)を作ろう!

ワークショップ②



対馬歴史研究センターで行っている、文化財の修理を体験してみよう! 古文書のレプリカを使って、しわをのぼしたり、ごみを取ったりするよ。紐でとじる練習もやってみよう!

ワークショップ③



対馬歴史研究センターが収蔵する「朝鮮国信使絵巻(文化度)」のイラストを使って、あなただけのおしゃれなオリジナルTシャツを作ろう! 通信使についても学べるよ!

対馬市内にお住まいの小中学生が対象です。

※写真はイメージです。

出前講座

令和3年度は対馬市内の学校に出向く出前授業を計3回実施しました。

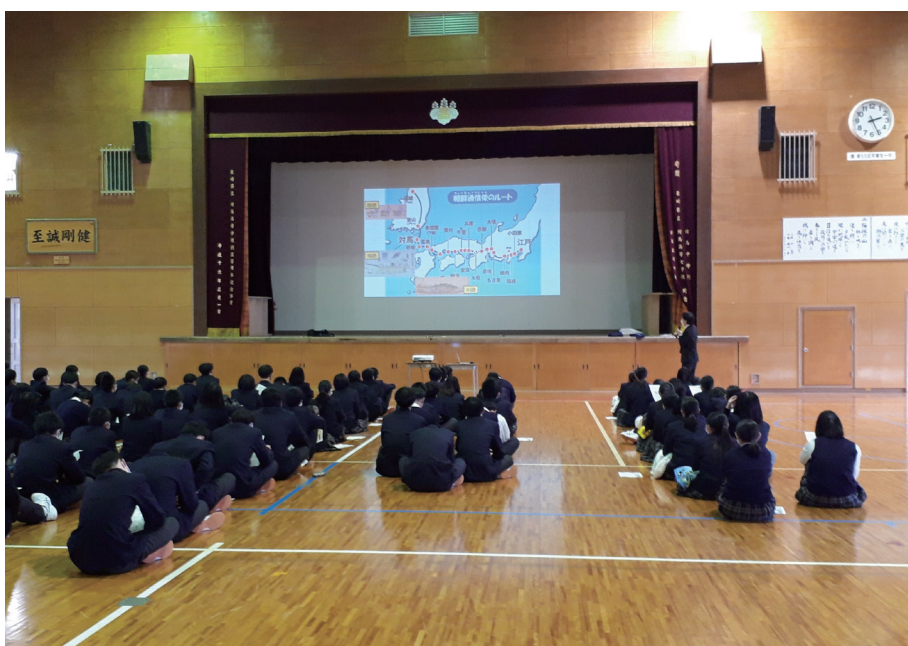
令和3年10月19日（火） 乙宮小学校 「朝鮮通信使と対馬の歴史」

令和3年11月5日（金） 豊玉高等学校 「朝鮮通信使と行列絵巻」

令和3年12月15日（水） 対馬高等学校 「朝鮮通信使と行列絵巻」



豊玉高校 (2021.11.8)



対馬高校 (2021.12.15)

校外学習の受け入れ

昨年度に引き続き、修学旅行等で博物館を訪れた子どもたちの見学を受け入れました。また、巖原中学校と虹の原特別支援学校対馬分教室の校外学習では、学校からの希望があったテーマについて講座を実施しました。

- 令和3年6月11日（金） 豊玉小学校修学旅行
- 令和3年10月20日（水） 豊小学校修学旅行
- 令和3年10月26日（火） 乙宮小学校社会科見学
- 令和3年11月8日（月） 巖原中学校校外学習 「江戸時代の鳥獣害問題と陶山訥庵」
- 令和4年1月14日（金） 虹の原特別支援学校対馬分教室校外学習 「朝鮮通信使と行列絵巻」



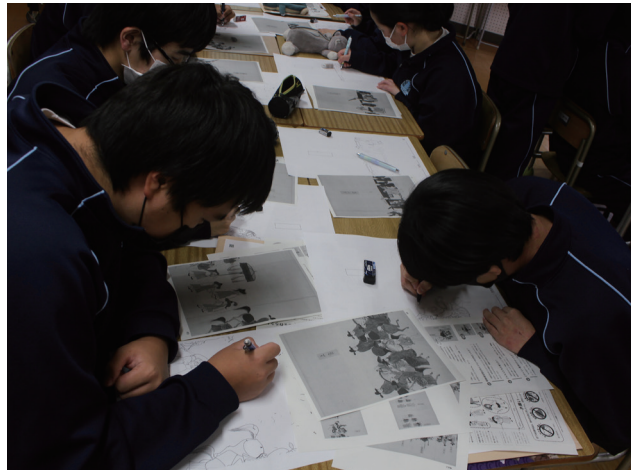
乙宮小学校 (2021.10.26)



巖原中学校 (2021.11.8)

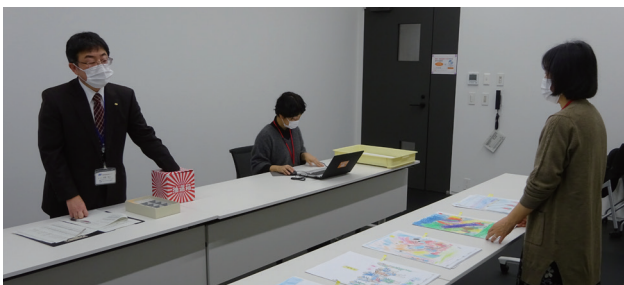
対馬版 朝鮮国信使絵巻を作っています

対馬博物館開館記念として、対馬の子どもたちが描いた「対馬版」朝鮮通信使絵巻を作るプロジェクトが進行しています。「朝鮮国信使絵巻（文化度）」を線画にしたものを80枚にカットし、小学生以下の子どもたちにはその線画に塗り絵をしてもらい、中学生以上の子どもたちには自分なりの朝鮮通信使を描いてもらいました。多数のご応募をいただき、全部で1140枚の作品が集まりました。



対馬高校・豊玉高校での絵巻作りワークショップの様子

研究センターで抽選を行い、小学生以下の塗り絵作品 80 枚、中学生以上の模写作品 80 枚を選出しました。



対馬歴史研究センターでの抽選会の様子 (2022.2.10)

選ばれた作品を和紙に転写し、修理工房宰匠株式会社の技術者により、絵巻に仕立てます。出来上がった「対馬版」朝鮮国信使絵巻は、研究センターで大切に保管され、今後は企画展などで展示していく予定です。また、選ばれなかった作品も、原画展などでの展示を予定しています。

取材協力

当センターでは、対馬の歴史や所蔵資料に関する各種メディアへの取材協力及び所蔵資料を刊行物等に掲載するにあたっての依頼に協力しています。本年度は以下のとおりです。

種別	申請者	資料名	番組名・書籍名
掲載	実教出版株式会社	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」（宗家文庫）	
放映	上対馬振興部上県行政サービスセンター 吉原知子	「日々記」（宗家文庫）	
掲載	株式会社アーテファクトリー	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」（宗家文庫）	
掲載	株式会社山川出版社	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」（宗家文庫）	
掲載	株式会社悠工房	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」（宗家文庫）	
掲載	株式会社アフロ	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」（宗家文庫）	
掲載	株式会社アフロ	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」（宗家文庫）	
掲載	NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会 松原一征	「朝鮮国信使絵巻（上・下巻）」（宗家文庫） 「朝鮮国信使絵巻（文化度）」（宗家文庫） 「七五三盛付織出順之絵図」（宗家文庫）	『朝鮮通信使ジャーナル 2021 夏号』（釜山文化財団発行）
放映	株式会社クリエイティブ・ジョーズ	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」（宗家文庫）	NHK 大阪「ちやうんちやう？」
掲載	株式会社フォト・オリジナル	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」（宗家文庫）	
掲載	実教出版株式会社	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」（宗家文庫）	
掲載	対馬市教育委員会	「御詠物控」（宗家文庫）	『広報つしま 9月号 対馬歴史人物伝』
その他	対馬市長 比田勝尚喜	「朝鮮国信使絵巻（上・下巻）」（宗家文庫） 「朝鮮国信使絵巻（文化度）」（宗家文庫） 「七五三盛付織出順之絵図」（宗家文庫）	朝鮮通信使歴史館での展示
その他	公益財団法人 蘭島文化振興財団	「元禄対馬国絵図」（宗家文庫）	松濤園所蔵品展Ⅱ「海上バレード！朝鮮通信使と海」での展示
掲載	株式会社かみゆ	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」（宗家文庫）	『だからわかる鎌倉時代』
掲載	対馬市教育委員会	「大順院公御実録取立」（宗家文庫）	『広報つしま 11月号 対馬歴史人物伝』
放映	九州大学人文科学研究院 岩崎義則	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」（宗家文庫）	長崎県県政150周年記念シンポジウム基調講演
掲載	サイバー・ネット・コミュニケーションズ株式会社	「朝鮮国信使絵巻（上・下巻）」（宗家文庫）	
掲載	株式会社学び舎	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」（宗家文庫）	安井俊夫他編『ともに学ぶ人間の歴史』
掲載	時蔵株式会社	「朝鮮国信使絵巻（上・下巻）」（宗家文庫）	
掲載	対馬ロータリークラブ	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」（宗家文庫）	対馬ロータリークラブ40周年記念誌
掲載	株式会社学研プラス	「朝鮮国信使絵巻（上・下巻）」（宗家文庫）	
掲載	株式会社かみゆ	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」（宗家文庫）	『世界史の強い国』
掲載	株式会社大月書店	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」（宗家文庫）	
その他	国立歴史民俗博物館 荒木和憲	「諸船長サ方深サ書附」（宗家文庫） 「御手荷船拾参反帆 春日丸」（宗家文庫） 「飛船小早三拾式挺立積七端帆」（宗家文庫）	国立歴史民俗博物館企画展示「中世武士団一地域に生きた武家の領主一」 ※図録にも使用
掲載	対馬市文化交流課	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」（宗家文庫）	
掲載	東京書籍株式会社	「草梁倭館図」（宗家文庫）	
掲載	株式会社ミネルヴァ書房	長崎県立対馬歴史民俗資料館時代の収蔵庫写真	福田千鶴・藤實久美子編『近世日記の世界』
放映	NHK 大阪拠点放送局	「毎日記」（宗家文庫） 「館守条書」（宗家文庫） 「元禄対馬国絵図」（宗家文庫）	NHK 大阪「歴史探偵～本当に鎖国だったのか！？」
掲載	株式会社学研プラス	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」（宗家文庫）	
掲載	法政大学能楽研究所 宮本圭造	「奉公帳」（宗家文庫）	法政大学能楽研究所『近世諸藩能役者由緒書集成（下）』
掲載	松田孝一	「事林広記」（宗家文庫）	『Persian World Histories Reconsidered』
掲載	対馬博物館	「宗義和図書」（宗家文庫） 「朝鮮国信使絵巻（上・下巻）」（宗家文庫） 「鴛鴦図」（宗家文庫） 「以前庵輪番記」（宗家文庫）ほか	『対馬博物館開館記念図録』 『対馬博物館開館記念特別展図録』
掲載	株式会社童夢	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」（宗家文庫）	『江戸時代大百科』第5巻（ポプラ社）
その他	公益財団法人 蘭島文化振興財団	「寛永十二乙亥年三月十一日於御前義成様ト豊前対決之御座配」（宗家文庫）	令和3年度松濤園所蔵品展V「柳川一件と馬上才」
掲載	株式会社ふくろう出版	「朝鮮国信使絵巻」（宗家文庫）	『友好交流を求めて 大和塾を探す旅』
掲載	首藤佳佑	宗家文庫史料（翻刻にて掲載）	『文学部の新しい波』（千葉大学）
掲載	対馬博物館	「対馬国絵図」（宗家文庫） 「朝鮮国信使絵巻（文化度）」（宗家文庫） 「海豹図」（宗家文庫） 「皮古三甫羅宣略將軍虎賁副護軍告身」（早田家文書）	『対馬博物館開館記念図録』 『対馬博物館開館記念特別展図録』
その他	吉川潤	宗家文庫史料（講義での使用）	
掲載	対馬市教育委員会	「清水山城図・金城図」（宗家文庫） 「金城図」（宗家文庫） 「朝鮮国信使絵巻（文化度）」（宗家文庫）	
掲載	株式会社学研プラス	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」（宗家文庫）	
その他	対馬博物館	「規伯玄方像」（西山寺関係資料） 「老中連署奉書」（西山寺関係資料） 「訳官記」（西山寺関係資料） 「古以前庵絵図」（宗家文庫）	開館記念特別展「対馬の外交Ⅰ 以前庵一京都兩足院秘蔵資料にみるその役割一」 ※図録でも使用
掲載	対馬博物館	「青磁牡丹唐草文花瓶」（多久頭魂神社資料） 「青磁透彫龍文墩」（8多久頭魂神社資料） 「高麗版大般若経」（長松寺資料）	『対馬博物館開館記念図録』

寄贈・購入図書 (2021.3.1 ~ 2022.3.31)

◆刊本

現代語訳 胡砂吹く風 (前編)	NPO 法人 対馬郷宿 (半井桃水館)
現代語訳 胡砂吹く風 (後編)	NPO 法人 対馬郷宿 (半井桃水館)
越後文書宝翰集 色部氏文書IV	新潟県立歴史博物館
人の一生 安曇野に生きる	安曇野市教育委員会 安曇野市豊科郷土博物館
租税史料叢書第十巻 『税務執行関係史料Ⅱ ~昭和戦前編~』	税務大学校税務情報センター 租税史料室
分類紀事大綱Ⅴ 一対馬島宗家文書資料集 6 一	國史編纂委員会
小倉城と城下町	北九州市立自然史・歴史博物館 杉本雅子
朝倉市の文化財ガイドブック	朝倉市教育委員会
空の神様けむいのでーラスト・プリンセス徳恵翁主の真実	株式会社 影書房
楽 らく 021年vol.53 特集対馬ー源流と人	株式会社イースワークス
月刊歴史街道ー日本と朝鮮半島の2000年史	後藤淳一 株式会社 PHP 研究所
戦後大衆文化史の軌跡ー緒形拳とその時代	公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
日本の社会史第1巻 列島内外の交通と国家	株式会社若波書店
キーパーソンと時代の流れでー氣にわかる 鎌倉・室町時代	朝日新聞出版
華夷変態の東アジアー近世日本・朝鮮・中国三国関係史の研究	程永超
近世日朝交流史料叢書Ⅱ 方長老上京日史飲氷行記	ゆまに書房
分類紀事大綱Ⅰ 一対馬島宗家文書資料集 1 一	國史編纂委員会
分類紀事大綱Ⅱ 一対馬島宗家文書資料集 2 一	國史編纂委員会
分類紀事大綱Ⅲ 一対馬島宗家文書資料集 3 一	國史編纂委員会
分類紀事大綱Ⅳ 一対馬島宗家文書資料集 4 一	國史編纂委員会
分類紀事大綱Ⅴ 一対馬島宗家文書資料集 5 一	國史編纂委員会

◆報告書

鷹・鷹場・環境 NEWS 総集号	九州大学基幹教育院
公家町遺跡発掘調査報告書ー同志社幼稚園移転新築工事の伴う発掘調査ー	同志社大学歴史資料館
旅と恋愛	ちくごアートフォーム計画実行委員会
守れ!文化財ーモノとヒトに光を灯すー 2020年度事業報告書	「守れ!文化財ーモノとヒトに光を灯すー」事業実行委員会
鹿児島国際大学ミュージアム調査研究報告 第18集	鹿児島国際大学国際文化学部博物館実習施設・鹿児島国際大学ミュージアム
高知に関する研究・文献目録 (歴史・考古・民俗)	高知県立高知城歴史博物館
中世日本 東アジア交流史関係史料集成 (稿) 記録編	荒木 和憲 (研究者代表)
中世日本 東アジア交流史関係史料集成 (稿) 文書編	荒木 和憲 (研究者代表)
中世日本 東アジア交流史関係史料集成 (稿) 典籍編・銘文編	荒木 和憲 (研究者代表)
大野城市の戦争と暮らし	大野城市教育委員会
慶長・元和期の豊田「公儀」変質過程の研究ー豊田秀頼発給文書の分析ー	福田千鶴
史跡金石城跡及び名勝旧金城庭園 保存活用計画	対馬市教育委員会
史跡原城跡 保存活用計画	南島原市
沖代桑里の調査 本編	大分県立歴史博物館
九州国立博物館 文化財修理報告 平成21ー22年度	九州国立博物館
竹紙の現在と文化財修理	一般社団法人 国宝修理装飾師連盟
明朝中国関係文書の比較研究ー台湾所在史料を中心にー	東京大学史料編纂所一般共同研究

◆目録

広島県家関係資料目録	広島県教育委員会
令和2年度 古文書資料目録 26	福岡市総合図書館文学・文書課
旧御笠郡乙金村 高原 (康) 家文書概要調査報告書	大野城市教育委員会
横浜市歴史博物館資料目録 第29集	(公財) 横浜市ふるさと歴史財団
横浜市歴史博物館調査研究報告 VOL.17 横浜市港南区戸戸 笠原市郎氏旧蔵 笠原靖幸氏所蔵資料目録	(公財) 横浜ふるさと歴史財団

◆図録

洋画家・書家・コレクター 中村不折ー伊那谷から世界へ	長野県立歴史館
ないじえる芸術共創ラボ展時の束を抜くー古典籍から生まれるアートと翻訳ー展示会開設図録	国文学研究資料館
東アジアを駆け抜けた身体ースポーツの近代ー	国立歴史民俗博物館
特別展「復興を支える地域の文化ー3・11から10年」	国立民族学博物館
「動乱の世から太平の世へー戦国を乗り越えた人々の暮らしー」展示図録	公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター
伝えられた「日本」地図にみる日本のすがたとその変遷	西南学院大学博物館
ジャダイカ・コレクション ヨダヤ教の祝祭	西南学院大学博物館
特集展示 海の帝国琉球ー八重山・宮古・奄美からみた中世ー	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
「鬼島津」が遺したものー文禄ー慶長の役と島津義弘ー	佐賀県立名護屋城博物館
名刀「博多藤四郎」の輝きー戦国を生きた武士の絆ー	博多藤四郎展実行委員会
企画展 よみがえる山内家資料の美と歴史 ー伝統の技がなす文化財修理の世界ー	高知城歴史博物館
ひとのすがた、いのりのかたちー肖像彫刻の世界ー	熊本博物館
大地とモノが語る熊本地震 震災を振り返る	熊本博物館
特別展 奈良・中宮寺の国宝	日本経済新聞社
特別展示 天神縁起の世界	九州国立博物館
御大典記念 特別展 よみがえる正倉院宝物ー再現模造にみる天平の技ー	朝日新聞社
黄雀文庫所蔵 鯉絵のイマジネーション	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
令和3年度夏季企画展 青少年義勇軍が見た満州ー創られた大陸の夢	長野県立歴史館
特別展 横浜の仏像ーしられざるみほとけたち	横浜市歴史博物館
ユニバーサルミュージアムさわる!「蝕」の大博覧会	国立民族学博物館
日蓮聖人と法華文化	「日蓮聖人と法華文化」実行委員会 新潟県立歴史博物館 山梨県立博物館
長崎口と和華蘭文化ー異文化のさざ波ー	西南学院大学博物館
学びの歴史像ーわたりあう近代ー	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
アイヌの暮らしー時代・地域・さまざまな姿	公益財団法人アイヌ文化財団
宣教師とキリシタンー霊性と聖像のかたちを辿って	西南学院大学博物館
令和3年度冬季企画展 郷愁の画家丸山晩霞ー師友とその時代	長野県立歴史館
企画展「美術の眼、考古の眼」	公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

◆複製資料

重要文化財「対馬宗家関係資料」の修理から見た「毎日記」の生成	古川祐貴・藤井良昭・堀田圭吾
館守『毎日記』に見る草梁倭館の交好事件一元禄三（一六九〇）年の事例をもとにー	迫田ひなの
鎌倉期少弐氏による対馬支配と代官宗氏	松尾大輝
自誓受戒の好相行・好相をめぐる考察ー近世期・真言律系を中心ー	高松世津子
近世戒律復興における野中寺中興慈忍慧猛の事績と霊験について	高松世津子
近世天台宗寺門派義瑞性慶の事績と自誓受戒	高松世津子
近世戒律復興の明忍と了性ーその事績と臨終瑞相をめぐるー	高松世津子
月潭道激自筆資料ー「明忍和尚行業曲記」翻刻と解題	高松世津子
南北朝期宗氏による対馬支配と少弐氏	松尾大輝

◆逐次刊行物

REKIHAKU 0002 特集いまこそ、東アジア交流史	国立歴史民俗博物館
國學院大學博物館 研究報告第37輯	國學院大學博物館
民具マンスリー第53巻10～12号	神奈川大学日本常民文化研究所
歴史と民俗 37	神奈川大学日本常民文化研究所
東洋大学文学部紀要 第74集 史学科篇 第46号	東洋大学
長崎市長崎学研究所紀要 長崎学 第5号	長崎市長崎学研究所
九州文化史研究所紀要 第六十三～六十四号	"九州大学付属図書館付設記録資料館 九州文化史資料部門"
三井文庫論叢 第54号	公益財団法人 三井文庫
国立歴史民俗博物館研究報告 第224集	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
東京大学史料編纂所研究紀要 第30号	東京大学史料編纂所
東京大学史料編纂所報 第55号	東京大学史料編纂所
史学研究集録 第44～45号	國學院大學大学院史学専攻大学院会
国立歴史民俗博物館研究報告 第227集	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
新潟県立歴史博物館研究紀要 第22号	新潟県立歴史博物館
長崎歴史文化博物館研究紀要 第15号	長崎歴史文化博物館
訳官使・通信使とその周辺 3	「訳官使・通信使とその周辺」研究会
白山史学 第五十七号	白山史学会
山口県史研究 第29号	山口県
海港都市研究 第16号	神戸大学大学院人文学研究科 海港都市研究センター
調査研究書 第45集	佐賀県立博物館・佐賀県立美術館
西南学院大学博物館研究紀要 第9号	西南学院大学博物館
福岡市総合図書館 研究紀要 第21号	福岡市総合図書館
国立歴史民俗博物館研究報告 第228集	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
研究紀要 第27集	佐賀県立名護屋城博物館
国立歴史民俗博物館研究報告 第223集	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
国立歴史民俗博物館研究報告 第225～226集	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
鷹・鷹場・環境研究 vol. 3	九州大学基幹教育院福田研究室
北九州市立自然史・歴史博物館研究報告 B類 歴史 第18号	北九州市立自然史・歴史博物館
日本学論集 42	慶熙大 大学院 日語日文学科
東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信 92号	東京大学史料編纂所
嶽南風土記 第28号	有家史談会
大分県立歴史博物館 研究紀要 21	大分県立歴史博物館
民具マンスリー第54巻1～3号	神奈川大学日本常民文化研究所
長野県立歴史館 研究紀要 第27号	長野県立歴史館
高知県立高知城歴史博物館 研究紀要 第3号	高知県立高知城歴史博物館
REKIHAKU 003 日記がひらく歴史のトピ	国立歴史民俗博物館
伊能忠敬記念館年報 第22号	伊能忠敬記念館
東風西声 九州国立博物館紀要 第16号	九州国立博物館
訳官使・通信使とその周辺 4	「訳官使・通信使とその周辺」研究会
東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信 93号	東京大学史料編纂所
国立歴史民俗博物館要覧 2021	国立歴史民俗博物館
昭和のくらし研究 第18号	昭和館
朝鮮通信使 JOSEON TONGSINSA JOURNAL・SUMMER2021 夏号	姜 東秀 (財) 釜山文化財団
佐賀県立佐賀城本丸歴史館 研究紀要 第16号	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
民具マンスリー第54巻4号～7号	神奈川大学日本常民文化研究所
横浜市歴史博物館 紀要 VOL. 25	横浜市歴史博物館
北東アジア研究 第26号～28号	島根県立大学 北東アジア知己研究センター
北東アジア研究 別冊第3～5号	島根県立大学 北東アジア知己研究センター
北東アジア研究 第29～31号	島根県立大学 北東アジア知己研究センター
地方史研究 第三七八号 第65巻第6号	地方史研究協議会
地方史研究 第三八四号 第66巻第6号	地方史研究協議会
地方史研究 第三八五号 第67巻第1号	地方史研究協議会
地方史研究 第三八六号 第67巻第2号	地方史研究協議会
地方史研究 第三八七号 第67巻第3号	地方史研究協議会
地方史研究 第三八八号 第67巻第4号	地方史研究協議会
地方史研究 第三八九号 第67巻第5号	地方史研究協議会
地方史研究 第三九〇号 第67巻第6号	地方史研究協議会
地方史研究 第三九一号 第68巻第1号	地方史研究協議会
地方史研究 第三九二号 第68巻第2号	地方史研究協議会
地方史研究 第三九三号 第68巻第3号	地方史研究協議会
地方史研究 第三九四号 第68巻第4号	地方史研究協議会
地方史研究 第三九五号 第68巻第5号	地方史研究協議会
地方史研究 第三九六号 第68巻第6号	地方史研究協議会
地方史研究 第三九七号 第69巻第1号	地方史研究協議会
地方史研究 第三九八号 第69巻第2号	地方史研究協議会
地方史研究 第三九九号 第69巻第3号	地方史研究協議会
地方史研究 第四〇〇号 第69巻第4号	地方史研究協議会
地方史研究 第四〇一号 第69巻第5号	地方史研究協議会
地方史研究 第四〇二号 第69巻第6号	地方史研究協議会
地方史研究 第四〇三号 第70巻第1号	地方史研究協議会
地方史研究 第四〇四号 第70巻第2号	地方史研究協議会

地方史研究 第四〇五号 第70卷第3号	地方史研究協議会
地方史研究 第四〇六号 第70卷第4号	地方史研究協議会
地方史研究 第四〇七号 第70卷第5号	地方史研究協議会
日本史研究 第四八一号~第六一五号	日本史研究会
日本史研究 第六四八号	日本史研究会
日本史研究 第六七七号~第七〇四号	日本史研究会
日本歴史 第192号	吉川弘文館
日本歴史 第199号	吉川弘文館
日本歴史 第216号	吉川弘文館
日本歴史 第224号	吉川弘文館
日本歴史 第241号	吉川弘文館
日本歴史 第290号	吉川弘文館
日本歴史 第306号	吉川弘文館
日本歴史 第308号	吉川弘文館
日本歴史 第321号	吉川弘文館
日本歴史 第371号	吉川弘文館
日本歴史 第429号	吉川弘文館
日本歴史 第458号	吉川弘文館
日本歴史 第463号	吉川弘文館
日本歴史 第538号	吉川弘文館
日本歴史 第547号	吉川弘文館
日本歴史 第737号	吉川弘文館
日本歴史 第742号~第757号	吉川弘文館
日本歴史 第759号~第783号	吉川弘文館
日本歴史 第785号~第825号	吉川弘文館
日本歴史 第827号~第830号	吉川弘文館
日本歴史 第832号~第881号	吉川弘文館
歴史評論 No.730~No.739	校倉書房
歴史評論 11月別冊	校倉書房
歴史評論 No.740~No.747	校倉書房
東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信 94号	東京大学史料編纂所
九州歴史資料館 研究論集 46	九州歴史資料館
REKIHAKU 004 歴史のなかの疫病	国立歴史民俗博物館
日本史研究 第七一一号	日本史研究会
国立歴史民俗博物館研究報告 第229集	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
民具マンスリー第54巻8~9号	神奈川大学日本常民文化研究所
東京大学史料編纂所研究紀要 第31号	東京大学史料編纂所
東京大学史料編纂所報 第56号	東京大学史料編纂所
大阪歴史博物館年報 令和2年度	大阪歴史博物館
朝鮮通信使 JOSEON TONGSINSA JOURNAL・AUTUMN2021 秋号	姜 東秀 (財) 釜山文化財団
史料館研究紀要 第二六号	大分県立先哲史料館
長崎県対馬歴史研究センター所報 No. 1	長崎県対馬歴史研究センター
国立歴史民俗博物館研究報告 第230集	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
木簡研究 第四三号	木簡学会
東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信 95号	東京大学史料編纂所
日本學論集 43	グローバル琉球沖縄研究所&慶熙大学大学院日本学研究会
國學院大學博物館 研究報告第38輯	國學院大學博物館
訳官使・通信使とその周辺 5	「訳官使・通信使とその周辺」研究会
海港都市研究 第17号	神戸大学大学院人文学研究科 海港都市研究センター
国立歴史民俗博物館研究報告 第231集~第232集	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館

長崎県対馬歴史研究センター所報 2号

2022年 発行

編集・発行 長崎県対馬歴史研究センター

〒817-0021

長崎県対馬市今屋敷668-2

Tel/0920-52-3687

Fax/0920-52-1816

✉ s40470@pref.nagasaki.lg.jp

🌐 <https://tsushima-hrc.jp>

